

平成25年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 3月1日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・町長の施政方針	6
・諸般の報告	11
・議案等の上程（第1号～第35号）（発議第1号） （意見書案第1号～第2号）	12
・議案等に対する質疑	21
・意見書案の上程	21
・議案等の委員会付託	21
・委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	22
発議第1号 粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について	22

第2号 3月4日（月）

・一般質問	29
本田芳枝議員	29
1. 行政機構と行政評価システムについて	29
2. 学童保育事業の望ましい在り方について	42
田川正治議員	47
1. 2013年度の予算編成について	47
2. 学校給食センターの建て替えについて	49
3. 乳幼児に対する就学前の子育て支援について	52
4. 国保税について	57
5. 道路の拡幅と歩道の確保について	59
川口 學議員	61
1. 住宅リフォーム助成制度の改善について	62
2. 災害時の防災対策の充実について	63
3. 子供の医療費補助年齢の引上げについて	68
4. 学校給食センター建替えについて	69
久我純治議員	74
1. 合併協議会の設置について	74

2. これからの保育園事業のあり方は……………	76
澁田順二議員……………	80
1. 県道伊賀～仲原線道路拡幅の取り組みを……………	80
2. 町民への犯罪情報の提供はいつから……………	82
3. 阿恵大池公園の管理について……………	85

第3号 3月5日（火）

・一般質問……………	93
長 義晴議員……………	93
1. 多々良川の河川改修について……………	93
2. 小、中学校の増築計画並びに新たな小学校建設の考えはあるのか……………	93
小池弘基議員……………	106
1. 児童・生徒の通学路における交通安全対策の現状について……………	106
2. 地域防災が進むなか本町における取組みについて尋ねます。……………	110
山脇秀隆議員……………	117
1. 子ども子育て関連3法について……………	117
2. 幼児（3歳～5歳）における防災教育を行うことについて……………	128
安川俊彦議員……………	132
1. 福岡東環状線の道路工事について……………	132
2. 選挙投票率向上対策について……………	139

第4号 3月8日（金）

・委員長の審査結果報告・質疑・採決……………	151
議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて……………	151

第5号 3月22日（金）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	159
議案第2号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任承認について……………	159
議案第3号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……………	160
議案第4号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	161
議案第5号 粕屋町危険廃屋等の適正な管理に関する条例の制定について……………	162
議案第6号 粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について……………	163
議案第7号 粕屋町公園条例の一部を改正する条例について……………	165

議案第8号	粕屋町道路構造の基準に関する条例の制定について……………	167
議案第9号	粕屋町道路標識の寸法に関する条例の制定について……………	168
議案第10号	粕屋町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 の制定について……………	168
議案第11号	粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路 の構造に関する基準を定める条例の制定について……………	169
議案第12号	粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定 公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について……………	169
議案第13号	粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について……………	170
議案第14号	粕屋町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制 定について……………	170
議案第15号	粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び に水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について……………	170
議案第16号	粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例について……………	172
議案第17号	粕屋町介護給付費等の支給に関する審査会設置条例等の一部 を改正する条例について……………	172
議案第18号	粕屋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 等の基準に関する条例の制定について……………	172
議案第19号	粕屋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について……………	175
議案第20号	平成24年度粕屋町一般会計補正予算について……………	176
議案第21号	平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	183
議案第22号	平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	183
議案第23号	平成24年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	183
議案第24号	平成24年度粕屋町水道事業会計補正予算について……………	187
議案第25号	平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算につ いて……………	187
議案第26号	平成25年度粕屋町一般会計予算について……………	189
議案第27号	平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	197
議案第28号	平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	197
議案第29号	平成25年度粕屋町介護保険特別会計予算について……………	197
議案第30号	平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ いて……………	197
議案第31号	平成25年度粕屋町水道事業会計予算について……………	202
議案第32号	平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……………	202

議案第33号	住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法 について……………	205
議案第34号	指定管理者の指定（継続）について……………	207
議案第35号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数 の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について…	208
意見書案第1号	T P P（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意 見書（案）……………	209
意見書案第2号	中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書 （案）……………	209
委員会の閉会中の所管事務調査……………		210
・閉 会……………		211

平成25年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成25年3月1日（金）

平成25年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成25年3月1日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長の施政方針
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 議案等の委員会付託
- 第9. 委員長報告
- 第10. 委員長報告に対する質疑
- 第11. 討論
- 第12. 採決

発議第1号 粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克 義 ミキシング 安 松 茂 久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町 長	因 清 範	教 育 長	大 塚 豊
総 務 部 長	田 代 眞	住民福祉部長	工 藤 龍 一
都市政策部長	松 永 誠 一	教育委員会次長	因 友 幸
総 務 課 長	八 尋 恵 治	協働のまちづくり課長	安 川 喜代昭
経営政策課長	箱 田 彰	税 務 課 長	石 山 裕
収 納 課 長	瓜 生 俊 二	介護福祉課長	清 武 稔
健康づくり課長	大 石 進	総合窓口課長	水 上 尚 子
子ども未来課長	安河内 涉	都市整備課長	野 中 清 人
地域振興課長	案 浦 正 明	上下水道課長	吉 武 信 一
環境生活課長	因 光 臣	学校教育課長	八 尋 悟 郎
社会教育課長	安河内 強 士	給食センター所長	城 戸 和 子
給食センター 建設準備室長	関 博 夫	総務課庶務人事主幹	今 泉 真 希

(開会 午前9時30分)

◎議会事務局長(長 克義君)

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。全国町村議会議長会より、長年の議会議員としての功労に対し、安河内利明議員が全国会表彰を受賞してあります。また、福岡県町村議会議長会より、運営の優良町村議会として、粕屋町議会が特別表彰を受賞いたしております。ここで進藤議長より伝達をしていただきます。安河内議員、並びに町議会を代表し、八尋副議長、前方へお願いいたします。

◎議長(進藤啓一君)

表彰状、福岡県粕屋町安河内利明殿。

あなたは、町村議会議員として長年にわたり地域の振興、発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成25年2月6日。全国町村議会議長会会長 高橋正。

(安河内利明議員 表彰)

◎議長(進藤啓一君)

表彰状、福岡県糟屋郡粕屋町議会殿。

貴議会は、地方自治の本旨に沿って、議会運営の向上に努め、もって住民福祉を増進した功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成25年2月18日。福岡県町村議会議長会会長 武内幸次郎。

(糟屋郡粕屋町議会 表彰)

◎議長(進藤啓一君)

ここで、安河内議員より謝辞が述べられます。

◎12番(安河内利明君)

光陰矢のごとしと申しますが、あっという間の二十数年間でございました。その間、皆様方のご指導、ご鞭撻によりまして、職責を大過なく果たすことができましたことを、この場をかりまして厚く御礼を申し上げます。なお、これからも地域住民の方々の福祉の向上のために、さらなる努力をしなければならないと心を新たにいたしておるところでございます。本当にありがとうございました。

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

私たちの今任期の始まりは、平成21年4月29日でありましたが、早いもので本年4月28日をもって、その任期も満了となります。定例会としましても、この3月議会が最後であります。最後であります。3月議会は、新年度の当初予算など、特に重要な議案等が上程されています。また、会期も長めの設定がありますが。皆さんの真摯にして、活発なご審議をお願いする次第であります。なお、この3月議会

からは、議員全員で協議し、また、町の理解も得て、粕屋町議会にとっては初の試みであります本会議場での模様を町民の皆様にも自宅のパソコンでごらんいただける、いわゆるインターネット中継を導入していますことを申し上げ、早速会議に入りたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、平成25年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において、3番田川正治議員及び5番久我純治議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月22日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの22日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

町長の施政方針の説明を求めます。

因町長。

（町長 因 清範君 登壇）

◎町長（因 清範君）

皆さんおはようございます。

本日、平成25年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変何かとご多忙の中をご出席賜り、心から御礼申し上げます。

それでは、まず最初に、平成25年度の施政方針を申し上げます。

本日、平成25年度一般会計予算案を初めとする諸議案の審議をお願いするにあたり、町政に対する基本的な方針と予算及び施策の概要を申し述べさせていただき、町民の皆様並びに議員各位のご理解と町政へのなお一層のご協力をお願いする次第であります。

私は、粕屋町長という重責を担わせていただき、早や2回目の年度を迎えることになりました。この間、一昨年3月に発生いたしました東日本大震災の被害の傷も癒えない昨年7月には、気象庁がこれまでに経験したことがないような大雨と発表された九州北部豪雨が発生し、各地に大きな被害をもたらしたことは記憶に新しいところでございます。被災された方々の心からのお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を念じてやみません。このような災害を目の当たりにしたとき、住民と行政が一体となり、手に手をとって支え合い、助け合う、災害に強い協働のまちづくりの重要性を改めて感じたところであります。

さて、昨年12月の衆議院総選挙により、新たに発足した自民党政権での新安倍内閣はアベノミクスと称される大胆な金融緩和と機動的な経済対策、そして民間投資を喚起する成長戦略という、いわゆる3本の矢を基本方針として、長引く円高、デフレ不況からの脱却を目指しております。物価目標、インフレターゲットを2%に設定し、大胆な金融緩和措置を行うとともに、緊急経済対策を断行し、補正予算と新年度予算の15カ月予算を組み、切れ目なく経済対策の公共事業予算を重点配分し、雇用の拡大と景気の底上げを行おうとするものであります。粕屋町におきましても、国のこのような日本経済再生に向けた経済対策に歩調を合わせながら、地方財政計画の規模を考慮して、地域の活性化につながる経済対策を講じることが重要であると考えます。

しかしながら、長引く不況から税収の伸びは期待できず、地方交付税の通常収支分の減額、そして社会保障費等の増大による地方負担額の増加が、当町の財政運営にも大きな影を落としていることはご承知のとおりであります。

このように、厳しい財政環境ではありますが、景気の底割れを回避し、成長と富の創出を実現し、強い日本経済の再生を図る国の成長戦略の一環として追加される地域経済活性化・雇用創出臨時交付金事業、いわゆる地域の元気臨時交付金事業を24年度末から25年度にわたって積極的に活用し、地域からの経済再生に寄与するとともに、町民皆様の生活利便性の向上と安全安心のまちづくりの推進、教育環境の充実・整備に努めてまいります。

さらに、今年度は、安全で快適なまちづくり、いきいき暮らせるやさしいまちづくり、健やかな子どもを育てる環境づくり、豊かな心と健やかな体を育む教育環境づくり、そして安全安心な地域づくりの5つの夢、ドリームのあるまちづくりを5D計画と名づけ、職員一丸となって取り組んでまいります。町民の皆様が、粕屋町に生まれてよかった、粕屋町に住んでよかった、粕屋町に住み続けたいと思えるまちづくりを目指して、全身全霊を傾注し、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成25年度の予算につきまして概要をご説明申し上げます。

平成25年度は、特別会計や企業会計を合わせて総額215億円余りとなる、24年度に比較して、プラス2.9%の予算について提案させていただきます。

一例として、健やかな子どもを育てる環境づくりを挙げますと、子ども広場管理整備事業・学童保育所運営事業・私立保育所運営事業の充実等に約2億6,000万円余を増額し、健やかな子育て支援事業・妊婦健診支援事業・乳幼児健診事業・乳幼児療育事業として、1億1,000万円余を計上いたしております。限られた財源の中で、将来を展望した財政の健全化に努めるとともに、既存事務事業の見直しを図り、財源を確保していくペイ・アズ・ユー・ゴーの原則により、予算の検討を行い、特に子育て支援と安全安心のまちづくりに配慮する中での予算を編成したところであります。

内訳といたしましては、一般会計は116億1,800万円で、前年度比1億9,200万円、1.7%の増となっております。主に、私立保育所開園に伴う委託料の増加及び学童保育所新設などの普通建設事業費が増加したことが大きな要因となっております。このほか、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、住宅新築資金などの4特別会計の合計は、64億8,900万円余で、7.7%の増。水道、下水道の2企業会計の合計は、33億9,600万円余で、1.6%の減となっております。財政の健全化では、地方債残高の縮減に努め、一般会計の平成25年度末は平成24年度末と比べ、1億7,000万円余り減少し、95億3,000万円余の残高となる見込みであります。

以上が平成25年度の予算の概要であります。今回の国の大規模な経済対策により、事業の中には補助事業や交付金事業等でいまだ国の予算配分などの行方が不透明な部分も多くございます。今後の日本経済の再生動向や政府が発信する成長戦略方針の推移など、細かな情報収集に努め、町民の皆様の生活に寄与できる強く優しいまちづくりに努めてまいります。

それでは、平成25年度の重点的な施策について、第4次総合計画に掲げる5つの将来都市像の体系をもとにご説明申し上げます。

まず第1点目は、都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまちの実現に向けた取り組みであります。

平成25年度は、39事業、26億6,760万8,000円の予算配分をいたしました。ハード面についてであります。県事業の基幹道路整備事業として、千代・粕屋線、筑紫野・古賀線及び福岡東環状線に加え、粕屋・久山線の道路建設を進め、交通の利便性が高い生活基盤を支えるインフラ整備を行い、交通渋滞の軽減とあわせて、快適な交通環境の計画的な整備に取り組んでまいります。また、通学路の安全対策の点検を行った結果、改良の必要な箇所が数多く出てまいりました。これらの安全性の

確保に向けた整備を行い、児童・生徒を初め、歩行者の交通安全対策に取り組んでまいります。なお、現在、最も懸念されております公共施設の長寿命化対策につきましては、将来にわたるコストの縮減を図り、事後保全よりも予防保全の視点から橋梁の維持修繕計画を策定いたしております。

環境対策といたしましては、低炭素社会づくりに向けた住宅用太陽光発電システムの補助金制度を創設いたします。省資源・省エネルギーの啓発に努め、持続性のある資源環境型社会の形成を目指してまいります。また、旧ゴミ焼却場の解体につきましては、昨年度にダイオキシン類を調査を行い、今年度におきましては環境に配慮した解体を早期に実施できるように、解体の設計委託を行ってまいります。

農業の振興につきましては、農業用施設の整備及び担い手育成を進めながら、粕屋町に適した都市近郊農業の今後のあり方などについて、農協などの関係機関と調査・研究を行い、消費者が安全で安心できる農産物の生産促進のための活動を支援することによって、地元農産物の地産地消を推進してまいります。また、地域振興につきましても、福岡市と隣接する立地条件や交通利便性の良さを生かし、商工会や関係機関とも連携して、農と商の融合を図り、町の魅力等の情報発信を強化するなど、地域経済の活性化にも努めてまいります。

第2点目は、誰もが安心していきいき暮らせる優しいまちづくりに向けた取り組みについてであります。

平成25年度は、63事業、107億8,726万9,000円の予算配分をいたしております。本町は、出生率が高く、子育て世代が多い元気な町であります。このため、安心して子育てできるように、乳幼児期の成長段階に応じて、心身の発達状況の確認をし、母親の育児不安の軽減に努めますとともに、健やかな成長へと導くための乳幼児健診や妊娠期から相談体制を充実させ、低出生体重児の養育医療費給付事業を新規に開始いたします。またさらに、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、入院医療費に係る助成対象を小学6年生まで拡大いたしますとともに、安心して子育てできる環境づくりとして、粕屋中央小学校に学童保育所の新設を行い、なお一層の子育て環境の充実を図ってまいります。高齢者の方につきましては、感染症予防事業として、肺炎球菌の予防接種の助成を行い、高齢者の健康の保持増進に努めてまいります。さらには、誰もがいきいきと心豊かに暮らしていくためには、健康であることが大切な要素の一つでもあります。引き続き、特定健診・特定保健指導を強化し、生活習慣病の発症予防・重症化防止に努めるとともに、本年度で10年目を迎えます健康かすや21の活動を新たにし、地域における健康づくり活動を支援し、健康日本一のまちづくりに取り組んでまいります。

また、平成25年4月の障害者総合支援法施行や育成医療の権限委譲に伴い、相談

窓口体制を強化し、誰もが社会の一員として、生きがいを持ち、生活できるように、自立支援の推進を図ってまいります。なお、本年5月には、知的障害者の方々の共同生活を行うケアホームが江辻地区に開所いたします。同時に、酒殿地区には通所型の障害福祉サービス事業所が開所する予定になっております。

3点目は、人・地域・文化を愛する人を育むまちづくりに向けた取り組みであります。

平成25年度は、26事業、9億585万3,000円の予算配分をいたしております。子ども達が、地域の人々とのつながりの中で、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力を育成し、生きる力を持ち、21世紀の担い手として、たくましく成長していくことができるよう、地域全体で見守り、互いに支え合う地域力の醸成に努めてまいります。学校教育におきましては、確かな学力と豊かな心の育成が重要であります。教育環境におきましても、今後も他の町には類を見ないほど増え続けると予想される児童数への対応が必要となりますので、安全性を重視した計画的な施設整備を行うとともに、日々の学校教育活動を支援してまいります。また、学校給食センター建設におきましては、安全・安心な学校給食を提供できる実施計画の決定を行い、たくましく生きるための健康や体力などの基礎的な資質を、学校教育と給食を通じて育むことができるように取り組んでまいります。

次に、4点目は、交流と助け合いにより、お互いを大切にしあえるまちづくりに向けた取り組みであります。平成25年度は、21事業、6億6,545万3,000円の予算を配分いたしております。

昨年度、東日本大震災を教訓に、防災計画の見直し、整備に取り組んでまいります。この地域防災計画に基づく防災・減災に主眼を置いた地域防災の取り組みにおいて、自主防災組織を確立し、地域住民と消防団、町職員が連携しながら、協働で防災訓練を通して、防災知識・技術の習得と向上を図ってまいります。今後も、地域との連携協力体制をさらに強固なものとし、地域防災力の充実に積極的に取り組んでまいります。

ハード面におきましても、近年の局地的なゲリラ豪雨による浸水被害に対処するため、引き続き雨水調整池等の工事を実施し、災害に強い安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。また、防災に関する情報を一斉に複数の手段で住民に発信できる緊急情報伝達システムの機能を充実させ、今後、災害時のみならず、防犯等の緊急連絡にも活用してまいります。

最後に、5点目として、みんなで創り進めるまちづくりの実現に向けての取り組みについてであります。

平成25年度は、32事業、12億9,952万3,000円の予算配分をいたしております。厳

しい財政状況の中で、地域力を備え、環境の変化に的確に対応するため、今までのやり方にとらわれず、職員一人一人が粕屋町を愛し、住民視点に立ち、行政のプロ意識と向上心を持ちながら、創意工夫によって新しい時代の新しい行政運営へと転換していかなければなりません。そこで、平成18年に策定いたしております粕屋町行財政改革大綱の見直しを行い、効率的で、次の時代を見据えた行政運営や財政基盤の確立を進めてまいります。また、限られた財源を効率的に活用し、公共施設の維持、更新を計画的に進めていくために、昨年度実施した公共施設更新マネジメント支援業務のライフサイクルコストの試算結果等を基に、今後の公共施設のあり方など、長寿命等について、総合的な視点から判断、検討してまいります。さらに、平成23年度の決算から総合計画の施策体系に沿った行政評価を行うとともに、公会計制度の導入により、行政コストまで含めた分析を行い、その結果をわかりやすく町民の皆様にお示しすることができるようになりました。行政の透明性がさらに増幅されることとなります。今後は、この分析結果を行財政改革に反映させ、事業経費や受益者負担のさらなる適正化を図るなど、将来に向けて本町が維持・発展し続けるために、効果的かつ効率的な行政運営に努めてまいります。

終わりに、私は粕屋町が今後もさらに魅力ある町として発展するまちづくり、町民の皆様が優しさや幸せを実感できる、それを感じられる日々の暮らしができるまちづくりを目指してまいります。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、温かいご支援とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、諸般の報告を申し上げます。

今定例会での報告といたしましては、一部事務組合の平成23年度決算が1件、一部事務組合等の平成25年度予算が8件でございます。そのほかに、今から申し上げます須恵町外二ヶ町清掃施設組合の関係でございます。

まず、し尿処理施設関連につきましては、酒水園の放流水は安定した放流水質が保たれております。4月から本年1月までの10カ月間におきまして。約1万4,400キロリットルのし尿を処理し、前年同期と比較しますと、6.2%減少しており

ますが、これは下水道の進捗によるものであります。しかしながら、施設は稼働30年を経過しておりまして、老朽化が進んできておるところでございます。平成25年度におきまして、必要最小限の改修工事を計画することといたしております。

次に、クリーンパークわかすぎについてであります。大牟田リサイクル発電と結んででいるRDFの処理委託契約の平成30年度以降の延長につきましては、平成25年度中に結論が出るよう協議を進めているところでございます。処理単価は1トン当たり、現在1万2,200円でございますが、平成25年度から29年度まで、700円値下げの1万1,500円となる見込みでございます。また、クリーンパークわかすぎの延長に関しましても、今後地元説明会などを開催し、10年の延長をお願いすることといたしております。その他一部事務組合等の報告につきましては、別紙紙面に一覧表を載せておりますので、後ほどご一読お願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は35件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長（因 清範君）

それでは、平成25年第1回3月定例会に、町から提案いたしました議案は、特別職の選任が1件、委員の選任が2件、条例の改正が6件、条例の新規制定が10件、平成24年度補正予算が6件、平成25年度当初予算が7件、住居表示の実施が1件、指定管理者の指定が1件、一部事務組合の規約の変更等が1件、以上35件でございます。

それでは、議案第1号から順次説明申し上げます。

議案第1号は、副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

平成23年11月6日、私が町長に就任以来、空席になっておりました副町長につきまして、箱田彰氏を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

氏は、粕屋町総務部経営政策課長の職にあり、粕屋町仲原にお住まいでございます。経歴書に記載してありますとおり、昭和54年に粕屋町に奉職され、総務、財政税務部門に長年携われてこられました。平成24年4月に、総務部経営政策課長に就任されましてからは、町の将来を方向づける政策をさまざまな角度から提案され、

職務を遂行されておるところであります。このように、箱田氏は行政職員として、34年の実績を積み、人格、識見ともすぐれた方でございます。選任同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第2号は、粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございます。

粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいていた安河内勇臣氏が、本年1月31日をもって退任されましたので、地方税法の規定により、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合には、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任し、選任後、最初の議会において、その選任について事後の承認を得なければならないとされております。今回、後任として、満行貞夫氏を選任いたしましたので、地方税法第423条第5項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

満行氏の経歴につきましては、経歴書を添付いたしておりますが、同氏は元粕屋町の職員で、役場在職中は、財政、税務部門に長年携われてこられました。同氏は、人格、識見ともすぐれ、税行政にも精通された方でございます。

なお、委員の任期につきましては、前任者の残任期間となっております。

選任承認につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第3号は、粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。

平成19年4月より、粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております向野昌邦氏の任期が、本年4月28日をもって任期満了となります。よって、同氏を再度選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、経歴書を添付いたしておりますが、同氏は長年、不動産鑑定士として、土地、家屋の評価に携わってこられました専門家であり、本委員に最適の方で、人格、識見ともすぐれた方でございます。

選任同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第4号は、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住宅手当を廃止するために、本条例の整備を行うものでございます。

議案第5号は、粕屋町危険廃屋等の適正な管理に関する条例の制定についてでございます。

本来、建物などの管理は、その所有者管理者により適正に管理されるべきものがありますが、高齢化や遠隔地居住等により、近年は管理不全状態の空き家等が目立つようになっております。近隣住民からの相談も増加している傾向にあります。こ

の条例は、町民の安全で安心な生活を確保するため、防犯や防災上、危険な状態にある空き家などを対象に、その所有者、管理者に対する助言・指導・勧告・命令・公表等により、適正な管理を促し、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的に制定するものであります。

議案第6号は、粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例第2条の占用料の額を規定する別表の改正であります。平成17年10月以降、道路占用料については、道路法施行令別表に定める占用料の額を参考とし、設定するよう努めることについて、その徹底が求められていました。また、所管課の糟屋地区での占用者との協議等の経過を踏まえ、道路法施行令別表に準じ、道路占用料を改正するものでございます。

議案第7号は、粕屋町公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、都市公園法の一部改正により、都市公園法施行令が定める都市公園の配置及び規模に関する基準について条例で定めることとされ、条例の整備を行うものでございます。基準については、都市公園法施行令を参考とし、国と同一基準で定めるものでございます。

議案第8号は、粕屋町道路構造の基準に関する条例の制定についてでございます。

制定の理由は、道路法の一部改正により、町が道路管理者である町道に関する道路の構造の技術的基準について条例で定めることとされたことに伴い、道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準を、道路法第30条第3項の規定により、道路構造令の基準を参考として定めるものでございます。

議案第9号は、粕屋町道路標識の寸法に関する条例の制定についてでございます。

制定の理由は、道路法の一部改正により、町が道路管理者である町道に関する道路標識の寸法について条例で定めることとされたことに伴い、道路法第45条第3項の規定により、内閣府令・国土交通省令の定めるところを参考とし、道路標識の寸法及び文字等の寸法を定めるものでございます。

議案第10号は、粕屋町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

制定の理由は、河川法の一部改正により、町が管理する準用河川について管理施設等の構造の技術的基準について条例で定めることとされたことに伴い、河川管理施設等構造令を参考とし、必要な事項を定めるものでございます。これに当たりますのは、本町では大谷川、1河川でございます。

議案第11号は、粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

制定の理由は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、特定道路のうち、町が道路管理者である町道の移動等の円滑化のために必要な構造基準について条例で定めることとされたことに伴い、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第10条第1項及び第2項の規定により、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第12号は、粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、国土交通省令が定める特定公園施設の設置に関する基準が条例で定められたことに伴い、必要な事項について条例の整備を行うものでございます。

議案第13号は、粕屋町下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

下水道法の一部改正に伴い、粕屋町下水道条例の参照条項にずれが生じたため、下水道条例の一部改正を提案するものでございます。

議案第14号は、粕屋町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、下水道法の一部改正に伴い、下水道の構造の技術上の基準等について必要な事項を定めるものでございます。

議案第15号は、粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準について必要な事項を定めるものでございます。

議案第16号は、粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、施設整備基準及び入居者の収入基準の規定を加え、現行の水準を維持するための改正でございます。

議案第17号は、粕屋町介護給付費等の支給に関する審査会設置条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、障害者自立支援法の改正に伴い、条文中の法律名称を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、参照条項にずれが生じたため、関係する条例の一部改正を提案するものでございます。また、現在使用しております粕屋町介護給付費等の支給に関する審査会を粕屋町障害支援区分等審査会と

名称変更を行うものでございます。

議案第18号は、粕屋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで国が全国一律に定めていた介護サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について、地方分権改革の観点から、地方自治体が必要な事項を定めるものとなったためであります。

議案第19号は、粕屋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

国から危機管理として、新型インフルエンザ等の新感染症対策のために、平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されました。施行日は、公布の日から1年を超えない範囲内において、政令で定める日となっております。今後、病原性の高い感染症等が国内で発生し、国民に甚大な影響を及ぼしそうな場合に、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合に、粕屋町が設置しなければならない対策本部に関し、必要な事項を条例で定めるものでございます。

議案第20号は、平成24年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ8億6,127万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億8,032万3,000円といたすものでございます。

歳入の主なものといたしましては、繰入金を4億3,668万2,000円、町債を1億9,690万円、国庫支出金を1億3,395万円、諸収入を1億901万8,000円、町税を2,800万円増額し、県支出金を6,210万5,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、土地開発公社利子等補助金を4億円、中学校施設整備事業費を2億5,094万4,000円、小学校施設整備事業費を1億3,933万3,000円、財政調整基金費を1億2,942万4,000円、公共施設整備基金費を5,009万円、町営住宅管理運営事業費を4,600万円、流域関連公共下水道事業会計補助金を5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金を3,442万4,000円増額し、私立保育所運営事業費を5,535万1,000円、緊急雇用創出事業費を2,290万円、それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第21号は、平成24年粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ380万2,000円を追加し、歳入歳出総額を41億1,540万円といたすものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金を1億400万5,000円、共同事業交付金を4,649万1,000円をそれぞれ減額し、療養給付費等交付金を5,221万5,000円、繰入金金を3,442万5,000円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、療養給付費の増加により、保険給付費を617万円増額し、保健事業費を286万円減額するものでございます。

議案第22号は、平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,346万8,000円を減額し、歳入歳出総額を3億9,350万5,000円といたすものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を2,390万円減額し、繰入金を43万2,000円増額するものでございます。

一方、歳出としたしましては、総務費を30万円、後期高齢者医療広域連合納付金を2,316万8,000円減額するものでございます。

議案第23号は、平成24年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてであります。

保険事業勘定の補正は、歳入歳出予算のそれぞれを1,160万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を17億3,743万5,000円といたすものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、保険料を2,412万9,000円増額し、国、県支払基金を746万円、一般会計繰入金を515万5,000円、それぞれ減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、諸支出金を1,709万5,000円増額し、総務費を509万4,000円、地域支援事業費を39万2,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第24号は、平成24年度粕屋町水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、旧上大隈浄水場の未利用水源地を売却したため、資本的収支につきまして、収入を43万2,000円増額し、63万2,000円とするものでございます。

議案第25号は、平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてでございます。

主な補正の内容は、繰入基準により繰入額が確定したため、収益的収入につきまして、収入を2,191万1,000円増額し、10億4,293万6,000円に、資本的収入につきましては、収入を2,808万9,000円増額し、8億7,022万7,000円といたすものでございます。

議案第26号は、平成25年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

平成25年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億1,800万円とするものでございます。これは対前年度比1.7%、1億9,200万円の増となっております。その主なものといたしましては、事業別に前年度と比較いたしますと、私立保育所運営事業費を1億1,431万2,000円、道路改良新設事業費を9,380万円、障害者自立支援給付事業費を8,111万3,000円、学童保育所運営事業費を7,844万9,000円、感染症予防事業費を2,096万3,000円、前年度より増額し、起債の元金償還金を3億9,055万4,000円、利子償還金を2,462万1,000円、前年度より減額し、計上いたしております。また、財源不足を補うため、減債基金から1億8,800万円、財政調整基金から2億円繰入をいたしております。

議案第27号は、粕屋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

平成25年度の本特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ、42億9,018万1,000円とするものでございます。これは、前年度当初予算比で7.4%の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税8億3,062万8,000円、国庫支出金9億3,908万6,000円、前期高齢者交付金7億461万5,000円、共同事業交付金5億3,648万4,000円、繰入金2億9,143万5,000円を計上いたしております。

一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費25億8,874万6,000円、後期高齢者支援金4億9,207万円、介護納付金1億9,567万7,000円、共同事業拠出金5億5,697万4,000円であります。

議案第28号は、平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

平成25年度の本特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ4億150万5,000円とするもので、これは前年度当初予算と比較しますと0.1%の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億1,690万円、繰入金8,349万円を計上いたしております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金3億8,028万円が主なものでございます。

議案第29号は、平成25年度粕屋町介護保険特別会計予算についてでございます。

平成25年度の本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっております。保険事業勘定は、予算総額を歳入歳出それぞれ17億8,178万8,000円とするものでございます。これは、前年度比10.1%増となっております。その主な理由は、介護給付費の増加に伴うものでございます。

歳入の主なものとしていたしましては、介護保険料が3億7,247万1,000円、国庫負担金2億9,987万1,000円、国庫補助金5,716万円、支払基金交付金4億8,735万

4,000円、県負担金2億4,087万3,000円、県補助金695万2,000円、一般会計繰入金2億8,699万5,000円、介護給付費準備基金繰入金3,000万円などがございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費7,206万6,000円、保険給付費16億6,383万2,000円、諸支出金356万1,000円、地域支援事業4,132万6,000円でございます。

次に、介護サービス勘定は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,241万1,000円とするもので、対前年度比42.5%の増となっております。

歳入の主なものとしたしましては、介護予防サービス計画給付費収入が990万6,000円、繰入金250万4,000円。

歳出の主なものとしたしましては、一般管理費1,148万円、サービス事業費の93万円でございます。

次に、議案第30号は、平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。平成25年度の本会計は、予算総額を歳入歳出それぞれ355万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、諸収入255万1,000円でございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、諸支出金330万円でございます。

議案第31号は、平成25年度粕屋町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては、収入が9億5,300万6,000円、支出が9億352万7,000円で、資本的収支につきましては、収入が20万円、支出が4億1,444万5,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

議案第32号は、平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては、収入が10億218万1,000円、支出が10億8,740万8,000円で、資本的収支につきましては、収入が7億3,302万9,000円、支出が9億9,120万1,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

議案第33号は、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでございます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について議決を求めるものでございます。実施につきましては、別図に示しておりますとおり、区域を粕屋町住居表示実施基準要領に基づき、街区方式で行うものでございます。これらの件につきましては、さきに開催されました住居表示審議会におきまして、諮問どおりの答申をいただいたところ

でございます。

次に、議案第34号は、指定管理者の指定についてでございます。

福祉センターの指定管理につきましては、平成19年3月定例議会におきまして議決され、平成19年4月1日から3年間、さらに平成22年3月定例議会にて平成22年4月1日から3年間、指定の期間として、粕屋町社会福祉協議会を指定管理者として継続指定いたしております。今回、指定期間の満了に伴い、粕屋町社会福祉協議会より、理事会の審議を経て、指定管理者の継続の申し出がっております。その中で、社会福祉協議会の特性を生かし、地域の人々が安心して生活することができる福祉のまちづくりの場として、地域の特性に応じた総合福祉センターとして活用いたしております。また、効率的・効果的な管理運営を行い、更なる経費の節減にも努める等の継続要望がっております。町といたしましては、次期の指定管理者の選定に当たり、粕屋町の状況を的確に把握し、地域福祉に精通しており、弾力性・柔軟性に優れた施設の運営ができること。施設の設置目的を効果的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した施設管理を安定して行い、かつ管理経費の節減に努めることができること、などを協議検討し、あわせて過去6年間の経営努力実績を評価した結果、粕屋町社会福祉協議会は指定管理者としての事業効果が相当程度期待できると認めたものであります。このような状況から、粕屋町福祉センターの指定管理者として、平成25年4月から3年間、粕屋町社会福祉協議会を継続して指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

平成25年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から、田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済基金組合を脱退させ、平成25年4月1日から、福岡県市町村職員退職手当組合に下田川清掃施設組合を加入させることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が増減し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、35議案、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、議員発議についてを議題といたします。

発議第1号につきましては、粕屋町議会常任委員会委員長を代表し、安川俊彦総務常任委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

発議第1号、粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。3
常任委員会委員長を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今議会より、町執行部、町長のご英断によりまして、長年の懸案でありました議
場整備に着手いただきました。この整備事業は、積極的な情報公開を率先して行
い、町民に開かれた議会を目指す議会の理念と合致するものでありまして、今後多
くの町民が議会並びに町政への関心を高めるものと思われまます。よって、議会もよ
り町民に信頼される議会運営に取り組みねばなりません。情報通信技術の発展に
よる多様な広報手段につなげなければなりません。

そこで、今回の粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、提案
理由にもありましたように、表決について、起立採決にかえ、投票システムの賛成
ボタンを押すことによる表決とするもので、8章中、第81条の次に第81条の2の条
文を加える改正であります。

以上が議員発議によります発議第1号の提案理由であります。

なお、機器の操作方法等、詳細につきましては、本日の本会議終了後、取扱説明
を事務局より実施予定と聞いております。皆さんの参加をお願い申し上げまして、
説明を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

全ての提案理由の説明が終了いたしました。

これより議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出された意見書案は2件
であります。

事務局長が意見書案を読み上げます。

事務局長。

◎議会事務局長（長 克義君）

意見書案の上程。

議事日程表の6ページ以降、2件でございます。

まず8ページをごらんください。

意見書案第1号。T P P、環太平洋経済連携協定への不参加を求める意見書(案)。

上記の意見書案を別紙のとおり粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年2月14日。提出者、粕屋町議会議員川口學議員、田川正治議員。

続きまして、10ページでございます。

意見書案第2号。中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書(案)。

上記の意見書案を別紙のとおり粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年2月21日。提出者、粕屋町議会議員浦元甫議員、山脇秀隆議員。

以上でございます。

◎議長(進藤啓一君)

お諮りいたします。

本日上程されました議案等、及び意見書案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

ここで議員発議第1号の付託委員会開催のため暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時30分)

◎議長(進藤啓一君)

再開いたします。

◎議長(進藤啓一君)

発議第1号粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件に関し、委員長報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長、安川俊彦議員。

(議会活性化特別委員長 安川俊彦君 登壇)

◎粕屋町議会活性化特別委員長(安川俊彦君)

発議第1号粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について。

議会活性化特別委員会に付託を受けました発議第1号については、議員全員によ

る審議のため、経過を省略し、結果のみを報告いたします。

発議第1号は、全員の賛成をもって可決いたしましたことを報告いたしまして、終わります。

(議会活性化特別委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましては、既に議会活性化特別委員会で審議済みであります、その後、特にご発言がありましたらばお願いをいたします。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので質疑を終結いたします。

◎議長(進藤啓一君)

これより、発議第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

◎議長(進藤啓一君)

これより発議第1号を採決いたします。

本案に対する議会活性化特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は、議会活性化特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(進藤啓一君)

起立全員であります。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一括していただきたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議

長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前11時33分)

平成25年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成25年3月4日（月）

平成25年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成25年3月4日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|---------|----|
| 1番 | 議席番号 | 7番 | 本 田 芳 枝 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 3番 | 田 川 正 治 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 15番 | 川 口 學 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 5番 | 久 我 純 治 | 議員 |
| 5番 | 議席番号 | 9番 | 澁 田 順 二 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 2番 | 小 池 弘 基 | 10番 | 安 川 俊 彦 |
| 3番 | 田 川 正 治 | 11番 | 向 野 正 幸 |
| 4番 | 長 義 晴 | 12番 | 安河内 利 明 |
| 5番 | 久 我 純 治 | 13番 | 山 脇 秀 隆 |
| 6番 | 因 辰 美 | 14番 | 浦 元 甫 |
| 7番 | 本 田 芳 枝 | 15番 | 川 口 學 |
| 8番 | 伊 藤 正 | 16番 | 八 尋 源 治 |
| 9番 | 澁 田 順 二 | 17番 | 進 藤 啓 一 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克 義 ミキシング 安 松 茂 久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町 長	因 清 範	教 育 長	大 塚 豊
総 務 部 長	田 代 眞	住 民 福 祉 部 長	工 藤 龍 一
都 市 政 策 部 長	松 永 誠 一	教 育 委 員 会 次 長	因 友 幸
総 務 課 長	八 尋 恵 治	協 働 の ま ち づ くり 課 長	安 川 喜 代 昭

経営政策課長	箱 田 彰	税 務 課 長	石 山 裕
収 納 課 長	瓜 生 俊 二	介 護 福 祉 課 長	清 武 稔
健康づくり課長	大 石 進	総 合 窓 口 課 長	水 上 尚 子
子ども未来課長	安河内 涉	都 市 整 備 課 長	野 中 清 人
地域振興課長	案 浦 正 明	上 下 水 道 課 長	吉 武 信 一
環境生活課長	因 光 臣	学 校 教 育 課 長	八 尋 悟 郎
社会教育課長	安河内 強 士	給 食 セ ン タ ー 所 長	城 戸 和 子
給食センター 建設準備室長	関 博 夫	総 務 課 庶 務 人 事 主 幹	今 泉 真 希

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

傍聴にお見えいただいている皆様にお知らせをいたします。この3月議会からは、議員全員で協議し、また町の理解も得て、粕屋町議会にとっては初の試みであります本会議場での模様を町民の皆様にも自宅のパソコンでごらんいただける、いわゆるインターネット中継を導入していますことを申し上げます。また、今日お見えいただくことができなかつた皆様にも、おおむね3日経過しました以降には、粕屋町のホームページによってごらんいただけるようにしていますので、多くの方にご利用いただければと思います。よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡単にされますことを議事進行上、強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いします。

それでは、通告順に質問を許します。

7番本田芳枝議員。

(7番 本田芳枝君 登壇)

◎7番（本田芳枝君）

おはようございます。7番本田芳枝でございます。

ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず最初に、行政機構と行政評価システムについて、通告書に従って質問します。

行政機構と行政評価システム。

先日の3月1日に、町長は施政方針演説で、粕屋町の平成25年度の歳入歳出の当初予算の金額は215億300万円となったことを発表されました。これは、一般会計、特別会計、企業会計の合計金額です。国や県からの補助金もありますが、この215億円の原資は全て町民が働いて納めた税金によるものです。したがって、町は税金の使い方、つまり行政運営のあり方、各事業の内容などを町民に説明し、その

是非の判断を仰がなければなりません。その具体的な方法が、議会審議です。議会は、町側から提案された予算の内容を職員の説明をもとに、適切な予算措置または配分かどうかを住民の立場からチェックしなければなりません。今まで私は、予算審議や決算審議における町側の説明を不十分と感じ、適切にチェックするために適切な資料を提供してほしいと何度も要請しました。それに対して、議員は与えられた資料から判断しなければならない。行政にその資料を求めるのは、執行権への越権行為だという人もありました。しかし、やはり納得がいかず、要請し続けた結果、町はずばらしい仕組みを私たち議会、町民に提示してくれるようになりました。それは総合計画に基づいたフル事業フルコストの行政評価システムです。23年度で言えば、191の事務事業に関する行政評価の結果を目にすることができるようになったのです。そして、行政評価システムを生かすための仕組みとしての4つの部制があります。22年度に始まったこの部制に関してはいまだに賛否両論がありますが、事業の統廃合や事務分掌の整理などは課制のままでは無理があり、関連する幾つかの集合体の中でこそ可能な仕組みで、部制は行政評価システムを生かすために必要な行政機構だと私は捉えているのです。この行政評価システムは、23年度からスタートしました。昨年9月に23年度の決算が発表され、議会審議で承認、その後23年度の決算の事業ごとの行政評価が公表されました。ホームページにも掲載され、町民誰もが見ることができます。そして今回の予算提案です。今回の215億円の予算で、水道事業は独立採算となっていますが、下水道事業には起債の未償還金などがありますので、それを含んだものとしての全ての事業において、23年度の決算における行政評価を生かして予算書がつけられたと考えるならば、粕屋町は今、行政評価制度導入の第1の関門に立っていると私は捉えています。今回の行政評価システムの期限は23年度から27年度ですが、今の立ち位置が正しいものかどうかを慎重にチェックしておかないと、その方向が少しでも狂うと5年後には大きくゆがみ、間違った方向へ進みかねません。行政評価システムを採用しても思うような成果が得られない自治体の多くは、このあたりの処理、つまり評価結果の事業見直しへの反映方法が不明確になっているのではと考えます。27年度の最終評価の時点で後悔しなくてよいように、念には念を入れて、今十分にそのありようを確かめたいと今回の質問を用意しました。

まず、町長に、1、行政評価システムの必要性について、2、実際、導入してのその成果は、3、今後の方向性つまり改正にどう向かうかという点をお尋ねします。時間の制約があり申しわけないのですが、10分以内でお願いします。その後、こちらから質問をさせていただきます。その後の流れとしては、町長の方針をもとに、各部の取り組みにおける25年度予算編成での23年度の行政評価そして24年度の

予算の執行状況をもとに組み立てられたと思われる25年度予算のポイントなど、具体的な事業を例に挙げて各部の部長にお答え願います。

それでは、町長お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、本田議員さんの質問にお答えします。

行政評価システムの必要性についてということでございますけども、昨年の12月に本議会で本田議員さんのご質問にお答えをした記憶がございます。行政評価の主たる目的は、評価された内容及び結果を予算編成や町の総合的かつ基本的な計画へ反映させるとともに、事務事業の改革、改善などに活用することが主たる目的でございます。これまでは、予算と決算のみであった評価に、総合計画マスタープランの各施策に基づいた各事務事業とその執行予算を的確にひもづけし、事業結果から事務事業評価までを一連の流れの中で捉え、誰もがわかりやすいものとするための必要なシステムと位置づけております。

次に、導入しての成果はどういうことかということでございますけども、24年度に初めての行政評価を行いました。まだ始まったばかりでございますので、定量的な成果はお示しするまでには至っておりません。本当に必要な施策をどう住民視点で考え、コストの価値を見直すような予算要求の考え方やどういう成果をもたらされるかを検討を行える処理ができ上がりつつあると感じております。

次の今後の方向性についてでございますけども、国の施策や経済環境などの変化により、事務事業の方向性も変わってくると思います。行政評価の進化も必要と考えます。しかしながら、住民視点での施策であり、事業である必要があることは今後も変わりはありません。そのためには、外部評価委員の充実や予算編成とのより有機的な連携などを図っていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

それでは、町長に質問いたします。

今、結果を反映させることがとても大事というふうなお話をされました。ただ、始まったばかりなので、まだ具体的な皆さんにわかるようなことがちょっと数字的にはできないようなお話を、町長からもそれから各部長ともお話ししたところで伺っております。それで、私はこの行政評価システムの最も困難で最も大切なところ

は、職員の意識改革だと思います。従来のやり方ではもう限界に来ているというのは、町民あるいは町行政に携わられる方は全てご存じだろうと思いますが、どうしていいかわからない、どのような方向に進んでいったらいいかわからない、それでその考えの大もとになるものをしっかりみんなと問い直しながら地方行政の運営をやっていこうということで始まっていると。限られた予算、限られた人員の中で、町民視点を持ちながらやっていくということで始まったシステムだろうと思いますが、その辺の職員の意識改革というところに関してはどういうふうにお思いですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

職員の意識改革でございますけども、先ほど、本田議員からもおっしゃいましたように、部長の役割が非常に大切になってこようと思います。

私なり、マスタープランなりで施策の方向性を決めた。その方向性の周知徹底を部長、各局部の部長に周知徹底をさせる。それから、職員のやる気を起こさせるというのも部長の役割だったと思います。言うならば、心の病とか近ごろ多くなっておりますけども、そういったところにも目を配り、その人それぞれにあった成長度をうまくフォローしながら人材をつくっていく。これは、組織は人でもっています。それで、おっしゃるとおり、私も組織人にいかに資質が重要か、この粕屋町を発展させるをさせないも職員の資質にかかるところまで言っても過言ではないというふうに思っています。そういった意味で、今後とも職員の資質向上に部長中心に図ってまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

今、町長がおっしゃるのは、町長の考えですね、つまり施政方針に対して、幹事会、幹部会というんですかね、1週間に1度、月曜日に開かれていると聞いていますが、それを各部に持ち帰って各部長が町長の思いをあるいは他の部の様子を課長たちにあるいは職員たちにお伝えになると思うんです。そこまでは推察できるし、そのとおりにしてあるだろうなと思いますが、今度は職員がそれを自分の問題として捉え、その業務に生かさないといけないわけですね。その生かす生かし方で、例えば住民の対応をする、直接住民と話をする、あるいは住民の結果、いろんな結果を目にする、そういった中でその職員の考えていることが、十分今度は逆に下から

職員、課長、部長、町長まで伝わっているか。で、その上で毎回幹事会をなさっているか、その辺のもしされておられるようだったら、それはとても難しいことなんです。自分が直接命令をして皆さんに伝えるのは簡単ですが、逆にそれを吸い取って、それをいろんなところに反映するっていうのは、それが適切に行われているならば職員の意識がものすごく変わるし、やる気は十分出ると思うんですけど、その辺のところはいかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

客観的には総務部長が見ていると思いますから、総務部長のほうでお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

町長の施政方針、考え方なりが末端まで行き渡っているか、また反対に職員のいろんな考え方、思いが、上司、最終的には町長まで伝わっておるかというようなご質問だろうということでお答えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、毎週の初めに幹部会を行っております。これは部長まで出席した中で、その中で、その週の行事の確認、お互いの情報交換、それと一番大事なことは、町長が今の施策の進行状況の中で思われたことをおっしゃっていただきます。それを持ち帰りまして、各部内で、定期的に部内の課長会、また臨時的に課長会等を行って、そのことについては周知をいたしておりますし、課長につきましては課内会議ということで、これは単なる伝達機関じゃなくて、その中で問題点等をそれぞれの職員の中で議論すると。その中で上がってきた問題点につきましては、次の定例の幹部会等々で上げて議論をしていくというようなことで、部長制を置きましたことで、そういう上から下へ、下から上への情報交換といえますか、情報伝達といえますか、それは以前よりは十分行われておるといふふうに確信しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

よくわかりました。それでは、具体的に各部の部長さんから、それをどのような形でされた結果、平成25年度の予算編成がなされたのか。それはここに書いており

ますが、25年度の予算編成での23年度の行政評価、そして24年度の現在執行状況をもとにして25年度の予算が組み立てられたと思いますが、その辺の各部での取り組みにおける決算、予算の動き、行政システムの生かし方などを念頭に置きながら、各部の部長さんに実際にあった状況をお話し願いたいと思います。その前に確認いたしますが、23年度の決算の行政評価は、昨年9月から10月ごろ、形になっていると思います。25年度の予算立てもこの時期より本格していますね。部内調整は多分11月ぐらいだったと思いますが、その辺の動きもあわせて、部長がどのように調整、つまり事務事業の廃止、縮小、凍結、あるいは統廃合、あるいはそれを新規事業へどう結びつけたかなどをあわせてお答え願いたいと思います。

まず、総務部長からお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。

総務部は、行政評価を所管する課を持っております。予算要求に先立ちまして、平成23年度の行政評価をもとに25年度の事務事業計画を策定いたします。その後、事業計画の成果目標を達成するための予算を編成する作業を行うよう、担当所管を通じて徹底を図っておるところでございます。これは、事務事業の計画を立案する段階で予算要求を視点に捉えて考慮することがポイントであり、前年度の執行フルコストや成果目標、成果指標も検討しながら、町長が示されました基本方針、ペイ・アズ・ユー・ゴーの原則により事業の見直しを図り、予算編成を行ったところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

教育委員会は、独立管理でございますので、最後をお願いいたします。

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

都市政策部でございます。

行政評価の作成に当たりまして、平成23年度決算時に事務事業レベルで、各担当職員、管理職におきまして自己評価を行っております。各事務事業における本来の目的や必要性、効率性など、複数の評価システムを各担当職員、担当課長、また職員が住民の立場で業務における評価を行っております。通常、決算時期は決算の数字を固めることに専念しがちですが、その流れに業務内容の評価を追加し、実施することでコスト意識を持ち、指標に対する達成度や成果、効果について

職員自身が考える時間を持つようになると考えております。また、今後の課題といたしまして、把握した項目につきましては課題解決に向けた具体的な方策を検討し、平成25年度の実施計画書における実施手段等に反映させ、継続的な改善につなげていくように対応いたしております。行政評価を受けた予算編成は今回が初めてであり、平成23年度の評価結果と平成25年度の実施計画書を照らし合わせ、それをもとに平成25年度の予算要求をしている内容であるかどうか確認を行うなど、根拠をしっかりとした実施計画書を作成することで、事務事業における説明責任を果たすものと考えております。また、今後も行政評価システムを予算編成にも活用していくことが最も重要であると考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

住民福祉部の工藤です。よろしく申し上げます。

行政評価の生かし方や事業計画の立案、予算の編成については、先ほど総務部長が言ったとおりでありまして、住民福祉部も変わったところはありません。ただ、子ども衛生費や民生費あたりが主であり、その対象者は年々ふえ続けております。また、権限移譲等もあり、事務量もふえ、予算は毎年増えているのが現状でございます。行政評価では、効率性や経済性、また財務視点という評価の項目があります。そういったことから、評価としてはいい点数が出にくい部署であります。今年の町長の施政方針の中に、健康日本一のまちづくりというのが明記されております。これは、保健師が各地区に入り込んで、地域担当の保健師として乳幼児から高齢者まで一貫して心と体の健康の指導を行っていくという仕組みをつくっていきたくと今考えておるところでございます。そのためには、執行体制も必要であります。そういったことから、我々は子育て支援、それから障害者支援、高齢者支援、またまた療育介護の支援あたりは点数が低くてもやはりこれは継続していかなければなりません。しかし、評価においては成果を出す必要もございます。そのために、今回、評価として点数が低いということを顧みて、今後はやはり住民満足度をいかに高めるかということが我が部の課題だというふうに考えております。そのため、アンケート調査等をこれからも多岐にわたって行っていきたくというふうに考えております。そう申しましても、町の財政、逼迫をしております。25年度においては、各種手数料や負担金、それから助成金あたりももう一度見直しを行って、負担金とるのはとる、それから手数料を上げるところは上げるといったところをちょっと考えていきたくというふうに考えているところでございます。ご理解のほどを

よろしく申し上げます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因教育委員会次長。

◎教育委員会次長（因 友幸君）

教育委員会の因でございます。

本田議員の質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、行政部局と同等に、23年度の行政評価をもとに各部の課長、所長、準備室長から必要性、効率性等を出してもらって予算を組み立てております。その中で、内部で検討しまして予算組みをしておりますけども、ハード面につきましては、24、25、継続的に校舎の増築とか、25年度は中央小学校の学童保育の建設とか、年次的に計画をして事業を進めてきておりますが、ソフト面につきましては、福祉部長が言いましたとおり、教育委員会の、24年度のおそらく評価ランクは23年と同様にCとかD、Dの評価になると思いますけども、ソフト面の事業につきましては単年度で成果が出るものでなくやっぱり時間がかかる事業であると考えております。特に、学校教育に関しましては、10年先、20年先、この子供たちがどう育っていくかを考えながらの事業ですので、長い目で見ていく事業だと思っております。それらを踏まえまして、町長の基本方針により、教育委員会でも第4次の後期基本計画をもとに、一部必要に応じて事業の見直しとか変更をしながら、行政評価システムを活用し、予算編成を行なっております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

4部長の方々、説明を聞かせていただいて、実は私こういう質問の仕方を皆さんにさせていただくというのが非常に大ざっぱなやり方なので、しかもどのような答えが返ってくるかわからない。限られた時間の中で、随分迷いましたが、今皆さんがお答えくださいましたことに関して、私なりの考えを申し上げたいと思います。

私も、この今回の一般質問のこういう一般質問をする内容に当たって、以前にも増して、行政評価の結果と、それから23、24年25年の一般会計の予算書、それから町側が示してくれるいろんな資料を見させて、総括的に考えた私の視点なんですね。それはある意味で、ある住民の、一部かもしれませんが、視点なので、そういう思いでちょっと聞いていただきたいというふうに思います。

最初の総務部ですが、実は今年、今回副町長の提案が出ていると思いますが、先

ほど町長のお答えを補足された総務部長のお話、それから総務部内のお話をお聞きしますと、私は町長には秘書的な仕事をする方が必要なんだろうなというふうに思ってみました。私の考えでは、あれは本来町長がお答えになるべきで、総務部長が補足されるということはちょっと違うかなと思って聞いておりましたら、実際総務部長はご自分の部のところで同じような発言内容をされたような気がいたします。その辺がやっぱりもう少し行政改革、行政機構を考える上で大切なのかなと思いつながら聞かせていただきましたが、総務部では、計画を、事務事業のいろんな計画を立てながら行政評価を見て予算を立てているとおっしゃいましたが、私が全体を見て思ったのは、実は電算関係で費用が随分落ちているんですね。今までかけ過ぎたのかなとも思いますが、電子自治体構築をするためにいろんな予算を使っています。それを維持、運営するために結局、今後日本という国は、あるいは自治体ではこれなしにはやっていけない。だから、うちの町はほかの自治体よりも先んじて投資をして、そしてしかもその投資の内容をいかに効率的にするかということを考えて今まで来たと思いますが、それにはある程度最低限の費用が要ります。これは私の個人的なことですが、私は自分が下手なんですけどホームページをつくったり、今でもずっとパソコンの勉強は先生についてしています。職員の皆さんも、ご自分たちでこの電子自治体構築の担い手であると、委託するのではなくて自分たちが何でもやってしまおう、プログラムは自分たちで組もうという意識を持たないと、外部評価で外部に委託すると、結局その外部のやり方になってしまって、住民の意見といたしますか、やり方あるいは満足度が反映されないことになりかねないんですね。それで今回それがいろんな意味で、そのうち事業の内容が減ったなど。電子自治体構築委託料が増でなくて、地域情報化推進事業とか、電子広報広聴管理事業などの事業が減っています。それからもう一つは、まちづくりのイベントの補助金が上がっている。つまり、イベントに対して補助をすると。以前は、まちづくり団体育成のために、その費用をつくっておられたけれど、それが下がったというふうなことがあるので、やっぱり事務事業の統廃合によってそれがされたんじゃないかなあと。それともう一つは、町税のことなんですけど、うちの町はこれによりますと町税に関しては高い。施策に貢献しているというふうに書いてありますが、実は今までうちの町自体の町税に対するやり方というのは非常にゆっくりしたところがあって、それに比べると町税のいろんなことは進んでいますけど、他町の1市7町の中では、特に町民税の徴税の仕方というのが8位です。だから、その辺を総務部挙げて取り組むような、そういうことはなかったのかなと思いつながら聞かせていただきました。ただ時間がないので、それに関してはまた実際予算の審議のときにそのお話があると思うので、その辺でそれを聞かせていただきたいと思います。

それから、都市計画部ですが、これも同じような形で行政評価を取り入れてやったというふうに言われますが。非常に住民視点での行政評価を都市計画部で盛り込むというのは難しいことなのかもしれませんが、具体的に私が思うのは、交通安全施設の予算が上がっています。これは町長の方針でもあるんですけど、これは都市計画部だけではなくて、学校教育課とか協働のまちづくり課と一緒にされて事業なので、その辺のことも兼ねながら事業を進めていただけるんじゃないかと、そういうお答えをされるのかなと思って期待したんですけど、次に回します。

それから、住民福祉部ですが、今おっしゃったことはまさにそのとおりだと思いますが、私が見て思ったのは、実は高齢者に対する施策の予算が減になっているんです。ただ1つだけ、臨時職員をその高齢者の中につけてあるんですね。それで、その職員をつけることで総務事務費に臨時職員を、今までなかったのをつけるということはやっぱり皆さんといろんなことを考えられてそういうふうにしたのではないのかなと思って考えました。

それから、教育委員会は今おっしゃるとおり本当にいろいろあると思うんですが、私がどうしてもお尋ねしたかったことは、生涯学習施設、この中にも書いてございますが、町内の利用者がふえるというのをどうしたらいいかということがやっぱり生涯学習施設の大きな問題であろうし、それは町全体の問題であろうと思いますので、その辺をさせて、今度予算審議のときに伺いたいと思います。

それで、済みません、本当はこれに対してお答えが欲しいんですけど、実際の答えは予算審議をするときにいただけたらというふうに思います。

それで、最後に町長に、このことに関して先ほど、幹部会の中で部長の話聞き、それをそして周知徹底するように皆さんにお伝えする流れで、逆からの、職員からの反映を把握する、その把握しているところがちょっと弱かったような気がするんですね。今話を聞かれて、私が一般質問した上で、今何か考えておられることがあったらおっしゃっていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

困町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

部長会の中では、今停滞をしている部分、ちょうどこの分は予定しているよりも進んでいますといったような、それぞれの部長からの意見聴取をいたします。それから、困ってる部分については、それぞれ部長はもうベテランの域に達してますから、それぞれの考え方をそれぞれから聞き取りをして、こういった今それぞれの部長から話したような内容を参考にしながら、この問題に当たってくださいといった

お話をしておりますし、下からこういう問題が上がってきてますよという具体的な話を、今のところ少ないですね。というのは、まだまだやっぱり職員のほうのやる気ですか、そこら辺がちょっと足りない分があるのかなというふうに思いますけども、これはおいおい同じ方向に矢が向くと、安倍さんの3本の矢じゃないけども、この100、200、何十人の矢が私が思う方向に一緒に矢が向いてくれれば相当な力になるだろうというふうに、それを期待しています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

それでは、もう少し時間が、私が予定したより時間がありますので、総務部長に質問いたします。

私がこうやって皆さんには質問しても、ここに並んでおられる部長の方々は定年退職で3月にもうお辞めになると思います。私も今議会で一般質問は終わりです。次に4月に選挙があつて、新たな出発を、立候補はさせていただこうかなと今の時点では考えております。だから、今度の25年度は新しく始まって、皆さん、その部長の皆さん方がこの町の今後の方向をどのように進めていったらいいのか。私が今まで経験している中では、前の肩書の方が次に移ると、前の状況のところは一切サジェスションというのはされないような流れできておられます。それは越権行為になるのではないかと感じておられるような気がするんですが、やはりこういうものを、行政システムをスムーズにするためには、ご自分の思いを次の方に伝えてよりよい方向に行っていくようにしていただけたらと思いますが、実は総務部長は本当に財政課の中から、財政課の時代からずっと町財政をずっと握っておられて、私は今回行政評価システムも、部長制もこの粕屋町行政財政改革大綱から出発しているものと思っています。それは平成18年度にされたと思いますが、それを中心的にずっとなされて、現在総務部長までされている田代部長に今の思いを、もしよかったらお願いできませんか。

◎議長（進藤啓一君）

行政は継続でございますが、それを踏まえて田代部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。

全体的な行政の、最初に冒頭におっしゃいました行政についてどう思うかということについては、私自身、答弁は控えさせていただきたいと思います。まず、行政評価を今後どのように生かしていくかということでございますが、今回の行政評価

システムといいますのは、何度も申し上げますように。第4次町のマスタープランの後期基本計画、最初に議員がおっしゃいましたように、23年度から27年度まで、この5カ年計画でございます。今回、23年度の行政評価を行ったわけでございますが、まだまだ未熟な、未熟といいますか、足りない分があると思います。これは、今後足りない分につきましては改善しますし、年度ごとに成長をしていくというふうに確信しておりますし、そのようなシステムということで作成しております。また、所管します総務部、直接には経営政策課でございますが。職員もそういう意識ということで、作り上げたら終わりということではなくて、これは今後成長させていくと、成長していくという自覚のもとに頑張っておりますので、私としまして退職いたしますけど、次の総務部長にはしっかりと引き継いでおきたいと思っておりますし、これに基づきまして次の部長さんも頑張ってくださいというふうに確信いたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

皆さんに、職員の皆さんにそれが伝わって、意識改革ができるようになれば私もうれしいなと思います。それで、この質問に関して、最後、行政評価システムは何のためにあるのか、何を一番大事にしないといけないのか。それは、住民の立場に立った分析だろうと私は思います。職員の皆さんが仕事をしていくと、どうしても職員の立場からの行政評価指標の作り方、それからその分析もされると思いますが、今皆さんの答弁を聞いた中でちょっとその辺が弱いのかなと思しながらお話を聞いております。何のためにするのか、つまり町民の皆さんからいただいている税金をより効率的に、効果的に運用するための一番の視点は、先ほど住民福祉部の部長がおっしゃったように、どうしてもその評価で出ない部分があるんですね。それは出なくても、住民が満足していればいいわけで、その辺のところをしっかりと頭に入れて、もう限られた予算の中で限られたことしかできないのですから、十分に職員に働いてもらって満足度上げるという、そのことがすごく大事だろうし、私は12月の議会でもアンケート調査お願いしますというふうにお願いしましたが、今回実は予算書を見ますと、そのアンケート調査に関する予算書、予算はないようなところがあります。それで、町長自身もその辺のところを昨年の12月は考えますというふうにおっしゃっていますが、住民の満足度を上げるため、例えば健康日本一というふうに上げておられますね、健康のところ。じゃあ、病氣しないのが健康ではないんですね。心が健康であるということが健康に大事だろうと思いますが、そ

れは住民の方が満足して暮らしていける、あるいは未来を見通せる、そういう安心感、その辺が大切だろうと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住んでよかった、住み続けたいという町づくりを進めております。この住民の満足度というのは、個人個人で違うと思います。お金があれば満足という人もいらっしゃるでしょうし、子供がきちんと成長して一人前になってくれば、それが満足というふうにおっしゃる人もいらっしゃるし、ただ人はやっぱり何が満足かつちゅうのはやっぱり健康であることが一番満足だろうと思います。だから、そういう一番原点の部分を中心にきちんと作りあげて、フォローしながら、支援しながら、自分の健康は自分でつくってもらおうという意識改革をやっていくという方向に健康づくりを持っていきたいと、それが町民の満足につながる一番原点ではないかというふうな捉え方でやってます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

アンケートのことはいかがでしょうか。住民の気持ちをはかる手段です。アンケートじゃなくてもいいんですけど、それはどのような考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

質問の趣旨がわかりましたか。

因町長。

◎町長（因 清範君）

行政評価に向けたアンケートについては、まだ24年が23年との対照ができないでありました。25年は、24年度に一応そのシステムの予算を組んでますから一応できたんですけど、まだ深いところまで行っておりませんので、今度は25年度の決算の段階で24年と25年ということが出来ます。ある程度確実なところで出来ますので、26年、27年ぐらいに町民の満足度調査を、行政が公開してる部分についてのどういった見方をしているかとか、それが本当に私どもが伝えるようなことで伝わっているのかどうかとか、そういったところをアンケートはとってみたいと思います、はい。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 7 番（本田芳枝君）

ぜひお願いしたいと思います。ただ公開していることに対してとかじゃなくて、町政全体に対してどういうふうにもってるかという満足度調査というのを毎年やっているところが結構あります。それを私としてはお願いしたいと思いますが、今日はこれで終わりたいと思います。

それでは、次に2番目の質問、学童保育事業の望ましいあり方についてに行きます。

留守家庭の子供のために、小学校では学童保育事業が実施されています。平成24年度は各小学校に3教室、福祉法人に委託している大川の学童保育所を除く3校の指導員の数は26名、大川小学校学童保育の委託料1,300万円を含めた粕屋町の学童保育事業の予算規模は全体で4,370万円となっています。この事業を担う指導員は、資格ある、なしにかかわらず、全員半年雇用の臨時職員で構成されています。実は、ここが今回質問を用意したポイントなんですね。今お話を伺って、町長の施政方針に対する考え方を幹部会で部長にお伝えし、部長から課長に、そして職員に行くと思うんですが、実は重要な任務を担っておられる嘱託や臨時職員の方へのその流れはどうなっているのか。逆に、臨時職員が実際に現場で、その思いはどのように上に伝わっているか。で、そのことなしには、粕屋町の行政運営は効率的にあり得ない。今、人数を見ますと、これは昨年度の決算のときの人数ですが、行政職員は正規の職員は205名、それから嘱託職員ですかね、これが55名、そして臨時職員は173名おられます。合計433名の職員の方たちが働いておられますが、その半分弱が臨時職員の方で、半分が町の職員です、正規の。だから、正規の職員にはきちんと伝わっていると思うんですが、その臨時職、嘱託の方への対応をこの学童保育事業を通してどういうふうに行われているのか、今回聞いてみたいと思って質問を用意しました。先ほどですが、半年雇用の臨時職員で構成されていると、その指導員に教育委員会の事業方針の伝達、運営方法の改善、またその結果の報告をどのように受け、把握しておられるのか。指導員の創意工夫はどのように生かされているのかを問います。

ところで、質問の前に一言お礼を申し上げたいと思います。今回発表された25年度の予算には、長年の懸案であった中央小学校の施設を新しく建設される予算が盛り込まれていました。教育委員会を初め、町長のご尽力には、心から感謝いたします。25年度は預かる子供の数もふえる見込みで、中央小学校は3クラスから4クラスになると聞いています。新しい施設ができ上がるまでは4教室ばらばらな状態で行われることになり、今まで以上に細心の注意が必要となるでしょう。

それでは、質問に入ります。

教育長にお願いいたします。1と2を先に申し上げて、3と4は後で一旦切って質問いたします。1が、行政の担当者と指導員の会議はどのように行われているか。その回数、構成員などは、各教室、小学校単位での現場の運営の改善や問題の取り組みはどのように行われているのか。この2点をまずお願いしたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

本田議員さんのご質問にお答えいたします。

学童保育の事業の望ましいあり方についてでございますが、ただいま申されましたように、学童保育の施設整備につきましては、本議会の冒頭で町長が申しあげましたように、長年の懸案でありました粕屋中央小学校の学童専用施設の建設工事費を予算計上させていただいてるところでございます。また、保育内容の充実を運営改善等につきましては、担当者と指導員の会議を何回しているか、誰が参加しているか等々、具体的な1、2、あるいは3、4の事項につきましては担当課長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋悟郎君）

ご質問にお答えいたします。

1番目の学童保育指導員との会議、連絡体制についての質問であります。基本的には各学童クラブの班長さん、4学童保育所掛け3クラブ、総数12名で実施しております。これに教育長、それから課長、係長などが出席し、行政からの事務取扱の説明、連絡事項、その他学童保育所からの協議、調整を行っております。各指導員への伝達につきましては、班長の方から周知していただくということにしております。平成24年度におきましては、指導員会議を7月に実施し、厚生省の放課後児童クラブのガイドラインの説明や粕屋町のスクールソーシャルワーカーによる学童保育指導員の心得についてと題して講和研修会を行いました。班長による連絡会は3回実施しました。9月は、新たに策定しました学童安全管理マニュアル説明、保護者アンケートの実施も依頼いたしました。12月には、新年度事務や予算要望につきまして、保護者アンケートの実施結果と各学童保育に改善案の提案を依頼いたしました。1月には、各保育所を訪問し、各校教育課と指導員全員で改善案の検討を行いました。2月には、各学校長を招き、よりよい保育を目指してということを議題に連絡会議を開催し、保育レベルの平準化や保育の質の向上の取り組みにつ

て協議を進めました。25年度につきましても、さらに指導員の資質向上と連絡体制強化のために実施していく予定であります。

次に、2番目の各学童保育における運営改善や課題の取り組みについてでございますけれども、保護者アンケートとあわせて指導員アンケートを実施いたしました。それぞれの学童保育所での取り組むべき課題もばらばらであります。直接保育所を訪問し、保育サービス員としての確認を促し、指導員との対応の中で解決の方策を協議いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

1ですが、班長、各教室が1小学校にA、B、Cと3つ教室があると聞いています。そのA、B、Cのそれぞれに班長さんを1人、Aの教室は3人だったり4人だったりする場所があると思うんですけど。そこから班長さんが決められて、その班長さんと役場の担当者とお話し合いをされているというふうにおっしゃいましたが、7月からということなんです、これは定期的にするというふうに決まっていることなのか、あるいは必要に応じてするというようなことなのかですね。その班長さんが同じ指導員の中でお話し合いをされているということで、その流れはスムーズにいつているんじゃないかなとお話を聞きながら思いましたけれども、その会議の、例えば私が伺っているのは、以前はずっと前はそういう会議があったけれども一時中断したりですね。今、今度、7月から始めておられるような感じですが。それを、定期的にやっていくという規則とか、あるいは部内、課内の決まりというものはあるのかどうか、その辺をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、2番目が、課題や取り組みは話し合っているということなんです、それは本当に結局教育委員会の方針などが、学校課長とか、学校課の職員を通じて職員の方に伝わっていくという流れはとてもいいなというふうに思いました。ただ、保護者の考えというのは、今アンケートのことがおっしゃったので、そのアンケートに関しては3番目に言いますが、特に1番のそういう組織のありよう、特にそういう臨時職員の方とかそういう方との話し合いの流れを、私はある程度文書にしておかれる必要があると思っているんですけど、その辺はどう考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋悟郎君）

お答えいたします。

この連絡会というものを定期的に行うものか、それともその都度臨時的に行うものかということでございますが、この連絡会、これ平成24年度から始めたわけでございますが、なるべく密に班長さんとの連絡をするということで、またいろんな課題もでございます関係上、24年度はかなり行ったつもりでございますし、学校教育課の職員といたしましても頻繁に保育所を訪れているような課題あたりをアドバイスしたということもございます。そういうことを踏まえまして、25年度につきましても先ほど申しましたように、改善のために今以上のやはり連絡会を実施していきたいというふうには考えております。また、内容等が定着すれば、これを年に何回と定例的に決めることも可能ではなかろうかというふうには考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

今のお話では、定着すれば考えたいというふうにおっしゃっておられますが、定着するようにしなければならぬと私は思っています。それから、あらかじめ年間計画でそういう会議をきちんと時間を確保する、それが必要だと思っています。なぜかといいますと、結局町長のあるいは教育長の方針をきちんと伝える、末端までそのことは職員として働いてくださる皆さんに伝えなければいけない。しかも、住民がそのことをどういうふうに考えているかを逆に吸い上げて、またそれを町の事業に反映しなければならない。予算にも反映しなければならない。そういったことが非常に大事なので、職員の方は研修を受けていろんなところで、あるいは役場の課内でお話をされたりするでしょうけれども、こういう各小学校の別々に離れた別々の教室の皆さんのこんなことは、なかなか一緒になってやるということは難しいし、反映させるということは難しいんですね。だから、特に私はですね。定期的にしてほしいと思うし、それをきちんと課内の規則に残すような役場の行政運営をしてほしいと。これポイントなんです、本当に。今後は、いわゆるアウトソーシングをしたり、いろんなことでいろんな問題が起きると思いますが、職員がきちんと物事の事実を把握できないとうまくいきません。それで、総務常任委員会では、この学童保育に関して視察に行っております。島本町という京都府だったと思いますが。そこはきちんと月に1度、学童保育のそういう会議を行う。それから、保護者とも年に1回会合を持つというのが規則としてきちんと盛り込まれて、それを私どもに見せていただいております。そういうことを、ぜひやっていく中で改善をしていくというふうに、そしたら職員の方が変わっても、次の方が同じようになさるので、それはスムーズにいくというふうに私は思っていますので、そこをよろしくお願いいたします。

続いて、3に行きます。

12月の一般質問で公表をお願いした、昨年10月に行われた保護者アンケートの結果の分析は今後どのように生かされるのかということと各教室独自での人材派遣登録事業の利用やボランティアの受け入れなどについて。この2点をまたお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋悟郎君）

3番目の質問は保護者アンケートについてでございますが、保護者386名に対して286名、回答率74.1%ございました。アンケート結果は、保育に対する感謝の言葉とともに、各保育所に対する要望等がございましたが、学校教育課としましては保護者の率直な意見として真摯に受けとめているところでございます。そこで、保育所ごとに課題を整理し、指導員みずからその問題点を洗い出し、改善の検討を行いました。学校教育課からもアドバイスをするなど、2月には改善案の提出をいただいたところでございます。制度面におきましては、個々の検討課題とし、保育内容の見直し、保護者との連絡体制、おやつの内容等の運用面で、改善できるものはできるところからやっていくことにしております。このアンケートにつきましては、毎年実施することとし、保育サービスの質の向上に努めてまいりたいと考えております。

4番目のボランティアの受け入れについてでございますが、安心安全、信頼ある学童保育所の構築に向けて、専用施設の建設、指導員のスキルアップ、各学童保育所間でのサービスの平準化が最優先課題と考えております。子ども達の情操教育、楽しみとしてのボランティアの活動を決して拒むものではございませんが、実施の目的、効果と学童保育所の指導員と協議をしながら、取り入れを検討してまいりたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

時間がありませんのでまとめて申します。

そのボランティアの人材派遣のことですが、30万円しか今年予算を取ってないんですが、学童保育のところだけ行っている人達がほとんどいないということを聞いております。だからぜひ取り入れて、子ども達は学校にいるよりも学童保育にいるほうが年間を通すと時間が多いので。その中で子ども達が楽しい学童保育が行えるように今後していってくださるようお願いいたします。

以上でございます。

(7番 本田芳枝君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

3番田川正治議員。

(3番 田川正治君 登壇)

◎3番(田川正治君)

議席番号3番田川正治です。通告書に従いまして質問を行います。

安倍政権のもとで補正予算が編成され、当初予算が審議されております。このたびの政府の補正予算で、町として追加財政措置ができる地域の元気臨時交付金など、地方自治体に振り分けると言われております。その交付金の使途として、新年度の補助事業を前倒しして、全額補正予算債として使うことができ、交付税措置もすることができるというふうに聞いております。そこで、全国でも、富山県の滑川市では、元気臨時交付金を活用して、一般財源の負担はほとんどなく、全小・中学校にエアコンを設置したということです。財源は国庫補助の学校施設環境改善交付金5,000万円、補正予算債2,500万円、元気臨時交付金7,500万円ということです。このようなことで、国の補正予算を活用した取り組みも行われております。私はこのような交付金を町として有効に活用して、今老朽化した建物など含めた、学校給食センター、町立保育園の建設などに充てていくべきだと考えます。

このことについて町長に見解をお尋ねします。

◎議長(進藤啓一君)

因町長。

◎町長(因 清範君)

2013年度の予算編成についての中で、平成24年度補正予算で、アベノミクスの中で、公共への財政投融资がどういったところで図られるだろうかというご質問でございます。これ詳しくは予算特別委員会でも申し上げますけれども、まず小・中学校の大規模改修工事、これに充てております。大川小学校並びに粕屋中学校、それから上大隈の老朽化した町営住宅の外壁並びに屋上の補修工事に、これを充てております。主な大きなものはそういったところでございます。これは今の田川議員がおっしゃった、ある市では小・中学校のエアコンの設置に充てたという話でございますが、これ24年度に既にそういった予算づけ、25年度に予算づけをする、きちっとした計画があるものについて申し出をすれば該当したり、該当しなかったりということでございますので、私のほうは小・中学校の大規模改修、並びに上大隈の町営住宅の老朽化に伴う長寿命化ということで申請を25年度にやる予定しておりましたので、その分についての24年度に前倒しということできておりま

す。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

国の予算の内容として1.4兆円ということで、粕屋町では、話に聞くとところによると、10億円とか何億円とかという金額が考えられてるといようなことをお聞きしましたので、それともう一つは、これが今間に合わなくても2年後まで含めて活用していけるという点から言えば、今の町の予算の、この土木含めた工事関係などで、これが申請して許可されるということになれば予算がほかのものに振り向けれるということにもなりますし、そういう点では積極的に活用する中で、今までやり残した部分の事業に回していくようにしてもらいたい。特に、町立保育園の建設の問題などもありますので。そのあたりも検討をあわせ持って要望をしておきたいと思います。

それともう一つは、町として、公共施設マネジメントを3月までにつくり上げるということで、私たちも説明があるというふうに考えておりましたが、1970年代に日本列島改造という路線のもとで、大型公共事業など、また公共施設の新築含めて行われて、それが今老朽化して、建て直し、改修を大規模にやらなければならないという状況になっておるわけでありまして、そういう点で言えば、粕屋町として今後のこのような公共施設含めた整備をどのようにしていくかということが求められるわけでありまして。これは私も何度も、今までも学校給食センターの問題でもそうですし、町営住宅でもそうですし、保育所の問題でもそうです。老朽化したものをいつまでもこのまま放置していくと、計画性もなしに過ごしていくという点についての町民から、関係者からの批判も強いわけでありまして、そういう点で言えば、ゲリラ豪雨のときに起きた多々良川の川の浚渫の問題もありますし、大川小学校の堤防のかさ上げとかあります。そういう点で、どのようにこの公共施設マネジメントの実施の計画が例えられるのか。そのあたりで今、報告できる部分があれば説明をもらいたいなど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

総務課長のほうから。説明をいたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

総務部長でしょう。

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。

今年度、公共施設マネジメント支援業務を委託いたしております。年度内の報告書の作成に向け、今作業を進めておるところでございます。来年度以降、この報告結果をもとにいたしまして、施設の維持更新については、老朽化の度合い、施設評価の客観的データ等によって、優先度の高い施設から更新を行い、施設によっては部分改修等などにより更新時期をおくらせ、更新費用の分散化を図り、また一方ではライフサイクルコスト試算結果に基づく計画的な公共施設整備基金の積み立てを行うことにより、限られた予算の選択と集中を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

今、説明されたこと以上のことはないのですが、後でまたマネジメントの内容について提出された時点で、今後の問題についても要望など意見を述べさせていただきたいということで、次に移ります。

町長が25年度施政方針演説で述べられました5つの夢、5D計画、名づけて、その一つであります、健やかな子どもを育てる環境づくりを基本として掲げておられます。粕屋町は、私たちもいろんな場所に出たときに挨拶するときには粕屋町の若いパパやママ、子育て中の人たちが多く住んでいる、また子供が生まれている、このような町に対しても、議会としてまた行政として、それに応えることが求められているというふうにご考えておるわけです。そういう点では、町長が施政方針で述べられました健やかな子供を育てる環境づくり、このような基本の理念について、私もぜひ具体的に実現していくために取り組んでいきたいというふうに今思っております。この点で、次の4点について質問をいたします。

1つは、老朽化した学校給食センターの建てかえについてであります。

これは、私は1年前にこの学校給食センターの建てかえ問題が町から提案されたときから、公設公営、町が直営をして、そして自校方式なり親子方式などを行って、少なくともセンター方式で町が責任を持つというような立場で臨んでいくべきだということを、一般質問を含め発言をしてまいりました。具体的な提案も含めて、私も福津市の津屋崎の中学校に行き、親子方式の状況も見てまいって、質問の中でも説明をいたしました。で、このような状況のもとで、私は強く感じるこ

は、今まで給食、学校給食のあり方ということが問われてきたことは幾つかあります。それは戦後の給食が始まった後、そして大量に給食を小・中学校で子どもさん達に提供していく、このような状況になった後、輸入食品の冷凍ものが多く使われて被害が出たり、またO157で子供が亡くなったり、犠牲者が出たというようなことなどがあります。そういう点では、町として自治体として責任を持ってこの給食センターを運営し、また自校方式でやっていくということが大事だということから、地産地消を広げていく、そして子ども達が食育の立場でこの学校給食を、食事を昼を食べてみんなと一緒に学校生活を送るというようなこと、このことが大事だというふうに思ってきております。

このような立場で、去年の秋に、私と川口議員との連名で、日本共産党のアンケートを町民の皆さんに配布をして集約をいたしました。その結果、民間委託と民営化20%でした。そして、現在のセンター方式、自校方式、親子方式など町の直営で行ってほしいというのは80%に上っております。回答くださった方も20歳から40歳、子育て真っ最中の若いパパ、ママの人達が多くいました。私は、さきの議会でもこのようなアンケート調査を町としても保護者を対象に実施するように提案もいたしました。P F I 導入調査をする、してからでもそのような調査をするような話もされておりましたけど、実際はこの現状において給食がどういう方向が望ましいのか。このことは、保護者、関係者にいち早く意見、要望などを聞くということが大事だというふうに考えておりますが、P T A 会長など関係者との話がされてきたのか。また、この給食、P F I 導入可能性調査についての状況について、現在の報告できる説明できる内容について答弁を求めます。これは、町長にお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、前段の概要について、お答えいたします。

学校給食センターの建て替えについてということでございますけれども、建て替えに際しましては町直営を維持して民営化をしない。食育と地産地消を基本にセンター方式か自校方式、親子方式で行うことについて問うということでございますが、これは、学校給食センターの建て替えにつきましては、P F I 導入可能性調査の結果の概要が今出ているところでございます。これにつきましては、後日詳細なご説明は所管の教育委員会のほうからいたすと思っております。ご質問の民営化をせずに町直営の維持ということについては、P F I 方式は民営化するのではなく、民間の資金とノウハウを活用しながら、民間ができるところは民間で行い、食の安全にか

かわる最も重要な根幹部分、例えば献立の作成、それから材料の調達及び点検等は町で行うものであります。また、栄養士は県職員、センター長は町職員を配置し、官民一体となってセンター事業を行う手法でございます。事業主体はあくまでも公共施設の管理者であります町にあります。最終的な責任の所在も町にあるわけでございます。食育につきましては、現在もセンターの栄養士が各小学校に出向き、給食時間を中心に実施しておりますが、これからも学校の教職員、センターの栄養士、調理員など、連携を密にしながら一層の食育に取り組んでいきたいと思っております。また、地産地消につきましては、現在も粕屋町で生産されるブロッコリーや小松菜、粕屋畜産、それから福岡県産の米や野菜などを中心に、最大限に取り入れ、給食に使用しているところであります。新しい学校給食センターにかわりましたも、同様に取り組んでいく考えでございます。また調理法のことでございますが。昨年の12月議会でご説明いたしましたとおり、自校方式や親子方式では学校敷地内での建設用地の確保が困難なことや建設費用の問題などから、センター方式を採用させていただくことになっております。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

あと、PTAとの説明をしたかどうかにつきましては、教育委員会のほうからお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

お尋ねいただきました学校給食センターの建て替えの件につきましてでございますが、今田川議員がおっしゃったように、平成8年にO157の食中毒がはやりまして、それ以後、学校給食センターでは粕屋保健所からご指摘をいただいております、もちろん国の衛生管理基準、厚労省の衛生管理マニュアルも改善されまして、何が改善されたかといいますと、今のウェット方式からドライ方式にかえなさいということ、それから汚染区域と非汚染区域を分けなさいということが主な改善の理由でございましたが、それで教育委員会として町長部局に給食センターの建て替えをお願いをしてきたところでございます。

このことにつきましてPTAと話をしたかということですが、町議会のほうにご報告いたしました学校給食検討委員会のメンバーが、校長、PTA会長が入っております。それから、この結果の報告につきましても出しておりますし、毎年年度初めと年度終わりに、全校長、全PTA会長が集まります各校給食センター運営委員会というのがございまして、これについても随時報告をしているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

これは、前回の質問のときも同じ回答でありましたけど、私は保護者全員の意向を取り入れていくということが大事だということを含めて提案をしているわけがあります。関係者だけということではどうしても自分の見解というのが中心にどうしてもなってくることになると思います。やっぱり小・中学校給食を食べる子供さんたちの保護者の意見というのが一番重視せないけない問題だというふうに思いますので、今後検討していただくようお願いをいたします。

それともう一つは、先日、同僚議員の皆さんと一緒に久留米のPFI方式で運営している給食センター行ってまいりました。3年前、2年半ですか、前に建てた建物でしたし、今、教育長が言われましたように、それぞれのセクションが区切られて、ドライ方式、まさに粕屋町も早くこういう施設で、子供さんたちへの安全・安心な食事を、給食を出してあげたいという気持ちもあります。問題は、説明会の中で私が一番ひっかかっていた問題は、先ほどから説明がありました学校給食のあり方として、どこの部分を民間に委託するのか、どうするのかという問題があるわけですね。全国的には、この問題で、偽装請負も含めた裁判判例として出ているということがあるんです。それは、調理部分に対して、管理者である、また献立をつくる栄養士などが入って直接指導をするようなことが生まれてきてると。これは、請負という点で言えば、全てそこで事業を完結させるという請負側の法律に基づいた事業があるわけですけど、それが崩れる。それとか派遣についても同じような状況があって、1年契約ということで派遣業でなって、そして2年、3年と引き継いでやっていく場合は、新たに職員としてせないかないと、社員としてというような問題などもあって、コストも高くなるから結局1年契約でかえているというようなことなどで、学校給食の継続性も含めてが担保されないというようなこともありまして、非常にこの問題は今後PFI導入調査の結果に基づいてどういうふうな方向にしていくかということなども含めたこととして、私もこの問題については必要な提案もしていきたいというふうに思っています。で、基本は、そういう点から言えば、町直営でやるか民間に委託してしまうか、全部、というのがこの給食のあり方としては二者択一の方法でしかないというふうに今思うわけです。そういう点からいえば、町で責任を持つという、この給食のセンターのあり方を引き続き検討していくことを求めて、次の質問に入りたいと思います。

次に、乳幼児に対する就学前の子育て支援についてであります。

待機児童の解消と現状、対策についてであります。原町駅に120人の収容できる新しい保育所ができます。非常に喜ばれております。駅に近い。それで博多駅まですぐ着く都市部に、電車、JRで行けるということですね、私もあそこの建物の周りを通ってる保護者の方たち、ここに入れたらいいですねと言われる方がちょうど来られましたので、私も妻と一緒にそこでお話をしましたんですが。条件が非常にそういう点ではいいと。だから、歩いて子供を抱っこして連れてきて、そして駅からJRで乗って行って、帰りも7時ぐらいに間に合うように帰ってきて連れて帰れるということなどもあり、好評であるというふうに私は感じております。それで問題は、120名で待機児童が解消の方向に向かうというふうに言われてきたわけですが、私はこの保育園そのものの数が現状においても不足しているというのは何度も言っていました。それは子どもが生まれてる数から見たら、保育園の数の規模を見ても不足するという状況は明らかでありまして、今年も60人、町長さんからお話を伺ったときに、そのくらい待機児童が現在でも出ているというようなことが言われております。認可外保育所などとか、子どもさんをこの保育所に預けたいということで、1人1カ所の保育所、ここにどうしても入りたいということで届け出を出した人たちが入れないという人達などの待機児童など含めたら、300人ぐらいになってくるのではないかとというふうに考えております。そういう点では、今の現状のもとでどういうふうな方向でこの待機児童解消のための取り組みを行っていくかということがありますが、先日、東京都の杉並区の取り組みについてをインターネットで見ました。杉並区では区長自らが認可保育所の定員拡大、それと区立施設の活用などで定員を200人増やすということを緊急対策で発表したと報道されております。私も以前、公民館など使えるところがあったら保育所を増やして、臨時の保育士さんも含めて配置する中で、待機児童解消していくということも考えるべきじゃないかということも言いました。で、幼稚園でももう満杯状態になってきているということでもありますので、建物を保育所、認可保育所を建てていくということとあわせて必要なわけではありますが、待機児童解消についてどのように考えておられるのか、町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

田川議員のご質問にお答えします。

現在の待機児童の状況ですが、来年度からは先ほどおっしゃった原町駅に隣接したところに青葉はるまち保育園、120名定員が開園いたします。申込数が今のところ予想以上に多ございまして、思ったほど待機児童は減少しないというような状況

に至っております。今後は、平成25年から26年にかけて策定いたします子ども・子育て支援事業計画の中でこの問題を含め検討し、考え方を示していきたいと思っております。

次に、老朽化した建物とは、町立保育園のことであろうと思っております。これにつきましては、現在の補助金制度のもとでは、公立保育所には新築、増改築等の補助金はありません。いずれにしても、中央保育所並びに仲原保育所は1年違いで建てられた、もうほとんど変わらない老朽の状況です。これらにつきましては、中央保育所につきましては幼保一元化をしたこども園あたりも含めた考え方で検討に入りたいと思っております。また、それとあわせて保育所の定員も増加をして立てていきたい。また、新たな用地を買ってというのはちょっと今難しいところもございますので、今後の動向をしっかりと見定めながら、この対応を図ってまいりたいと思っております。

それから、施設運営のあり方についての提言書が、粕屋町就学前児童の施設運営のあり方についての提言書というのがあります。これには補助金制度を十分活用し、受益者負担の視点に立って、町の負担とならないよう考えていく方向でというふうな提言がっております。また、現在行っております町有財産マネジメント事業によりまして、施設の維持更新について客観的データによる順位づけを行い、更新部分改修また評価の結果、必ずしも町で保有する必要がないと判断される施設が出てまいりますれば、施設の廃止や民間への移譲等も含めた、あわせて検討してまいりたいと思っております。修繕等につきましては、必要性、緊急性を考慮いたしまして、これらについては予算計上いたし、逐次補修繕等を行ってまいりたいと思っております。

次の2番目の育児休業中の在園児に……。まだですかね。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

一緒に質問すればよかったんですが、今答弁が準備されてるものもあるかと思っておりますけど、この育児休業中の在園児の継続保育というのが、私たちが行いましたアンケートの中でも非常に多くありました。これは、保育所のそのものの数とかも少ないということで待機児童が多いということの関連もあるかと思っておりますけど、いずれにしても今の制度では、出産するために育児休業をとれば第1子の方が保育所を退園させられるという状況になるということで、子育てをしながら赤ちゃんを見なければならぬということで非常に悩みも多く、ストレスもかかるという状況の中、一生懸命頑張って子育てされてるわけですが、この育児休業が明けても、同じ

保育所にまた入れるかどうかわからないというような状況などもあったりして、悩みが出されておりました。そういう点で、育児休業中の在園児の継続保育について、ぜひ町としての制度として確立するように取り組むように要望、答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

この件につきましては、住民福祉部長にお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

育児休業中の在園児の継続保育についてということではありますが、保育所への入所については児童福祉法で定められており、市町村は保護者の労働または疾病その他政令で定める基準に従い、町が定める条例の事由により、その看護すべき保護が保育に欠けるところがある場合において、保護者からの申し込みがあったときに、保育所において保育を実施しなければならないというふうになっております。そこで、産休、育休の場合ですが、産後8週までは母体保護等を目的として継続入所というふうにしております。その後、一旦退所となり、育児休業中の期間、要するに保護者の方が家庭にいる間ということですが、は家庭保育をお願いしており、保護者の職場復帰にあわせて再入所できるというふうに配慮をしております。

この取り扱いの例外として、厚生労働省によると、次年度に小学校入学を控えている児童、要するに5歳児ということです。入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合は地域の事情を踏まえた上で継続入所として差し支えないということであり、5歳児の継続入所ということになるわけでございます。

また、4歳児についても、粕屋町では5歳児同様、地域の事情を踏まえ、年度途中で育児休暇から復帰の場合は継続入所ということにしております。うちのほうでは待機児童、大変多く抱えておりますので、その点を考慮願いまして、4歳児、5歳児のみということに継続入所の制度をとっております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

この制度は、福岡市では在園を引き続き行ってやっていいという制度になっておるわけで、特に福岡市から粕屋町に転居して来る人たちが子育てをするのにこの育

児休業中の保育をしてほしいという人たちが増えてきているというのが状況だというふうに思うんですね。そういう点では、4歳児、5歳児ということの規定だけでなく、第2子が生まれるという状況のもとでの一種の継続保育というのをぜひ検討していただくように求めまして、次の質問に移ります。

次は、幼稚園の待機児童解消と預かり保育の問題についてです。

これも先ほどから幼稚園の問題も含めて、待機児童が昨年生まれて今年はどうなのかということなどを含めて、心配事が保護者の方からも寄せられておりました。福岡市は、私立保育園、私立ですが、預かり保育は19時ということまでになっておりまして、長期休みの場合は8時から19時ということです。その点からいけば、粕屋町のはこぶね幼稚園も18時までの預かり保育をしているということになっておりますが、町立幼稚園の場合は期間限定ということで、2時から3時、300円、1時間、料金をいただいておりますということでもあります。要望は、この預かり時間の延長ということがあるわけです。はこぶね幼稚園の私立の場合でも18時ということでもありますし、料金の額をどれだけにするかという問題もあるかと思えます。ただ、現状に応じた粕屋町としての、子供の数も含めた保育園、幼稚園に預かることの規模をどういうふうに受け入れ体制としてしていくかということから見ても、この預かり時間の延長ということが必要だというふうに思います。

それともう一つは、3年保育の問題について関連して質問いたします。

3年保育については、これもはこぶね幼稚園では行ってるわけですが、全国の公立幼稚園でも41%、2011年時点で3年保育をやっておるわけです。3歳、4歳ということで、保護者の方からもこの3歳、3年保育をやってほしいということが出ておるわけです。核家族で育児に悩みを持って、集団で子供を育てるといようなことを望んでいる方々が非常に多いわけですね。そういう点では、この保育所の問題と幼稚園の問題も含めて今後の対策が急がれるわけでありまして、この幼稚園の待機児童解消と預かり時間の延長について、答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

田川議員のご質問にお答えします。

昨年10月に募集をいたしました幼稚園の園児につきましては、25年度の入園者は待機児童が発生をいたしておりません。次に、預かり保育の時間の延長でございますけれども、幼稚園教育要領によりますと、1日の教育時間は4時間を標準とするということになっております。そういったことから。町立保育園規則では一日の教育始業及び終業が午前9時から午後2時と定めておるところでございます。そういっ

たことで、平成22年度から、期間限定ではありますけども、午後2時から3時までの預かり保育、先ほど質問者がおっしゃいました1時間300円を徴収して実施しておるところです。つきましては、これらの経過を踏まえ、平成25年度からは通年でいつでも、幼稚園が開園してるときには通年で、この1時間300円の延長ができるようにしたいと思っております。

以上でございます。

それから、将来の幼稚園の待機児童を出さないための運営はというような質問につきましては、先ほどお話ししました子ども・子育て支援事業計画の中で、こども園とか、そういった部分で検討をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

子ども・子育て新システムのことについて町長述べられましたけど、先ほど私が言いました3年保育のことについては、この制度を実施する方向でということが盛り込まれているわけなんですよね。幼稚園でこういう形で、この待機児童解消という点の一つの対策としては、方向性としては非常に喜ばれる内容があるわけですが、そういうこととあわせて、先ほど言いましたように、公立保育園で絶対、時間、この年齢を下げて3年保育ということやることができないんだということではなくて、先ほど言いました41%が実施してるということから見ても、粕屋町の現状から見たら、この3年保育というのはぜひやらなければならないというような状況にあるんじゃないかということがありますので、ぜひ検討をしていただくようにまとめておきたいと思えます。

次の質問に入ります。

国保税の1世帯1万円引き下げについてです。

これは、今まで国保税の問題について、川口議員も含め、いろいろ一般質問で取り上げてまいりました。デフレ状況のもとで、長引く不況、リストラ、廃業、倒産というようなことで収入が減少傾向にあるというのが現状であります。ですから、国保税が払えないということで滞納する、そして差し押さえを受けるというようなことなどであったり、場合によっては取り立てだけじゃなくて払えなくて病院に行けなくて死亡するというようなことなどが全国的にも報道されている状況であります。国民健康保険というのは、働いている場合には直接医療保険としては必要性がないわけですけど、定年退職後、そういう点では誰でもこの国保に加入するという制度になるわけであります。国民の3人に1人が加入している、粕屋町でもそうで

す。このような状況のもとで、国保税を負担を軽減するということが今大事だというふうに思ってるわけです。昨年の6月の資料でしか示すことができませんが、国保税を滞納している人が680世帯、粕屋町いまして、3カ月や6カ月の短期保険証になった人、456世帯いるということです。保険証が切れて無保険状態になるということで病院にも行けない。そして、病院に行ったら全額払わないかんというようなことなどがあって、私も国保税が払えなくて病院に行けなくて、家でその病気が悪化していくという状況になっていた人からの相談などもありまして、役場のほうにも関係の人に話してきていたり、何とか難を逃れたというようなことなどもありました。そういう点では、そもそも国保税そのもののあり方としても、国からの補助金が50%来ていたのが25%削減されるということで国保財政赤字になり、負担が町民に国保加入者に増えてきたということがあるわけですが、それに加えて粕屋町で一般会計からの繰り入れを5年前が3億5,000万円行っていたわけですが、それが今は5,000万円に繰り入れが激減しているという状況です。一般会計からの繰り入れという点で、この糟屋郡関係を見ると、須恵町は5%です、粕屋町は2.2%ですね。一般財政からの繰り入れが久山に次いで低いという現状に今はなってるわけです。このような状況のもとで、給与収入が312万円の、所得で200万円の家庭で、子供2人、4人家族というところで37万8,300円。とても払えない状況が現実にあるということが増えてきております。ですから、糟屋郡7町と古賀市の中では一番高い国保税になっております。医者にかかれず保険料が払えない、このような人たちの負担軽減をする。そのためにも、1世帯1万円の引き下げということを求めるものであります。一般会計の予算の0.5%、5,116世帯の国保加入者に対して1万円の引き下げが可能であるわけです。今は低所得者、200万円以下の人達が増えてるという状況の中でのこの国保税の負担に対して、町としても決断をして、引き下げをすることを検討すべきだというふうに思います。

以上について、このことについて町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

国保税の1世帯1万円の引き下げについてということの質問でございますけど、国保税の1世帯当たり1万円の引き下げについてでございますけども、もうご承知のとおり、国民健康保険特別会計につきましては医療費の増加、それから被保険者の構造的な問題でございます。退職して国保に入る。しかしその課税は前年度の所得によって課税されるといったことですね。もう退職しとるから現に収入はないわ

けですけども、これは住民税も一緒です。そういった国民健康保険法の中でそういった定めがございます。そういったことから粕屋町の国保税は25年で3億円を超える赤字になるでしょう。私は、保険税を上げなさいと言ったことはございません。もう今が担税力いっぱいだろうと思います。これでもなかなか徴収率が上がらない。もう担税能力がないところまで来ております。そういう中で、また国民保険税を1万円を落としますと、余計町の負担は多くなる。恐らく今、25年度決算で予想される3億何千万円についても、恐らく町の一般会計から振り込みをし、繰り入れをしないことには解消しない問題だと思います。それを私は今粕屋地区の国民健康保険関係の支部の支部長しておりますけども、そういう中でも、もっと広域に、例えば後期高齢者保険医療みたいに、福岡県単位でやるようなシステムにせんと、各町同じ医療の給付を受けながら。粕屋町では高い保険料を払って、しかし大刀洗とかそういったところでは低い保険税を払うといった不平等が起こり得ると。これもずっと制度疲労が起こってきております。だから、粕屋町だけで1万円を減らしてどうこうなる問題じゃないと思いますから、もう少し広域的な運営ができる国保税のほうになるように国等にも陳情してまいりたいと思います。よろしくご理解お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

町長も言いましたように、国に対して、この補助金含めて、この国庫補助が増やすという取り組みが必要だというふうには思います。私たちもそういう点では、国に対しての国保税の1人1万円引き下げというのも共産党の請願署名としても集めて国会に提出もしております。そういう点も、行政として、先ほど町長もそういう陳情含めてやっていくということも言われておりましたけど、全国からそういう取り組みが国に対して行われていくということが大事なことだというふうにも思いますし、それとあわせてやっぱり切実な、この国保税払えない人たちの対応をどうするかというのをあわせて行わなければならないという点では、非常に財政的な問題との関係で厳しさもありますが、ぜひ検討努力もしていただきたいということを述べて、次の質問に移ります。

最後に、道路の拡幅と歩道の拡幅についてです。

これは近年、粕屋町が福岡市に通勤する人たちの車とか、高速道路からおりてくる車など、都市圏に近いベッドタウンとしてのこの特有の現象ということがあろうかと思えます。道路が、表通りも狭い、裏通りも狭い、こういう中に、大きな今ワゴン型の大きな車が入ってくるということになったら、もう全く立ち往生して動け

ないという状況などもあちこちで見かけます。それと加えて、子ども達が通学していく歩道がないということで非常に危険な箇所が幾つも生まれております。協働のまちづくり課ですかね、通学路の、教育課も含めですが、通学路の、歩道の確保を含めて安全性をチェックして取り組んでるということがありますが、幾つか緊急にその対策が求められるところがあると思いますが、私は、県道の原町から伊賀線の整備について、前回も質問もいたしましたけど、あの県道の幅の中で、歩道も青いグリーンベルト帯をつくっていただいているわけですが、これ大分車を運転するには意識を持ってその内側に入らないようにするから、非常に今、一歩役に立って、安全性が確保されているというふうに思いますけど、仲通り南の信号のところ、これはほかの同僚議員も取り上げてきておりますけど、センチュリーの不動産のところから藤豆腐屋さんのところ、これは納税猶予の関係で田んぼが扱われないと、道路拡幅することができないというようなことなので、本会議の中で、25年5月、今年の5月にその納税猶予が切れるということになるので、それに向けて対策を立てていきたいというようなことが、たしか課長が説明述べられておりました。私も先日、ここの歩道が高くなってる状況のもとで、自転車で行っている人が車道のほうに倒れ込むという状況になった人がおって、何とかならんかということも言われました。

それともう一つは、車道そのものが狭いことから通行できない、支障が起きるという状況になっておりますけど、このことについて今まで県のほうに対する要請なども含めて取り組まれてきたと思いますが、今の現状について説明を求めたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

具体の箇所の問題でございますので、都市政策部長にお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の道路は、田川議員がおっしゃったように、県道伊賀・仲原線の伴米穀店と南仲通り交差点の間の道路であります。ご指摘のとおり、車道幅員が狭小であります。車の離合もできにくい状況でございます。また、歩道の幅員も約80センチと狭く、交差点付近は歩道がなく、歩行者にとっても危険な箇所となっております。現在まで、両側の農地には、議員もおっしゃいましたが、納税猶予が設定されてお

ります。そのため用地買収による拡幅ができませんでしたが、ことしの5月に納税猶予が解除されるため、福岡県道整備事務所に対しまして、現在、平成25年度の用地買収と拡幅工事を要望しているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

一日も早く工事に着工でき、安全な歩道が確保され、通学する子ども達、通勤する人達の事故が起きないようにするためにも取り組みを早めてほしいというふうに思います。

この件につきまして、今回、国の社会資本整備総合交付金というものがありまして、防災安全交付金として創設され、老朽化対策、公共施設耐震設備耐震化、防災公園整備、通学道路対策などに活用できるというようなことがあるんですよね。そういう点では、マップで通学路の安全性のところのチェックなどされた資料ももとに、国に対するこの交付金の活用を生かして、町の安全な道路、歩道が確保できるように要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上でございます。

（3番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしますが、午前中はあと1名の議員の質問をお受けしたいと思います。

（休憩 午前11時32分）

（再開 午前11時45分）

◎議長（進藤啓一君）

では再開いたします。

15番川口學議員。

（15番 川口 學君 登壇）

◎15番（川口 學君）

私も、これまで10期40年間、議員をさせていただいて、何十回となく一般質問をいたしました。今日をもって最後となります。職員の方々には真摯に質問を受けとめていただき、前向きな答弁をしていただくように、まずもってお願いをいたします。

質問に入る前にちょっとお尋ねしておきますが、先ほど田川君も言っておりましたが、このたび安倍内閣が成立をして、いわゆる地方公務員の賃下げ等、生活保護

費の引き下げとともに、地方交付税の引き下げも行いました。そのかわりといったらなんですが、元気臨時交付金を地方に交付すると。大体、聞くところによると粕屋町あたりで10億円、いわゆる交付すると、そのための事業計画を出しなさいと。ここ一、二年の間にそれを使って、デフレからの脱却を図るというための予算だそうです。したがって、各地方自治体としては、いろんな事業をやりたい。いろんな施策をやりたいと思っても予算がないということが一番頭の痛いところですが、この元気臨時交付金そのものを活用するとともに、新年度予定していた国庫補助事業を補正に前倒しすることで、地方負担の起債充当率が100%補正予算債に上って、生み出される財源、そういうものなどを活用して、ハード、ソフト両面の要求実現のために、ぜひその予算を活用していただきたいと思います。

それでは、質問通告に基づいて質問をいたします。

最初に質問をいたしますのは、住宅リフォーム助成制度の改善についてであります。

粕屋町において、平成23年6月より施行されました。平成23年度で15件、24年度には30件、2,687万円と倍増しています。全国的に実施自治体が大きく広がって、佐賀県では昨年度では20億円予算化をし、助成額も1件当たり10万円ではなくて30万円助成となっています。これによるいわゆる財源、いわゆる地域の活性化というのはすごいものがあると言われていています。おくれていた福岡県でも、昨年度より一戸建て住宅に市町村として助成している自治体に対して、県として助成額の2分の1を加算する予算措置をするようになりました。北九州市が他の市町村におくれておることが議会で問題になり、前の質問で申し上げましたとおり、北九州市議会では全員一致でこのリフォーム助成制度をつくるようにという請願が採択されましたが、北九州では昨年5月からやっとこの助成制度が実施されるようになりました。そして、この2月6日時点ではもう半年も経たないのに、補助申請額は1億3,300万円、工事総額は20億円に達し、経済波及効果は最大で23倍となりました。しかし、利用する市民からは、窓口申請に時間がかかる、申請が認められた事例を載せたパンフレットの作成を役所で作成してほしいなどの要望のほか、一番多いのは補助対象事業をもっと拡大し、住宅のあらゆる改修にも助成してできるようにしてほしいということだったそうです。地元業者の育成と地域経済活性化に最も効果的だと試され済みのリフォーム助成制度のさらなる改善と規制緩和を進めていただきたいと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、川口議員の住宅リフォーム助成制度の改善についてお答えいたします。

粕屋町では、緊急地域経済対策の一環として、地域経済及び町民生活の安定を図る目的で、平成23年6月から、この粕屋町緊急経済対策事業住宅改修工事補助金交付要綱を策定をいたしました。住宅リフォーム助成制度を実施いたしました平成23年から24年度を合わせまして、現在までのこの申請件数は47件であります。補助金額は411万円で、これにかかわる事業総額は8,223万円となっております。

ご質問の申請事務の簡素化、窓口事務の改善につきましては、助成制度も3年目を迎えることとなりますので、業者の方もかなりこの申請について詳しくなっております。先ほど質問者のほうから、北九州市ではこの申請についてのパンフレット、要するに許可が出たところのパンフレット等を参考資料としてつくって配布をする用意をしてあるということでございますので、本町でもそういったものをつくって、より申請が安易にできるように方策を考えてみたいと思います。

それから、2点目の助成対象の工事の緩和、拡充についてでございますけども、ほとんどの助成、ほとんどの改修が対象になるかと思えます。バリアフリー、省エネ化、それからこれ省エネ化は二重サッシにかえるとか、そういったものです。耐震化、耐久性の屋根工事等が入ります。ほとんどのリフォームで対象になるのではないかというふうに考えています。今後、なお一層、業者また住民の方々のご要望等を聴取いたしまして、拡大に努めてまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

前向きの答弁ありがとうございます。

さらに、粕屋町では、この新年度より、太陽光発電施設設置補助制度も実施されるというふうに聞いております。これも今からの省エネの時代、非常に大事な制度となってくると思われます。私が工事の対象を拡大してもらいたいという中身については、いわゆる炊事場、炊事場、あそこをもう少し改良したいということなんか、主婦の中で、大した金はかかりませんが、そういう要望も今強まっております。そういうことなどもひとつ検討材料にしていっていただけないかということなどもあって申し上げました。ひとつ検討してほしいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

3・11の東日本大震災が発生をして早や2年を迎えようとしております。災害時の防災対策の強化については、どの市町村も今非常にその計画に追われておるとこ

るであります。現在、粕屋町の災害時の避難対策については、避難場所は学校や地域の公民館などが中心で、水害時には避難場所として使用困難な施設が少なからずあります。例えば、大川小学校であるとか、西小学校などは、他の施設よりもいわゆる川よりも低いということで、むしろ危険だということなどもありますが、一番大事なのは、高齢者、障害者など、災害弱者と言われる方々にどう対処するかという問題です。対象者一人一人の個別票が、いわゆる手上げ方式をさらに改善して、民生委員とか区長さんなど、個別にいわゆる調査をされて登録をするなどの配慮もしながら十分調査が進んでおると思いますが、現在把握されておる現状はどうなっておるのか、まず最初にお尋ねをします。

また、災害備蓄については、役場の防災倉庫に、毛布、マット、水袋などが一部備蓄されて、赤ちゃんなどの食料や寝具などは大型商業施設と応援協定を締結しているとのことですが、私が要望したいのは、東日本大震災の教訓から提起されている次の点であります。

女性や高齢者、子供たちが避難所で一番困ったのがトイレだったそうです。また、2番目が、大きな災害では水道管が破壊されるため水の確保が重要だということ。3番目が、寝たきりの人を避難させるには車ではだめだそうです。車に乗せること自体が大変だと。そこで活躍するのが、布団ごと運べるリヤカーだそうです。これが、この東日本大震災で、いわゆる防災じゃなしに被災対策ですね、これが重要だということがわかったと。4番目には、障害者の避難場所は学校や公民館ではだめで、福祉施設を利用すること、これは福祉施設との前もっての協定が必要だと。公民館や学校などに障害者や身動きのできないお年寄りを運んだら、かえってみんなが大変になってしまうということで混乱が起きると。それと5番目には、避難所には、停電に備え、非常用電源を確保しておくこと。この5つが最も重要だということであります。

宗像市では、以上の問題を解消するために、避難所整備計画に4億9,000万円予算化しました。全小学校、いわゆる避難場所に指定している学校には非常用井戸を掘ると。非常用の井戸を。あわせて、非常用トイレを整備する。これは、テレビで報道されておりましたが、下水道が走っておる、それにふたがしてありますね。そこに、仮設のトイレをつくる、テントを張ると、そして便器を置いて、そこに流し込むようになっておるといふ、そういうグッズがあるそうです。いろんなですね。そう値段は高くないそうです。そういうのを前もって町が用意しておく。それか、避難場所である学校とか公民館に前もってそれを渡しておく。そのときには使ってくださいというふうな方法を宗像ではとるようにしておるそうです。また、非常用電源、小型発電機を防災組織のできた各町内会に配備され、リヤカーや担架

も配備されているそうです。

粕屋町は、農家の方が多いところもありますので、リヤカーを所持しておられる方がおられます。こういう家庭に、農家の方に前もって、いざというときにはリヤカーを貸していただくと。そのリヤカーを持ってある家庭に寝たきりの老人がおれば別ですが、おられない場合には、そういう人を運ぶためにぜひ貸してくださいという話を前もってつけておくと。このリヤカーの利用が、担架も含めて、寝たきり老人、身障者を運ぶ、いわゆる避難所に逃げるという場合には大いに活躍するそうです。また、井戸のある家庭とは水の提供について協定を行うと。今、粕屋町も水道が随分普及していますが、家で井戸を持ってある家庭があります。やはり、水は生命の源ですから、1週間も10日も水が足らんと、そして自衛隊などがいわゆる水を運んでくるけれども、途中で道路がどうもその被災地に行くのに困難だといわれる場合には、どうしても井戸が必要だと。そういう場合のために、井戸のある家庭と水の提供について協定を行う。そういう準備は、やはり天災は忘れたところにやってくると言われておるし、いつ何時こういう災害が起こるとも限りません。北九州の、いわゆる熊本、大分、筑後などで大水害が起こりました。ここの被災地の人たちに聞いてみると、こんな大雨が降ったのは私が生まれて見たことはない、聞いたこともない。前も、48年、その他の水害があったけれども、その段やなかったというようなことが言われておりますが、今になってああしておけばよかった、こうしたとけばよかったというのが行政の反省をするところだそうであります。粕屋町には山がありません。逃げ場がありません。どうしても学校とか公民館に頼らざるを得ませんが、それだけでは不十分です。そのかわりにマンションがあります。ここをやっぱ活用できるように、いわゆるマンションの家主とか、管理者などとも事前に交渉をして、各町内には、もし学校や公民館に逃げるのが困難な場合、間に合わない場合には、そういうところにやはり前もって契約をして、そちらのマンションに逃げ込むというようなことなどもできるように、前もって十分対策を立てる必要がある。いわゆる避難対策協議会というのが、各町、各地区でつくるように指示が出ておりますが、やはりその際には女性の役員を必ず入れておくと。女性の声も反映されるようにしておくということが、防災対策とあわせて避難対策にも必要だと言われておりますので、その辺を十分検討してもらいたいと思いますが、町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

川口議員のご質問にお答えします。

災害時の防災対策の充実ということでございますが、災害は時と場所を選びません。一昨年3月の東日本大震災におきましては、また昨年7月の九州北部地方を襲った豪雨も記憶に新しいところでございます。これまで経験したことがないといった大災害を目の当たりにし、防災対策の重要性について改めて認識をいたしたところでございます。本会議初日に施政方針の中で述べましたとおり、防災・減災に主眼を置いた地域防災力の充実に積極的に取り組みたいと思っております。特に、防災ということも必要でございますけれども、減災というところに視点を置いて、この災害対策を考えるべきであろうというふうに思います。そういった中では、今、質問者のほうから、宗像市の事例、北九州市の事例、それから東日本で被災に遭われた方がこんなものがあればよかったとか、こういうふうな取り組みを事前にしておけばよかったとか、いろんな今問題提起、それから参考になるような意見等が出されております。十分そこら辺を勘案しながら、粕屋町の防災・減災に少なくとも、備えあれば憂いなしという言葉もありますように、そういった考え方、また取り組みで、防災・減災に努めてまいりたいと思います。

それから、町内の自主防災組織といたしましては、現在、上大隈と原町、この2区で自主防災組織が設置をされました。両組織につきましては、本年1月と2月に既に防災の訓練もなされたところでございます。そして、行政におきましても、現在、見直しをいたしております地域防災計画に基づき、住民の皆様と協働により災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと思います。こういったことから、自主防災組織を各行政区にできるだけ早く立ち上げを組織をつくっていただきたいと思っております。

ご質問の避難所の整備充実についてでございますけれども、避難所は、災害により家屋等に被害を受け、または受けるおそれのある方々に、避難しなければならない人たちに一時的に収容をし、保護する場所でございます。平成24年3月に全戸配布をいたしました校区防災マップにも掲載しておりますけれども、町内の公共施設や自治公民館を指定をいたしております。この中では、とても避難場所にはならないと、今先ほどご指摘のありました大川小学校であるとか、西小学校、すぐ河川の近くでございます。そういったところもございますので、そういったところについては再度地域と協議を、この自主防災組織の中で地域と協議しながら、一番安全安心と思われる場所を確保していきたいと思っております。

それから、災害発生時にスムーズに避難所の開設ができるように、公共施設にありましては施設管理者と、地域にありましては自主防災組織と連携をしながら、避難所開設の訓練や災害備品の配備、浸水地域におきましては一時避難場所として高層ビル所有者との協定締結などを検討してまいりたいと思っております。今配布を予定し

ておりますのは担架、それから発電機は既に配布しております。今、先ほどおっしゃったりヤカー、農家は多ございますけども、私のところも弟が農家ですけど、ほとんどリヤカーはございません。幾つかですね、今、おっしゃった提案いただいたいろんな物品については、町で用意するなり、保管場所等を見つけてやっていきたいと思います。

次の質問については、口の高齢者身障者、女性、子供などの弱者救済対策につきましては、総務部長より答弁いたさせます。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。

高齢者、障害者、女性、子供などのいわゆる災害弱者と呼ばれる方々の救済対策についてであります。粕屋町の対策といたしましては、平成23年度に、災害時要援護者システムを導入いたしております。平成24年度におきましては、民生委員さん、児童委員さん、また区の役員さんなどのご協力を得ながら、要援護者とあわせて支援者の登録も進めておるところでございます。平成24年8月現在で、216名の登録者がっております。25年度につきましても、災害時要援護者支援者の登録促進を図ってまいりたいと考えております。さらに、災害時に助け合いの機運を高めるためにも、日ごろご近所づき合いが大切であります。平常時からの高齢者への声かけや安否確認など的高齢者地域見守りネットワークの構築に取り組んでまいります。災害に強い安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。災害対応は行政のみではできません。住民の皆様へ、人的被害を減らすためには、防災に対する平常時から心がけの重要性を、そして地域みんなで協力して助け合う、共助の重要性について、あらゆる機会を通して訴えてまいります。昨年10月、東日本大震災の被災地を視察されました行政区長の皆様は、みずから考える、地域で考える、そして皆で考える、大きな災害が発生していない今こそ備えるときであると、防災に対する認識を強めていただいたものと確信をしております。住民の皆様のご理解を得て、すべての区で自主防災組織の確立ができますよう、議員の皆様を初め、関係者のご協力、お力添えをお願いいたしまして、回答とさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

国も地方自治体も、国民の暮らし、財産、生命を守るということは最大の責務であります。また、それこそ気高い、崇高な任務だと思います。安心安全なまちづくりと、住んでよかったと言われるまちづくりをするためには、まず安心安全なまちづくりが必要です。このたび県から、いわゆる防災基金として積み立てていた基金が、この粕屋町には2億8,000万円、いわゆる返還されました。こういう基金も一部活用して、万全な防災体制、災害に救助体制を滞りなく進められることを重ねてお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

3番目の質問は、子どもの医療費年齢の引き上げについてであります。

この件については、一昨年において質問をいたしました。本年4月から糟屋郡内各町が足並みをそろえ、これまでの小学校就学の補助年齢を小学校6年生までに引き上げ、入院のみ助成されることになりました。私たちはこれまで毎年のように、糟屋地区市町長会と糟屋地区医師会に対し補助年齢の引き上げを要望してまいりましたが、県内でも6年生以上の医療費助成市町は、平成23年度4月1日現在では、福岡市など9市町にすぎませんでした。糟屋郡町長会が決断されたことは町民の要望に応えるもので、高く評価される施策だと思います。しかし、全国的には中学校卒業以上の医療費補助を実施している市町村は、全自治体の56.1%となっております。いわゆる中学生卒業以上までの補助をやっておるのが、全国で半数以上を占めておると。県内でも、中学3年まで補助対象としている自治体は、築上町、吉富町など6市町あります。みやこ町では平成23年10月1日より高校3年生まで、古賀市はご承知のとおり昨年4月1日より18歳まで、補助年齢の引き上げを実施しています。厚労省の調査によれば、子供が病気にかかる頻度は3歳までが多く、その後徐々に減少し、15歳から20歳までの医療費が生涯で一番少なくなっているそうです。県内でいち早く中学3年まで、通院、入院あわせて助成している苅田町、みやこ町などの医療の予算措置は、小・中学生合わせても中学生までの医療費より少なくなっています。ここに私は資料を持っておりますが、みやこ町では、就学前までの対象者は884人、4,191万円余、そのうちの2分の1は、市、県が補助するそうです。小学生、中学生、小学生1,104人、中学生594人、この小・中学生合わせて3,200万円で、就学前までの医療費より少ないと、こういうふうになっています。苅田町では、就学前まで7,800万円、小学生で6,840万ですが、いわゆる苅田町でも小・中学生の医療費が中学生までの医療費より少なくなっている、こういうふうになって、何も小学校6年から中学卒業までに延ばしたところで財政的負担は変わらないそうです。変わらない、むしろ少なくなったということです。これは、ちゃんとした県の資料ですから、私もびっくりしましたが、ぜひ郡の町長会でも、このことを大いに検討していただいて、全国的にはもうそういう時世ですから、ひとつお

くれをとらないように、糟屋郡も頑張っていたきたいなというふうに思いますが、町長、今すぐ、6年生まで引き上げた、来年から中学生までというふうにせいておるわけじゃありませんが、将来的に検討して、一日でも早く、一年でも早く、そういうふうに補助年齢が引き上げられるように努力をしていただきたいというふうに要望いたしますが、町長の見解をお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

糟屋地区内でも、古賀市、新宮町では中学校までとかにしております。そういった、地区内でもそういったところございます。願わくは、やっぱり糟屋地区全体がそういった同じふうな補助ができるといった形が理想でございますので、今後とも糟屋、旧表糟屋、裏糟屋の6カ町で十分協議しながら、川口議員のおっしゃった趣旨に沿ってお話しをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

今、説明したのがわかりにくいかと思いますが、みやこ町では、いわゆる就学前まで補助をしておったときは4,191万円余、いわゆる医療費がかかっておったけれども、小・中学生合わせて実施したら3,200万円になったちゅう、荊田町では、就学前までのときは7,800万円だったのが、小・中学生合わせて補助をするようになったら6,840万円に減ったちゅう、これを覚えて計算、調べて調査していただいて、粕屋町でした場合どうなるのかということなど、年齢が上がるたびに病気したりけがしたりする数が減ってしまうので、結局年齢上げていわゆる医療の支払いが少なくなるということだと思っんですね。そういう点を留意して、今後ともよりよい町政をつくっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

それでは、最後になりますが、先ほど田川議員も質問しましたが、学校給食センターの建てかえについてであります。

先日、久留米市中央学校給食センターに視察に参りました。ここで感じたことを幾つか申し上げます。この給食センターは、久留米市中央にあつて、14校を対象にした施設で、14校は全て中学校です。小学校は含まれておりませんでした。また、供給能力を8,000食と言われていますが、14校で8,000食、粕屋町は、中学2校、小学校4校ですが、供給能力は何食分の施設を考えておられるのか、お尋ねします。

2つ目には、ここでは給食センターを始める前に住民アンケートをとっている。設問はいたって簡単なもので感心はしませんでした。保護者、教員、児童・生徒など、何と4,800名に対してアンケートをとっています。まず、給食関係者、市民の声を聞こうとする姿勢が、行政は最も求められています。粕屋町でも給食センター建てかえについて、自校方式か、親子方式か、それともセンター方式か、PFI方式がよいか、住民アンケート調査が必要だと思いましたが、いかがでしょうか。

また、一番私が心配するのは工程です。平成16年の11月に、市議会行政改革特別委員会が提言を行いました。その後、市当局はアンケート調査とか、先進地視察とか、可能性調査などをやって、PFI方式を決定したのはその3年後、平成19年9月、議会文教常任委員会にPFI方式でやりたいという報告をやったのは3年後です。それからまた、その後決定をした後、これはPFI方式の場合はいろんなことを義務化されております。まず、PFI方式を検討する場合には、情報公開が義務づけられとる。可能性調査、実施方針、要求水準など、議論経過や計画過程、入札過程を必ず公表しなければならない。事業者並びに市民の意見を公表することが求められています。そういうことなどもあって、PFI方式を決定後、事業者と契約をし、落成するまでに3年間またかかっています。平成19年9月、決定をし、建築、落成をしたのは平成22年6月30日です。これだけの期間がかかるPFI方式で、現在老朽化した給食センターを建てるのには期間がかかり過ぎるのではないかと思います。その辺について答弁をお願いします。

また、PFI方式は、提案書作成費用、アドバイザーなどが、また事業者などが提案書を作成すると思うんですが、この前の役場、議員に対する勉強会のときでも講師が言ってありましたが、107事業平均、この提案書作成費用だけでも3,400万円かかると。それに総務省が余り高過ぎるといような勧告を出したというのが新聞記事が載っておるのが説明をされましたが、この提案書作成費用をどれくらい見込んでおるのか、お尋ねします。

また、受注業者は一つのいわゆるグループをつくるんですね、いろんな。建築家、設計とか、いろんな食品とかそういうものの会社などが一つのグループをつかって、いわゆる入札するわけですが、これは設計から建築を全て請け負う、大体、久留米でも15億円ぐらいかかったと、少なくとも粕屋町でも10億円以上かかるんじゃないかと思いますが、この設計、建築を請け負うだけでも大もうけするわけですが、だけでなく、その管理運営から、調理業務から、配送まで一括受注をするというふうになっておりました。コスト削減で、利益が上がり、長期契約15年以上で、スケールメリットの享受を受けることができる仕組みになっております。地元業者は、この受注業者、大手グループに参加することなしに、何一つ仕事はできな

いようになっております。まさに、企業は利益優先、自治体は児童優先であります。これまで、23年度以降、13市がPFI方式を採用していますが、そのうち10社は13市、13県のうち10市は東洋食品、グリーンハウスグループが受注をしています。大体、決まっておるんですね、業者ちゅうのは。そんなにたくさんない。PFI方式を検討した結果、断念をした市町村の例も書かれておりました。講師の説明文書の中に入っておりました。それを見ると、PFI方式を検討した結果、可能性調査の結果、供用後30年の公費負担などの面から考えると、最初は安くつくけれども、メリットが少ないと断念したのが島根県の浜田市、削減効果が見られないと断念したのが和歌山の田辺市、近隣市町との合併が予想される中でのPFI方式の建設は好ましくないと言って、これを取り下げたのが長野県の豊科町であります。粕屋町もこういう問題をぜひ検討していただきたいと思っております。粕屋町は、6カ町合併頓挫しましたが、まだ周辺市町の中にはせめて2町、3町でも、福岡市が単独で市政なる前後にはぜひ検討をしていただきたいという声が少ないからあります。そういう粕屋町の将来も見据えて、今何を選択すべきか、慎重な検討をしていただきたいと思っておりますが、町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

詳細のことについては、教育委員会所管でお答えしますが、概要については私のほうからお答えをさせていただきます。

学校給食センターの建てかえについては、PFI方式を絶対化せず、慎重に選択をというご質問でございます。もったもな質問だと思います。田川議員の質問にもお答えしましたとおりでありますけれども、違った角度からお答えをさせていただきます。

学校給食センターの建てかえにつきましては、児童・生徒に提供いたしますこれからの粕屋町の学校給食をどのようにしたら、より安全で安心して充実した給食が提供できるかということを探求し、財源を含めた多方面からの検討を行ってきたところでございます。その中でも、新たな民間の力を活用したPFI導入可能性調査を今年度、24年度にいたしました。可能性調査の報告によりますと、粕屋町では、競争性を担保できる業者の参入が期待されますよ。それから、粕屋町学校給食共同調理場を整備、運営するに当たり、PFI事業方式での事業実施が可能であるということでの報告がなされております。また、PFI方式と従来方式を比較いたしますと、PFI方式では町の財政負担を縮減できるという試算も出ております。こういったもろもろの議員からの先ほどの質問の中でご懸念がありました事項等につきま

しては、今後可能性調査の結果を踏まえて、次はアドバイザーという段階に入るわけでございますけども、この中で十分そこら辺を含めた中で、果たしてこの可能性調査で出てきたような方向での実施ができるのかどうか、再度アドバイザーの中で、そういったものを含めて、申込業者が出るのかどうか等も含めた検討をしながら、アドバイザーの方向へと働きかけていきたいと思っております。

以上です。

それと、教育委員会のほうからも聞かれます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

冒頭、川口議員から40年間最後のご質問ということもありましたが、教育委員会といたしまして、これまで多大なるご支援いただきましたことに対しまして、この場をかりましてお礼を申し上げます。

それでは、ご質問にお答えいたしますが、予定された食数を何食検討しているかということですが、現在給食センターでは、児童・生徒4,000名、教職員加えまして4,300食、給食をしているところでございますが、これから先、10年先まで児童・生徒が増加をしてまいりますので、予測として6,000食を超えると見込んでおります。したがって、最大年間に7,000食を予想して、新しい計画を立てているところでございます。

2点目のアンケート調査の件につきましてですが、久留米市に見学に行きましたとき、今川口議員のほうからお話がありましたように、久留米市では中学校で給食があつてなかったわけですね。そこで、全保護者に対して給食がいいか、弁当がいいか、配食がいいかというアンケートを中心にされたわけですが、粕屋町といたしましてはちょっと状況が違うように思います。粕屋町では、昭和58年に建てまして、30年近くたっている、今ある給食センターを建てかえてほしいというのが保護者の多くの意見でございます。毎年小学校を中心に給食試食会というのを実施しておりますが、ここに大勢のお父さんお母さん、お母さんが主ですが、お見えになります。そこで一番多い感想は、こんなすばらしい栄養士さん、あるいは夏は暑く、冬は厳しい状況の中で、よくぞ頑張っていただけ、ありがとうございますという感謝の言葉が一番でございます。2番目に多いのは、一日も早く安心安全な給食センターを建てかえてほしいのが2番目。3番目が、給食の食器についての具体的な話、それからアレルギー対応、そういった意見が多く出ておりますことをご報告を申し上げます。

これから、具体的な費用とか、業者については準備室長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

関準備室長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

具体的な費用でございますが、アドバイザー契約につきましては大体3,000万円かかるということになります。PFIの導入可能性調査の概算結果等いたしまして、従来で行った方式よりも約15年を期間といたしまして5.8億円、5億8,000万円縮減できるというような結果が出ております。あと、情報公開ということで、PFI法で情報公開しなければいけないということで、実施方針、要求水準書等々につきましてはホームページ等によりまして情報を公開いたしまして、質疑応答を受けることになろうかと思っております。期間については、先ほども申しましたように15年間ということで考えております。あと、入札についての地元業者の声をというようなことでございますが、これにつきましては総合評価の入札になると思っておりますけれども、事業選定のときに考え方を整理する中で留意していきたいと。具体的には、評価項目に配置したいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それから、開設の時期でございますけれども、現在考えておりますのは、27年4月に供用開始をしたいというように思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

このPFI方式は何度も言われましたが、今から13年前、小泉改革の官から民へという政策方針に基づいてこの制度ができました。いわゆる郵政民営化なくして改革はないという声高な方針に基づいて圧勝をしましたが、あとは野となれ山となれで、平成合併もいわゆる郵政民営化もペアになりました。問題は、子供の安全、食育、教育の中身は、体育、知育、食育と言われております。そのうちの一番大きな問題がいわゆる民間に委託されると、投げ出されるというふうな方法をとっていいのかという問題が基本にはあります。金だけで、計算だけでいいのかと。そのために、いわゆる国の元気交付金ちゅうのがあるので、一定の負担はしてもやはり建設の際には大手業者やなくて地元業者を使うと。従業員もなるべくなら首切らないで、一定の人たちは残して使うという問題なども考えて、いわゆるこのPFI方式ありきということ的前提しないで、もっといろんな調査検討されることを強く期待

して、私の質問を終わります。

(15番 川口 學君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

今、町長から訂正の申し出がありました。「27年」と言ったのを「27」年度に訂正してくださいということでございましたので、議事録はそうしたいと思います。

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午後0時46分)

(再開 午後1時30分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

5番久我純治議員。

(5番 久我純治君 登壇)

◎5番（久我純治君）

通告書に従いまして、議席番号5番久我純治、質問いたします。

1点目、合併協議会設置についてお尋ねします。

昭和46年、福岡市により合併の話も当時の議会で否決されました。平成19年12月議会でも合併協議会設置についても否決されました。理由は、町民、住民のためとのことですが、いまだ住民に対して説明する機会もなく、今後粕屋町をどのように進められるのか。前町長選挙において合併問題が最大の話題でしたが、議会での合併協議会設置が否決されたときは、前町長は町民や住民に対して説明するとのことでしたが、いまだ何もありませんでした。昨年暮れ、政権も民主党から自民党にかわり、道州制の話も浮上してきたようです。私も、町民の人から、また他町の人から、合併話はどうなったのかとよく聞かれることがあります。そのとき、町民のためとか、住民のためとか、何とか聞かれていることにいろいろ説明するのですが、本当にそうかどうか私自身自信がありません。よく言われるのは、役場や議員たち自身の問題ではないかと言われます。我が粕屋町もこのままでよいのでしょうか。粕屋町単独で市を目指すのか。先で6町または3町合併を目指すのかわかりません。少子化が進む今日、今は粕屋町は出生率が全国的に珍しく多く子供たちが生まれています。いつかは少子化の波が来るはずです。何もせず、世の流れに従い、そのときを待つのか。また、他町により合併話が起きるのを待っているのでしょうか。粕屋町より他町に発信してはどんなのでしょうか。町長もかわられて2年目、今後粕屋町をどのように導かれているのか、またどのように考えてあるのか、町長にお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

久我議員の合併協議会設置が否決されたが、その後合併についてどうかという質問だろうと思います。これは今、議員がおっしゃったように、議員さん達自らが否決して、合併はしないという方向づけをされたものだと思います。ということで、私は今のところ、合併については、全く合併しようとかという考えはございません。これは、粕屋町の今の、現在の粕屋町をいかに足腰を強くしていくか。粕屋町らしい、住みやすい安全安心のまちづくりをしていくかということに立ち位置を踏まえた行政をやってきております。これが、合併問題というのは、私がどうのこうのというよりも、まだまだ、この粕屋町もきょう現在4万3,967になりました。もう何日かで4万4,000人になるのではないかと考えております。合併問題については、今のところ私は考えておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

町は、今や福岡市のベッドタウン化に向かっていると思います。失礼な言い方だと、ただ寝に帰るために帰ってきてあるように見受けられます。町長がまちづくりでいわれるメインストリートづくりもしかり、今町内での小売業や飲食店などどんどん減っています。皆さんご承知のように、近くにルクルがあり、トリアスもあり、今は博多駅に有名な話題の店もたくさんあり、天神にしてもしかり、他町より地の利がよく、粕屋町です。地元の店を利用する人たちもめっきり少なくなっております。いわゆる個人の商売はしにくくなっています。今では、自然の地の利で発展してきた町ですが、限界が来ると思います。このままの町では、県や国に対して何も言えず、いつまでも補助金や助成金をもらうことを前提に事を起こすことが現状ではないでしょうか。平成19年当時の6町合併協議会設置に、久山、賛成3、反対8で、否決。篠栗町、賛成6、反対5で可決、須恵町、賛成13人、全員で可決、志免町、賛成8、反対の7で可決、宇美町、賛成13、反対2で可決、粕屋町は賛成8、反対8でしたが、議長採決で反対が9になり否決されました。それぞれの理由はあると思いますが、町の財政も永久にいいとは考えられません。町の言う行財政改革も、今までは本当の行財政改革はできないと思います。確かに今、議会から、議会中継も取り入れ、音声も文字になり、映像配信はパソコンで見られる世界になるようになりましたが、議会改革でしょうが、町の住民の人達が本当に臨んでいるのはそれだけでしょうか。町の開発問題においても、農地や転用でもやはり国や県

の指導が要ります。そろそろ、自分たちの住む町です、あれから6年たちます、何も変わるようでありますが変わっておりません。他町からの協議会の話でなく、我が町自身から他町に発信してはと、今町長の意見は聞きましたが、再度お尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

いいですか。町にお尋ねはいいんですけども、議会のあったことをここにですね、議員がその者が発言されるのはいかがなと思いますけど、町長何か。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほどお答えしたとおりでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

私もここでいろいろ言っておりますが、私たちは今のままが本当は都合がいいかもしれません。都合のいい町と思います。しかし、10年先、20年先、粕屋町も変わらないといけないと思います。名前も残ります。ずっとずっと先を見詰めて、これから先の子供のためにも決断することも必要かと思えます。そして本当に安心して安全な、住んでよかったと言えるようなまちづくりを私たちはみんなで考えていきたいものです。また、福岡市よりの再び合併の話が来るような粕屋町にしたいものです。

これで、2問目に移ります。

2問目、これからの保育所事業のあり方について質問します。

粕屋町は、毎年保育所をつくっています。必要だからとわかっているのですが、今後も待機児童が出るたびに、新設または町立の民営化を進めるのですか。

また、届出保育所のあり方についてもお尋ねします。世の中は少子化がどんどん進んでいますが、我が粕屋町では毎年約700人余りの赤ちゃんが生まれています。全国で五本の指に入る出生率の高さです。ことしも4月よりJR原町駅そばに社会福祉法人純正福祉会青葉保育園が開園するのですが、待機児童も出ると聞いております。町も国も待機児童解決に何らかの方法をとらねばならないと思えます。これで、粕屋町には、町立保育園が3カ所、認可保育園が4カ所、それに届け出保育園が昨年10月現在で8園だそうです。待機児童が出るとあらば、2年前の中央保育園の民営化が再び浮上するのではないかと危惧しております。しかし、大きな保育園

をつくるにも大きな土地が要ります。粕屋町には、広い土地も、また園としてできるような土地はもうないはずです。たとえ、つくるとしても土地は無料で貸さなければなりません。そんな中で、町内の届け出保育園として、あおぞら学園、はらっぱ学園、にこにこ長者原保育園、森の木こども園、いきいき保育園、チャイルドゆうゆうえん、天使のはね保育園、キッズルームくじらぐもの8園があります。その保育所の中には、粕屋町在住の児童が約130人余り利用しているとのことです。これは、1つの認可保育所と同じ大きさの数です。しかし、届出保育所なので補助金も余り認めてもらえず、それでもそれぞれ独自の方法で園の運営に頑張っておられます。届け出保育園は借地が多く、運営にも大変だそうです。運営費として、交付金として平成25年度の予算で、届け出保育所設備運営補助事業として246万円、町立保育所運営管理事業費1億7,939万円、もちろんこの中には給料も入っていますが、また認可保育園や私立保育所運営事業費として6億419万円が計上されております。大きな出費です。しかし、必要だから、どこも保育園の運営費には頭が痛いと思います。その中で、数年前より、福岡市が取り入れた、少ない保育所で、家庭でできるような、保育所に一定の条件を満たしたところに助成金を出してやるというようなやり方です。大きな保育所をつくるにも限界が来ると思います。届け出保育園の助成金は、保育士1人につき年1万円と、健康診断を受けた、そのあと助成金だと思います。町として、何らかの方法で、全部とは言いません、助成ができないものでしょうか。

1つ目に、今後待機児童が出ると、保育所の新設または町立を民営化するのですか。2つ目、届け出保育所を町としてどのようにして扱っていくのか、お尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。

今後も待機児童が出るたびに、新設または民営化を、民営を進めるのか。その中の届け出保育園のあり方についての質問でございます。

田川議員のご質問にもお答えいたしました。待機児童の状況ですが、来年度は青葉はるまち保育園が120名で開園します。が、今年度の申込者数が予想以上に多ございます。きょうの総合窓口の人口は4万3,967人になっております。去年から1,000人ぐらいふえてるんですね。これ僕は、町に魅力があるからうちに転入をされるんですよ。先ほどの話は別にしてね。それで、僕は、その保育園が待機児童が出れば、それも当然、これは保育園は町の義務ですから当然つくっていかないかん

と思います。それで今、届け出の保育園につきましては、非常に130人もの子供たちを預かっていただいております、大変ありがたく思っております。今年度からは、この補助額を上げるように予算化をいたしております。これ予算の中で説明をしたいと思います。いろいろ、今の町立保育園を民営化するとか、建てかえるとか、いろんな方法があると思います。全体的な子ども・子育ての計画の中で、前にもお話ししたように、この中で取り組んでいきたいと思っております。できるだけ待機児童が出ないような施策を講じていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

今は、粕屋町は少子化問題など考えられないと思いますが、国全体として、必ず粕屋町にも波が来るはずですが、ある私立の先生に聞かれたのですが、粕屋町はどんどん保育園をつくっているが、その波が粕屋町に来たときはどうなるんですか。確かに働く女性や働く夫婦ばかりで、子供を預けなければ生活できない世の中になっています。これだけの保育園をつくって、利用する園児全部が定住者ならば何も心配することなく、子供たちは未来の宝ですから、また粕屋町の宝です。しかし、何%の人たちが定住者となるのでしょうか。粕屋町は便利な町です。幼稚園は5,000円でいいし、保育園もそれなりに充実して、とても都合のいい町です。住む人たちには、ゼロ歳児から学童を小学3年生まで、また他人の手に預け、将来は小学校6年生までと言ってあります。全国的にもそうかもしれません。しかし、どんどん粕屋町の目指すきずなのある町とは離れていきます。粕屋町自身で何かよい考えはないのでしょうか。家に帰れば誰かが迎えに来てくれるとか、家庭やそれなりに沿った家づくりなど、粕屋町が目指す安心で安全なまちづくりで一生活みたい町にしたいと思っております。犯罪は粕屋郡で一番多く、よくないと言われております。これが現状です。しかし、これも私達の生活している町です。小さな保育所はそれなりに小まめに園児との対応がされております。大きな保育所なりにも対応してあると思いますが、少ない園児であればまた違う保育所の仕方があると思います。ただ、小さい園児のときから、きずなのある体験をさせるようなことをさせないと、大人になって、きずなという名前だけがひとり歩きしていきます。

そこで、町長にお尋ねします。

届け出保育園に対して、今してある補助金以外、何かできるようなことはないでしょうか。児童は粕屋町だけでなく、将来の大切な担い手です。町の宝です。また、私自身いつもそう思って接しております。同じ粕屋町の子ども達です。町でで

きることを精いっぱいやってほしいものです。再度お尋ねします。先ほどおっしゃいましたが、246万円というのは、ことしの予算じゃないんでしょうかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

予算の額については、住民福祉部長のほうからお答えさせますが、おっしゃった、つくってもつくっても待機児童が出ます。しかし、今ある保育所はあくことがない、当分の間は。これはやむを得ないでしょうね。また、逆に、国に少子・高齢化の市町村を向くんじゃないで、こういう特殊な町もあるんだという方向を向いてくれよというお話をしています。そこは、粕屋町独自の子育て、子づくり環境をつくっていかないかんとすることは、久我議員と私も一緒だと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

予算の関係ですけども、240万円ということですけども、これは今年度、25年度の届け出保育所の予算でございます。従来一人頭1万円の補助をやっておりましたけども、25年度から1万5,000円ということで、補助金の発行を考えているところでございます。また、ちょっとつけ加えておきますけども、届け出保育所というのは、公的に補助金はありません。一般的にですね。地方裁量型の保育所というのが小規模でもできる保育所ということで制度がありますので、補助金を受けたいということになれば、要するにこういった認可を受けるという手段もあります。それには、いろいろ条件がありますので、その辺をクリアして、正式に、国、県、町の補助を受けるという道もございます。今の段階では、町長が言いましたように、大変うちとしても待機児童の対策には役に立っており、感謝をしておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

25年度予算の関係については、特別委員会もございますので、ほかの関係でご質問なさってください。どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

今町長もおっしゃったように、考えていくとおっしゃいましたけども、待機児童

は60人も出てやれば、来年早速また保育園が足りないと思うんですよね。実際すぐというと、2年前の中央保育園の民営化の話がまたぶり返すんじゃないかと思うんですが、どんなふうにご考えておられるか、もう一つ聞きたいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほどもお話ししましたように、子ども・子育ての計画の中に織り込んで、今後どうしていくかという問題を含めて、計画書づくりをすすめたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

はっきりした返事がないようですけど、待機児童が出た以上はつくらないかと思うんですが、とにかく町民、住民によく説明して、前のようなトラブルがないように、ぜひお願いして、私の質問を終わります。

（5番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

9番澁田順二議員。

（9番 澁田順二君 登壇）

◎9番（澁田順二君）

議席番号9番澁田でございます。

質問に入ります前に、少し早うはございますが、3月議会をもって定年退職、または希望退職されます方々ですね、本当に永年ご苦労さまでございましたし、退職されても一町民としてまちづくりに培ってこられた知恵とか経験を生かしていただきたいと思っておりますし、また新年度には新しい町執行部が誕生するわけですが、どうか因町長をしっかりとバックアップをしてもらって、そして町民の負託にぜひ応えていただきたいというふうに思っております。

それと、北海道で大変な悲惨な、一家4人の方が車の中で亡くなられると、本当に悲惨な事故が起きました。我々は、九州福岡の比較的温暖なこの地で何の心配もなく生活されることを本当に感謝申し上げたいという気持ちでございます。

それでは、早速、質問に移らせていただきます。

県道伊賀仲原線ですね、このことにつきましては、振り返りますと、元県会議員の三船祐規さんが現職のころ、私何度もお会いしまして、この道を何とか広うできませんでしょうかというふうなことをご相談申し上げて、三船氏は県のほうに働きかけ

をやっていただきましたが、納税猶予ということがネックになりまして、話は全く進んでおりませんでした。そして去る23年の3月議会で、再び私は納税猶予の時期が近まりましたので、そろそろ地主の方とも会って話を進めたらどうかというふうな提案を、23年3月議会でしておりましたが、その後具体的な動きはなかったようでございます。それで、今年の5月に、猶予の期間が切れると、5月19日とかという話を聞きましたが、少しスピードを上げて、まず用地買収がスタートですよ。じゃないと、一向に話は進まないわけでございますので、まず地主の方と会っていただいて、そしていろいろご説明をして、ご理解を得て、それからスピード感を持って、この事業に取りかかってもらいたいというふうに思うんですが、都市政策部長、お考えをどうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

澁田議員のご質問にお答えいたします。

田川議員のご質問にもお答えしましたように、県道伊賀・仲原線のご質問の箇所は、車道及び歩道が狭く、危険な箇所となっております。道路用地の買収の支障となっておりました農地の納税猶予につきましては、議員も言われますように、今年の5月に解除される予定でありますので、今年度におきまして、事業主体であります福岡県道整備事務所へ、平成25年度の事業化につきまして強く要望しております。また、地元行政区長さん、農区長さんに働きかけ、早い時期に地権者の方と協議を行いたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

この地主の方は、幸いにしてといたしますか、農区の組合に入っている方ですから、ですから、今言われたように、農区長さんとか、あるいは地元の区長さんとか、こういった方と本当に懇意でございますから、よほどのことがない限りは、用地交渉はスムーズにはかどるのではないかと私考えておるんですね。したがって、もうとにかく長年の懸案でございますので、早く話を進めていただいて、供用開始になるようにぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。ただ、道路の幅が、随分前にお聞きしたときには、県の規格があると、道路の規格がですね。したがって、もしかしたら今の前後の道路幅よりも大幅に膨らむんじゃないかというふうなちょっと話があったんで、それもちょっと私は危惧してるんですが、

蛇がカエル飲んだみたいに、そこだけぼんと60メートルぐらい広がるちゅうのも、これもいかがなものかと。もうできることなら、前後の道幅と同じ幅ぐらいが一番理想的ではないかなというふうに考えておりますが、その辺のお考えはお持ちですか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

この事業を県がやるとなれば、県の単独事業ということになるかと思えます。そういうことから、前後の横断の幅員を見合わせた幅員になるのではなかろうかというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

たしか2年か3年前に、あそこ測量してあったのを、2人で測量してあったのを私見たんです、姿をね。その後、現地をちょっと見てみますと、境界のくいが、今もたしか残ってますよ、かなり道路のり下の、また田んぼ側に打ってあるんですよ。だから、恐らく県の規格に合った道路幅で、県のほうは見てるんじゃないかなという、そういうちょっと危惧があるんですよ。その辺、県のほうとしっかり打ち合わせて、そこだけ広くなると、むしろ今度は車の通行が危なくなるんじゃないかなという気がするもんですからね。その辺しっかり県のほうと打ち合わせしてもらって、そして現状に合った設計を取り入れていただきたいというふうをお願いしときたいと思います。

それから、2つ目の質問でございますが、これもさきの議会で、町長のほうに、私提案申し上げました。そのときに町長はやりますというふうな約束をしてもらったわけですが、今度の施政方針の中にもそれらしいことが、それらしいというか、そのことだろうと思うんですが、町政運営の方針と、25年のですね。その中に、今後災害時のみならず、防犯灯の緊急連絡にも活用してまいりますと。これは、緊急情報伝達システムということですよ、機能。この中に、恐らくどこどこで犯罪がありましたと、ひったくりとか空き巣とか、いろいろありましょ、性犯罪とかですね。そういうのを放送していきますよというふうなことじゃなかろうかと思うんですが、確認のために、町長、ご答弁お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今のこと、そのとおりです。概略ですね、防災無線を活用した犯罪などの情報の周知についてでございますが、議員おっしゃいましたとおり、犯罪の抑止また未然防止の観点から、町民の皆様への情報の提供が重要であると考えております。町では、犯罪等に遭わない、巻き込まれない、そのための対応、心がけなどについて、広報かすやとか町のホームページ等で、今お知らせをしてるところでございます。また、春日警察署より空き巣等の犯罪の発生情報を入手したときには、必要に応じて、関係区長さんや教育委員会に情報を伝達するとともに、防犯パトロール車での町内巡回を強化しております。また、町のメールでの情報発信などの対策は講じてもおります。さらに、防災無線での呼びかけについても、警察から要請を受けた場合は、これはつい先ほど、2月28日、ひったくりが2件起きました。そのときには、警察のほうと協議をいたしまして、早速防災無線でその発信をしたところでございます。それから、4月からは、粕屋町は飲酒運転根絶の条例を制定をします。毎週金曜日がその啓蒙啓発をしようといった取り組みの日になっております。ですから、金曜日に5時のお知らせの後に引き続いて、今日は飲酒運転根絶の呼びかける日ですとかということで、町民への呼びかけを図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

確かに今までは広報とか、あるいは回覧板とかで、情報の提供がされておったんですが、ちょっと古新聞を読むような感じで、もう時既に遅しというふうな感じがしとったんですね。したがって、防災無線を使えば、リアルタイムで町民に情報を提供して、防犯に役立ててあげるというふうなことでございまして、これは協働のまちづくり課でいただいた資料なんですけど、毎日粕屋警察署からまちづくり課に、こういう立派な情報が寄せられておるわけですね、逐一。だから、これは粕屋警察署管内の自治体に、毎日、パソコンで送ってきておるわけですね。ですから、その中から全部が全部ではなくて、これは放送の必要があると、これはいいだろうというふうなことを、どっか担当課でピックアップをしてもらって、そして必要な情報だけは、ぜひリアルタイムで毎日、時報の後でもいいから、町民に伝達をし、注意を促すと。余りくどくいうと、騒音の問題もありますから、簡潔にわかりやすく情報伝達したら、これ非常に喜ばれるんじゃないかと、町民の方からですね。そういうふうな思っております。

それから、そのことで、つい最近は、これは中央区ですね、福岡市中央区に、これはコミュニティーラジオ天神という新しい放送局、いわゆる地域限定の放送局が

誕生したらしんです。そこで、犯罪情報、中央区の犯罪情報、それから交通情報とか、いろんなことを放送しておりますよという記事が、多分読まれた方もありますが、こういう記事が載ってるんですよ。まさにこれ私が言ってるのとまったく一緒だなという感じがしましたんで、ちょっとご紹介したいんですが、これは警察と連携をして、そして10分ぐらいの時間で中央区民の方にコミュニティーラジオで、それこそ犯罪情報ですから、ひたたくりとかいろいろありましょう。そういうことをつぶさに報告して、そして区民の方々に注意を喚起するというシステムですよ。防犯の一助にと、有効な大きな見出しがあるんですが、こういうことをやっぱり時間を置かずに、そして素早くやっぱり町民の方々に伝えることによって、犯罪を未然に防ぐ。もしかしたら、その犯人が防災無線を聞いとるかもわかりませんね。そりゃ遠くから来ておる人は聞いてないでしょうが、ひょっとしたら町内にそういう人がおったとすれば、その人も恐らく防災無線が耳に入って、私のこと言いよるなというふうな、そういうこともあって役立つのではないかというふうに考えるわけですね。実際に、いつからこういう情報を防災無線で町民に伝えられるのか、その時期をちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

全てを警察から連絡があったものを全てを伝えるということは、ちょっと難しい。これは、深夜勤務の方もいらっしゃいますので、これは今、中央区のほうでやってあるのは、これはラジオ局ということで、聞こうと思う人がそのチャンネルに合わせて聞くのであって、これをみずからがそれを選択してあるのですから、問題ないと思いますけども、これ一斉放送というのは。選択するしないにかかわらず、聞く聞かないにかかわらず、一方的に流すものですから、これもやっぱり警察の連携の中で放送してほしいと、放送したいがという中で、ぜひお願いしたいという部分について、緊急通報として流していきたいというふうに思っています。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

今、町長おっしゃったように、確かに放送と、それからラジオとでは町民の受け取り方も違います。それは迷惑に感じる人もおられるでしょう。したがって、先ほど申し上げましたように、内容をよく精査して、これは放送すべきことだなど、これはいいだろうというようなこと、ちゃんと選別をして、そして簡潔に情報を流されたらいいんじゃないかということを申し上げてるわけですね。それで、いつから

されるかという時期の問題は、答弁ありましたかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

これ時期の問題というよりも、そういった必要性が出たときは、もう今日でも明日でもやっています。はい。ただ、4月からと申しあげましたのは、飲酒運転根絶については4月からということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

なるべく早く、私はもうこの前それこそ質問してから数カ月たちます。いつから放送があるのかなと思って、防災無線も注意しながら聞いておりましたが、放送ないから、ああ多分これは新年度からだろうと、自分勝手に想像しておりましたんで、ひとつ必要に応じて、逐一情報の伝達をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、3番目の質問に移ります。

阿恵大池公園も日に日に姿を変えております。私も非常に楽しみに、もう毎日、夕方公園の中をうろうろしております。不審者に思われとるかもわかりませんが、決して不審者ではありませんので。そんな中で、きのう夕方行きました。そうすると、やっぱり工事中にもかかわらず、もうお年寄りの方から子どもまで、本当に子どもらが楽しそうに、大勢遊んでましたから、楽しかろうって言うたら、本当に元気な声で、はい、楽しいですよとて、その言葉を返してくれましたが、子供が遊んでいるときは本当に元気ですね。はち切れんばかりの元気、勉強するときはわかりませんが。非常に頼もしく見たわけでございますが、それが3月いっぱい工期は100%完了というふうなことを伺っております。そこで、後の管理のことですが、もうぜひこれは受益者、周辺の、例えば長者原下区、原町区、そのあたりで、月1とか、あるいは月2でもいいですよ。管理だけはぜひ除草、清掃、これはもうお願いをしていただきたい。頼んでもらいたい。もう役場が何もかもする時代じゃないんですよ。ですから、そういう軽微な管理は、地元区長さんあたりに相談なさって、地元の人でやっていただくというふうに考えますが、政策部長いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

阿恵大池公園は、2カ年計画の予定で、平成22年度に建設に着手いたしております。

す。東日本大震災の影響による国の交付金の関係で、3カ年計画と変更になり、今年3月末に浸水対策の調整池の機能を持った公園が完成いたします。ご質問の住民による清掃などのボランティア活動は、地域の自分達の公園を自分達できれいにする、とても大切なことだと考えております。これにつきましては、地元説明会の際にも、遊具やトイレの施設関係、給水や雨水関係の設備関係、また樹木剪定や消毒、駐車場入り口の開閉などは町が行い、軽微な除草、及びごみ落ち葉の清掃などにつきましては地域で対応していただきたいとお願いをしてきたところでございます。また、現在までに、原町区と長者原下区との清掃活動についての協議を重ね、阿恵大池公園の管理に関する協定書を3月に締結の予定としております。完成後は、周辺地域の方々に軽微な除草などを行っていただき、本公園を有効に活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

特に、現場を見てみますと、芝地、芝地が非常に面積大きいんですね。これが恐らくもう一、二年したら、もう雑草が繁茂して、芝より雑草のほうが強いですから、もういつの間にか雑草野原になってしまう。ですね。これはやっぱり誰でもできる指先の仕事ですから、ぜひそういう利用される両区、あるいは別の人も利用されるかわかりませんが、そういう方に呼びかけて、草だけははやさんように、ぜひ指導していただきたいと。この公園については着工前にはいろいろ問題があって、都市整備課あたりも、課長も随分苦労されたように思いますが、やっと完了目前になりましたんで、巨費も投じておりますんで、ひとつ大事に、そして常には良好な環境で利用されるように努めていただきたいと。そのためには、やっぱり住民の協力が不可欠だろうというふうに思っておりますが、これをひとつ公園管理のモデルケースとして、今町内に都市公園とか児童公園とかありますが、ほかの公園の管理は今どいようになさっておられますか。これもわかればちょっと教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

ほかの公園につきましては、地域の子ども会、育成会あたりの方で、幾つかの公園についてはしてあるということでございます。今、議員が言われます、ここではケースづくりをいたしまして、このボランティア、また清掃活動に役立てていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

澁田議員。

◎9番（澁田順二君）

福岡市の公園あたりは、もう既に早くから、やっぱり住民協力のもとに、そういう管理をしてあるんですよ。ちょっと私の知り合いに聞きましたら、放送するそうですね、月1。きょうはどこどこ公園の清掃日ですとかというて。強制じゃありませんから、それに賛同される方が寄ってきて、清掃されよるそうなんです。私が、さっき両区と、下区と原町区で協定書を結ぶというふうな話聞きましたんで、その頻度、清掃の頻度当たりが、その協定書中に書き込まれているのか。で、それはそれとして、それ以外に、私は年に2回ぐらいは、もう下区、原町、総出で、これも強制じゃありませんから、マイクで呼びかけて、今日は阿恵大池公園の清掃日ですというようなことを呼びかけて、そしてもう年齢を問わず、子どもあたりも多分来ると思いますよ。呼びかければね。そういうことからして、まあいわゆる勉強以外の子育て、コミュニケーションもありましょうし、公共のものを大事にする気持ちとか、そういうものを、そういう形で参加することによって身に付けてもらえば、私は非常に公園で遊ぶことだけじゃなくて、子ども達にとっても効果があるんではなかろうかというふうに考えますので、ぜひ協定とは別に、区長さんにも私何回もそのことは言っております。今、答弁あったようなことを区長さんもおっしゃっております。近々、協定を結ぶと。何か、月1回交代で、下区と原町でやるというふうなことも聞きましたけど、それとは別に、春、秋、気候のいいときに、もう全員に呼びかけて、みんなが集まって清掃してくださいというふうなことを提案を両区の方に、区長さんに提案してもらって、そのことも言いましたら、それもいいことやなというふうに了解というか、話は通っておりますんで、ぜひその方向でやっていただけたらなというふうに思います。福岡市の話もしましたが、大分県の日出町、これは相前から徹底して住民で清掃作業をやっておりますね。除草、芝刈り、そのかわりそういう管理に要する機械は、ちゃんと機械小屋があって、そこに保管して、機械を貸し出すんですよ。そして、何カ所あるか知りませんが、私電話でこれ取材したんですけど、それは徹底してやっている。テレビでもちょっと紹介されましたけど。こういうものは、粕屋町もしっかり見習っていくべきだなというふうに思っておりますので、どうかひとつその方向で、完成しましたら、もう2年放つとつたら、草ぼうぼうになって、これができ上がったばかりの公園かいなというような状況になりますよ、間違いなく。で、草引くのも簡単な、子どもでも誰でも使えるような簡単なのがありますから、もう頭数がようけそろえば、も

う少々広くても、そんなに難儀するような仕事じゃありませんから、ひとつぜひそういうことで、役所のほうから呼びかけていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

(9番 澁田順二君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

これにて予定しておりました本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいています傍聴者の皆様にお知らせをいたします。議会運営委員会における協議結果によりまして、本日は5名をもって終了いたします。よって、明日5日火曜日にも4名の一般質問を実施いたします。時間の都合がつかますれば、あすも引き続きお越しいただきますようによろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時19分)

平成25年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成25年3月5日（火）

平成25年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成25年3月5日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号	4番	長	義晴	議員
7番	議席番号	2番	小池	弘基	議員
8番	議席番号	13番	山脇	秀隆	議員
9番	議席番号	10番	安川	俊彦	議員

2. 出席議員（16名）

2番	小池	弘基	10番	安川	俊彦
3番	田川	正治	11番	向野	正幸
4番	長	義晴	12番	安河内	利明
5番	久我	純治	13番	山脇	秀隆
6番	因	辰美	14番	浦元	甫
7番	本田	芳枝	15番	川口	學
8番	伊藤	正	16番	八尋	源治
9番	澁田	順二	17番	進藤	啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安松 茂久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因清	範	教育長	大塚	豊
総務部長	田代	眞	住民福祉部長	工藤	龍一
都市政策部長	松永	誠一	教育委員会次長	因	友幸
総務課長	八尋	恵治	協働のまちづくり課長	安川	喜代昭
経営政策課長	箱田	彰	税務課長	石山	裕

収 納 課 長	瓜 生 俊 二	介 護 福 祉 課 長	清 武 稔
健 康 づ くり 課 長	大 石 進	総 合 窓 口 課 長	水 上 尚 子
子 ども 未 来 課 長	安 河 内 涉	都 市 整 備 課 長	野 中 清 人
上 下 水 道 課 長	吉 武 信 一	環 境 生 活 課 長	因 光 臣
学 校 教 育 課 長	八 尋 悟 郎	社 会 教 育 課 長	安 河 内 強 士
給 食 セ ン タ ー 所 長	城 戸 和 子	給 食 セ ン タ ー 建 設 準 備 室 長	関 博 夫
総 務 課 庶 務 人 事 主 幹	今 泉 真 希		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

傍聴にお見えいただいています皆様にお知らせをいたします。

この3月議会からは、議員全員で協議し、また町の理解も得て、粕屋町議会にとっては初の試みであります本会議場での模様を町民の皆様にも自宅のパソコンでごらんいただける、いわゆるインターネット中継を導入しています。また、今日お見えいただくことができなかつた皆様にも、おおむね3日経過しました以降には粕屋町のホームページによってごらんいただけるようにしていますので、多くの方にご利用いただければと思います。よろしくお願いを申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

ただいまから一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番長義晴議員。

(4番 長 義晴君 登壇)

◎4番（長 義晴君）

おはようございます。議席番号4番長義晴です。通告書に従いまして、本日の一般質問を行いたいと思います。

質問は2問であります。1問目は多々良川の河川改修について、2問目は小・中学校の増築計画並びに新たな小学校建設の考えはあるのかについて質問したいと思います。

まず1問目、多々良川の河川改修については3点について質問いたします。

1点目は、多々良川河口から上流のJR香椎線まで進められています河川改修の進捗状況についてであります。

昭和38年、48年、57年と10年ごとの水害が発生していましたが、平成に入り、平成11年、15年、21年に水害が発生し、周期が短くなり、特に平成21年7月24日から26日にかけての中国・九州北部豪雨については、大川小学校の一部が床上浸水を初めとして町内全域にわたり浸水被害が出ました。また、去年は福岡県南部が豪雨に見舞われ、昔の水害、豪雨災害などは忘れたころにやってくる傾向にありましたが、今日の水害はゲリラ豪雨、局地的な集中豪雨が毎年発生しているのが現状です。

福岡県も博多駅周辺の水害で、御笠川、宇美川下流域の豪雨被害の影響で徹底した河川改修が実施され、今では1時間当たり100ミリの降雨にも耐え得る河川改修と、博多駅周辺流域に調整池を設けて水害対策を実施されてきました。御笠川、宇

美川の改修事業の完成の目鼻もつき、本格的に多々良川河口上流、多々良地区の改修工事に着手され、粕屋町関係流域の用地買収も進んでいます。粕屋町内の河川の拡幅は80メートルから90メートルに計画されると聞いていますが、用地買収についての進捗状況と粕屋町関係の改修計画は何年ごろの予定になるのか。また、この事業は平成22年度より社会資本整備総合交付金等の事業にのせて福岡県県土整備事務所が事業を管轄され、粕屋町を含めた周辺自治体は県に対する協議をされていると思いますが、因町長就任後における周辺自治体との協議についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

長議員の河川改修についてのご質問にお答えします。

まず、現在、福岡市河口からJR香椎線までの間約5キロの河川改修に入っております。58年度から整備が進められておりまして、現在その進捗率は80%ということになっております。また、周辺自治体との取り組みでございますけども、これは福岡市を含めた多々良川水系6町で期成会をつくっております、この期成会で毎年度国並びに九州国土整備局、それから県並びに地元国会議員のほうに強く整備促進を要望してるところでございます。そういったことが実を結びまして、だんだん予算も多くなるようになっております。

ただいま質問者がおっしゃったように、平成21年7月の大川小学校周辺の浸水被害がございました。これは、体育館、それから教室の1階部分まで浸水し、全ての廊下、それから体育館の床を張りかえるといったような状況が起きました。こういったことで、暫定的には大川小学校の敷地内約240メートルの堤防に暫定のかさ上げの土のうを積み上げております。これの抜本的な改修のためには井堰が阻害をしているというようなことで、薬師井堰と古屋敷井堰を統合するということが今計画を進められておるところでございます、この計画は県の事業で行われます。つきましては、今年度設計が行われ、これは農水省の所管になりまして、農水省の認可を今年度とり、26年度から改修の工事に入ります。河川の中の工事でございますので、なかなか1年、2年では済まないということで、最短でも3年かかるということで、28年の完成に向けたところでの井堰の統合が考えられております。つきましては、下流の井堰からの取水の関係については、今度は薬師堰からの……。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎4番（長 義晴君）

私の質問が不手際になって申しわけないんですが、とりあえず今回の質問は、河川改修について通告書にお上げしておりますように、JRまでの一つの河川改修と、それから2番目に今ご答弁願いました古屋敷井堰とそれから薬師井堰、それから3点目は浚渫について分けてしておりますので、1点目のJRまでの進捗状況というふうなことでご答弁願えたらと思います。またその次はそれなりのご質問したいと思います。すみません。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、よろしいですか。

はい。

◎町長（因 清範君）

1点目の今計画されている河川改修の計画の区間については、今お話ししたとおりです。次には大川小学校の関係のやつですか。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

まことに申しわけなく思っています。

今、町長からご答弁願いましたが、この河川改修については10年来というか、あそこが河川改修になるちゅうことは地域住民の方は知ってあるんですが、私も県土事務所に行ってお尋ねしよると、一番ネックになってるのは下流域から工事を進めていくちゅうのが、それは素人でもある程度理解できるんですが、用地買収が、今申しましたように粕屋町域内でも3年、4年前から部分的に買収が進められております。そういったことで、今は多々良地区の多々良小学校付近が一番問題があるということで、あそこの用地買収が、多分今年から3年ぐらいの計画であの流域の用地買収が進むというふうなことも聞いておりましたが、そういったことで、具体的にそういった事業のもろもろの進捗状況でいくなれば、粕屋町に河川改修が実際にできるちゅうのはいつごろになるのかということをお今の状況の中でわかっておればご答弁願いたいと思います。よろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

町長。

◎町長（因 清範君）

細かい部分については、都市政策部長のほうにお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

ご質問は2点ございましたが、1点目の粕屋町域の河川改修に伴う用地買収の状況はということでございますが、全体計画の用地買収の面積は1万8,000平米でございます。そのうちの約8割の1万4,400平米が今用地買収済みということを県のほうから聞いております。

2点目の粕屋町に河川改修の工事がいつ入るのかというご質問でございますが、現在、議員も言われましたように下流の福岡市のほうから工事が進んでおりますが、粕屋町域におきましても雨水橋の下流の左岸側ですか、これを一部分平成25年度から測量に入りまして、時期は明確ではございませんが、それ以降、25年度以降、この堤防工事にかかれる予定でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

そういうふうなことで、町の関係者もそうだと思うんですが、特に地元、戸原、江辻の雨水関係の関係者については、どこでもあるんですが、用地買収はどの昔に済んで、なかなか初めの計画どおりに、それは予算の関係があって当然といえば当然なんですが、そういうふうなことで一向にらちが明かんというふうなことで、私がこの質問を取り上げたのは、そういうふうな中で、町長も今言われてましたように6町の期成会の中で首長さん達が要望されてそれなりの早急な工事ができるように、今後町長よろしく要望していただきたいと思いますというふうに思います。そういったことで、JRまでの河川改修ちゅうのは非常にまだ見通しが、何年にどういうふうな形でということは聞いてないちゅうのが現状というふうなことでしょかね。部長。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

先ほども言いましたように、一部分測量とかに入りますが、それ以降の工事につきましてはまだ明確になってないということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

大体のことはわかりましたが、先ほど言いましたように、そういった形で上流域まで工事が進められるように今後取り組んでいただきたいと思いますというふうに要望

したいと思います。

次に、先ほど町長に一部ご答弁願いましたが、2点目につきましては、私達の地域の関係ですが、大川小学校の下流域と上流域に同じ戸原農区の関係の井堰が2つあるのをこの際1つにすれば、小学校横の河川の水位がかなり下がって洪水が防げるというふうなことで、農林事務所の関係所管の工事として今進められておるといのは一部町長が答弁されましたように、この件につきまして下流側を撤去して上流側に転倒井堰、自動的に倒れていくという井堰を今考えてあるということで、先ほど言われましたように26年から28年ぐらいにかけて工事が進められるというふうなことについて、そのほかに一部それに伴って水路の下流、地域の他に水を流す水路の一部変更というふうなこともあわせて計画してあるようですが、これについての町長のほかの関係の水路の関係につきましては今後どういうふうな形で工事の日程といたしますか、スケジュール的にはされるか、それをお願いしたいと思います。部長、お願いしたいと。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

今のご質問で古屋敷井堰がなくなったときの代替えの水路につきましては、平成23年度委託をいたしまして方向性をつくっております。今後平成26年から本体工事薬師井堰始まりますが、それと並行して水路の検討、実施設計なりをまた再度していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

その後といいますと、具体的に25年にそういうふうな地元との協議をされていくというふうなスケジュールでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

さっき町長も言いましたように、薬師井堰が平成26年から28年まで3カ年かかります。その間の中で水路のことでまた地元の農区あたりと協議して行って、28年の完成のときには供用ができるような水路をつくっていきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

この件につきましては、今ご答弁されたようにある程度の地元との協議は進められておるといことで、いずれにしましても具体的な予算と申しますか、そういうふうなことがつければ工事が進展していくと思うんですが、具体的にこの工事費用としては今の段階で設計の段階でどれぐらいかかるというふうなことになっておるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

平成23年度、今水路を検討したと言いましたけど、これにつきましては農地に対してどんだけの流量が要るのかということを検討いたしておりますが、工事の費用につきましてはまだ今からの段階でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

いずれにしましても継続的に今まで取り組みをされておるようですから、十分地元で説明されて工事が予定どおりに進んでいくようお願いしたいというふうに思います。

続きまして、3点目につきまして質問したいと思います。

3点目につきましては、先ほど言いましたように、河口からJRまでの河川改修と今質問しました井堰の関係とは別にしまして、小学校下流域の河川の土砂の堆積が、通ればすぐわかるように、大木ですかね、それとヨシ、それから特に土砂の堆積が非常に、これにつきましてどれぐらい堆積しとればしていかにかいにかんかということの一つの基準があるかと思いますが、通常、住民からしたらかなりの堆積があるように見受けられて、川の流れちゅうか、洪水が出たときにはかなりの阻害が出ておるんじゃないかなというふうに思います。だから、素人考えでも、そういう井堰の関係の工事とかいろいろするときにあわせて事業をすれば、それは確かにそれなりの経費削減と申しますか、それはわかるわけですが、さっきも冒頭申しましたように、このごろの集中豪雨と申しますか、ゲリラ豪雨と申しますか、そういうふうなものにつきましては特に毎年どこかで集中的に発生してるようなことと申しますので、それとは別に、この浚渫作業は切り離して取り組んでいく必要があると思います。基準は基準としてあると思いますが、これにつきまして今までのいろいろな地域からの要望とか、それからそういったものを踏まえて県にどうい

った形でこの点の要望をされておられるのか、町長のご答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私が就任いたしまして、福岡土木整備事務所、それから県の河川課等に3度ほど参りまして、今質問者の指摘の事項について要望をいたしております。なかなか県のほうも予算が厳しいような状況でございます。しかし、今度のアベノミクス、経済再生という中で、特に防災・減災についての予算は確保しやすい状況になっておりますので、なおかつ再度県のほうにその旨をお話しし、できるだけ早期浚渫、それから河川内の樹木の伐採等をしていただくように申し入れをしたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

いずれにしても予算の関係だと思いますので、景観的にも何となく川の流れが悪いし、見た目も悪いような状況でございますので、今ご答弁願いましたように、毎年そういったことでこの件につきましても取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

1点目の河川改修の関係は終わらせていただきますが、2番目の質問に入りたいと思います。2番目の質問は、小・中学校の増築計画並びに新たな小学校建設の考えについて質問したいと思います。

粕屋町は、福岡県はもちろんです、全国的に少子・高齢化が進んでおる中で、人口の増加が他町に比べて突出しているのは皆さんご承知と思います。ちなみに、学校教育課のほうで毎年10月に調査されております生徒は小学校1年生が約470人、住民課で調べた人口は550人ぐらいになっています。ゼロ歳から6歳、1年生までの人口は、各年齢ごと、6歳までは600人から700人ぐらいの出生で今まで推移しているようでございます。よって、今後の生徒数は、今が500人弱ぐらいですが、それよりも100人から200人まで行かんような状況で、現況から比べたら多いわけでございます。

そういうふうな中で、現在粕屋町の4小学校の合計の生徒数は、平成24年度は2,773人、中学校におきましては1,102人の合計3,875人のようです。5年前の平成20年では、小学校4校の合計が2,385人、中学校は1,012人、合計の3,396人で約

479名の増加であり、この増加人数は4校合わせた学年全体の数になります。いわゆる今の1年生ぐらいがこの5年間でふえたというふうなことでございます。そしてまた、学級数についても、24年度は小・中学校合わせて86学級で、20年度については73学級と、それから13学級が増加しております。ただ、ご承知のように、23年度より小学校1年生は35人学級が導入されたことによる学級増はありますが、いずれにしても今後教室が足りなくなることが予想されます。小学校4校、中学校2校の空き教室並びに今後児童・生徒増に伴う教室の確保の計画はどのようになっているのか、町長並びに教育長にお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、お答えします。

小・中学校の増築計画並びに新たな小学校建設の予定はあるかということでございます。質問者からもおっしゃったように、大変人口が多くなっております。それも特に若い世代の転入が多いようでございます。ちょうど子育て世代の方々が粕屋町に転入されてくるということで、全国的には少子・高齢化という中でございますけども、粕屋町はむしろ戦後の日本のような感じでございます。よく私は例えて言うんですけども、粕屋町の平均年齢は39歳という話をしますと大変びっくりなさいます。

そういったことで、この2年間の出生者数は年間700名を超えておりまして、小・中学校の校舎増築が課題となっております。一昨年、中央小学校増築いたしました。増築計画は、児童・生徒数の将来見込みを作成いたしておりますけども、粕屋町では、1つのマンションが100戸とか、戸原のほうにも今始まっておるようでございますけども、そういうところで突発的に非常に大きいマンションが建ったり、あとそういったものが出てきますと、またこの予定が予定でないということになってこようかと思っておりますけども、現在の年次計画では平成26年度に粕屋中学校の増築が必要です。27年度に西小学校が必要です。それから、28年度には大川小学校、それと仲原小学校、さらに30年度には西小学校、31年度には粕屋東中学校の増築ということで、メジロ押しに毎年学校の増築をしていかないかんというような状況になってきております。そういった状況にあります。

あと、詳細な内容については教育長のほうからお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

増築の関係はそれでいいですかね。

長議員。

◎4番（長 義晴君）

私の質問がちょっと的を射てなかったところがありますが、今町長が言われたように、今後の児童増に伴う学校の教室対策としては今述べられたようなことだと思いますが、1点具体的にお尋ねしたいのは、現在の小・中学校6校の教室がどのような形で空き教室があるのか、教育長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

長議員のご質問にお答えいたします。

現在、空き教室はございません。とりわけ中央小学校では学童保育の教室を借りておりますために、かなり窮屈な状況になっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

そうすると、先ほど町長が言われましたように26年から31年までそれぞれの計画はあるようですが、早速今年から、出入りもありますたいね。6年生が出るやら中学3年生が出ていって、どちらかというと出ていくほうは数年前の人口が少ないときのあれやからクラスが少なくなっておりますが、入ってくる方はどちらかという、40人学級からすると41人とかなれば1クラスふえるのは当然わかってあると思いますが、それで対応ができるとかなというふうな、今なしと言われたのがびっくりしておるんですが、現実的に受け入れはできるような状況になるんですかね、お尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

質問の内容は、1点目は書いておられるのは増築関係で、3点目に新築の関係とありますので、そのあたりを一緒によろしいでしょうか。

長議員。

◎4番（長 義晴君）

全く申しわけない。教室の関係だけお願いしたいと思います。空き教室の関係で、今、何度も言いますように、もうないと言われたから、それはそれでよろしいんですが、それで来年の受け入れが、当然大丈夫ということだと思うんですが、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

説明が不十分かと思います。これ学童保育の教室じゃないですね。普通教室のことでしょ、お尋ねは。どちらでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

学童保育も、基本的には教室が空いとるから学童保育に開放してあるということだと思うんですよ。だから、私の質問も、実際の児童・生徒が入り切らなければ学童保育の使ってあるところを何とかして受け入れをするちゅうのが基本だと私は理解しとったから、今の答弁からして、ないということで、学童保育は使ってあるけど、増えるためにどうしても1学級増やさないかんということになれば学童保育を間仕切りして受け入れするとか、そういうふうなことで私は対応されるとかなという、今答弁聞いてそういうふうなことを感じたわけです。だから、そこいら、ないと受け入れが増えた場合の対応はどんなふうなことを考えてあるかご答弁願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校の普通教室と学童保育の専用施設と分けて答弁させていただきます。

学校の普通教室は空き教室はないと申し上げましたが、教室が増えましたときには、会議室を普通教室にして会議室を図書室で行ってもらうとか、少人数教室で使ってる教室を普通教室に使って、そういうふうにして流動的に活用しておるところでございます。それから、学童専用施設は、またご質問いただけたらと思いますが、中央小学校ですね、今無理に校長にお願いして図工室を借りて学童専用施設に使わせていただいとると。新しくできましたので今もとに戻っていますが、中央小学校の学童専用施設は今3教室やってますが、新年度から4教室になって足りませんので、また借りたいという予定でございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

私も総務委員会に在籍してないから細かいことは申し上げないんですが、そこいらの運用の仕方とかわからないところがあるんですが、いろいろ今までは余ったから、図工室とか何やらかんやら、視聴覚室とか、そういうふうな形で利用してあったと思うとですよ。だから、教室ということは児童が受け入れされるような教

室が、そういったことをいろいろ配慮すれば利用できるという教室も含めて空き教室といますか、そういうふうな感覚でとらえんと、答弁願って、ないと増えよったらどんなふうな受け入れをされるんやろうかということになるわけです。

今、ご答弁願ったように、こういうふうな教室がありますから、そういうふうなことをいろいろすればできるということだから、基本的には私の質問は、いろいろそういったことを配慮してこうこうすれば空き教室がどがしこありますというのが私のねらいとした教室不足で、今からまた建設の問題も含めて質問しますが、そういったところに質問が流れが行くようにしとったんですが、だから後でもよございですが、そういったことの利用をいろいろ工夫すれば空き教室がどがしこあるか、今わかればご答弁願いたいけど、質問が悪かったから後でも、そういったことを配慮すれば何教室ぐらいの空き教室があるということをお教えいただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員のあれは、大塚教育長の答弁は、職員室ですか、そんなことを使ってるちゆうことは、それは不足の教室になりますよね。ですから、そのあたりの教室が何教室あるかというのが質問の趣旨だと思いますので、おわかりになればお答えください。

◎教育長（大塚 豊君）

各学校の状況がちょっと違いますが、新しく建ちました中央小学校では8教室増築していただいておりますので、1階を会議室にしたりしておりますが、状況ふえましたら会議室を普通教室にして会議室を別のところに移すというふうな状況で、今それぞれの小学校、中学校が空き教室が幾らというのは、ないというのが状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

一番私が質問を的確にそういうふうな形で通告書に記載しとけばよかったんですが、そういった手違いもありまして、いずれにしても私が質問の主体としとったのは、そういったことのいろいろ配慮しても教室がないのか、何度も言うようにいろいろ工夫すれば空き教室としてはどがしこありますということで、今後何年ぐらいは対応できますというのを実は答弁として聞きたかったわけですが、今後そういったことで調査していただいて教えていただければ、この問題については今のところ教室はないと。いろいろ使ってあってないというのがわかりましたが、そういった

ことで私も理解いたしました。

じゃ、次に、2つ目の質問の2番は最後にいたしまして、3番目の件につきまして質問いたしたいというふうに思います。

最後の3番目に掲げております、4小学校とも児童数との関係で学校敷地が手狭になってきているちゅうことで、新たな小学校建設の計画はあるのでしょうかということで町長にご答弁願いたいと思いますが、この考えは先ほど町長も一部述べられましたが、大川校区ではイフジ産業跡地に昨年11月より14階建ての分譲マンションの建設が行われて、世帯数は104世帯、これが26年、来年3月には分譲されると業者より聞き及んでいます。この周辺は準工業地域で、建蔽率60%、容積率200%で高層マンションの建設が可能であり、今後町の人口増はもちろん、若い世代の入居者が多くなると思います。昨年、民主党政権から3年3カ月の空白はありましたが、自民政権に戻り、安倍自民政権は経済対策を最重点課題として景気回復を図り、また住宅減税、公共事業とあわせて日本経済のてこ入れを掲げておられます。そういうふうな意味で、今後高層マンションの建設が進めば、交通環境の利便性がある粕屋町におきましては今まで以上の人口増が予想されます。

そういうふうなことで、26年度から31年ぐらいいろいろ増築の計画はあるという先ほど町長が答弁されましたが、私は資金的には非常に大きな問題があるということはお話して質問しておりますが、4校区の小学校と2つの中学校だけで対応できるのかというふうなことで、そこに書いておりますように新しい小学校建設が必要になってくるんじゃないかというふうなことです。その中で、現在学校用地は児童1人当たりの用地面積の規制的な基準といいますか、何平米とかというふうなことがあるのかどうか。それと、町長に再度お尋ねしたいのは、いろいろな増築を検討しておるといふふうなことでございますが、私はどこかに新しい小学校も視野に入れながら今後の学校運営をしていかないかとじゃなかろうかというふうに思いますので、町長並びに教育長のご答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それでは、4小学校とも児童数等の関係で学校敷地用地が手狭になってきている、新たな小学校建設の計画はあるのかというお話でございます。先ほど答弁いたしましたように、確かに増築等やれば学校の敷地面積は狭くはなってきますけども、できるだけ既存の学校敷地内での増築等で31年、当座の間はしのいでいきたいと思っております。ただ、今後開発が予定されておりますのが、九州大学農学部跡地がどういうふうな形のものになるのか、それから酒殿駅周辺の開発を今計画中で

ございます。幾つかそういったところがございますので、今後新しい小学校、中学校の新設はありませんという断定はできませんけども、できるだけ今の小・中学校の中での敷地内での増築関係でくぐっていきたいと思っております。先ほど、前にお話ししましたような状況が変わってくれば、これは当然必要になってくるというようにございます。そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

もう一点、大塚教育長、いいですか。

今、細かいことは言いませんが、大体4小学校とも1つの敷地面積からしたらおおむね1万8,000から2万平米の用地が要るわけです。2町歩ぐらいの、6,000坪ですかね、そういうふうなぐらいの、1つの小学校を建てるためには今の基準からいくと、基準ちゅうか、今学校が使ってある敷地からいうとそれぐらいの用地が、どこの小学校も大体右へ倣えでそれぐらいの面積が使ってあるわけです。で、お尋ねしたいのは、先ほど言った1人児童・生徒当たり何平米というふうな、そういった学校運営する場合の基準というふうなものがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校の基準面積というのはありません。普通教室は昔から20坪というふうに聞いておりますが、今は少人数教室とか多目的教室とかということがありまして、そういう規制緩和がされておりましたので、20坪に限らなくて、教室を半分に分けたり、3分の1に分けたりすることも可能でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎4番（長 義晴君）

2番目の質問につきましては、大体町長が答弁されたように、今後の自分の執行してる当面の学校関係のことにつきましては、そういったことで増築でしのいでいきたいというふうなことは財政的に見ても私も当然だと思いますが、職員の方におかれましては、今後の将来的なことを見込んで考えた場合には新しい小学校も視野に入れながら検討していく必要があるんじゃないかということで、この問題につきましては終わらせていただきますが、最後1点、私通告書に出しておりましたよう

に、中央小学校の学童保育につきましては、ご承知のようにほかの3小学校でいいですか、学童保育、いわゆる放課後児童クラブの施設につきましては、平成20年に仲原小学校、21年に粕屋西小学校、22年には大川小学校が設備をそれなりの設備に整備されて、残っておりましたのがこの中央小学校でありました。だから、今回の質問におきましても、前々から言われておりましたけど、いろいろな給食センターの関係とか中央保育園の用地の関係で中央小学校にそれを持ってくるとかというふうなことで、中央小学校の学童保育の移設が今までのように不便な形で使われておったのが、25年の予算計上されましてできるようになりまして、私の考えておったことを町長は以心伝心じゃないけど先取りされて、町長のご配慮の中で25年度に4教室つくるということで今回予算の中で出してありますので、この質問につきましては省かさせていただきたいと思います。本当に町長ありがとうございました。

長々と質問しましたが、一応2点の問題につきまして今回の一般質問は終わらせていただきたいと思います。

(4番 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

2番小池弘基議員。

(2番 小池弘基君 登壇)

◎2番（小池弘基君）

では、改めましておはようございます。

3月定例会の一般質問も本日2日目ということでございますし、また本日は全世界にインターネット配信というような記念すべき日でございますし、私も粕屋町の町章のロゴの入っております粕屋タウンというネクタイをきょう締めて臨んでおります。こういったふうなことで、また町長初め町執行部の幹部の皆様には一般質問よろしくお願ひしたいと思いますので、ひとつお願ひいたします。

それでは、早速ですが、一般質問のほうを始めたいと思います。

まず、1番目でございますけど、通告書に従いまして、学童のほうの児童・生徒の通学路における交通安全対策の現状についてということをお尋ねしたいと思ひます。

まず、施政方針において、町長は、都市と自然のバランスのとれた便利で快適な町の実現に向けた取り組みの中で、39事業、26億6,760万8,000円の予算をつけていただいております。その中で、通学路の安全対策の点検を行った結果、改良の必要な箇所が数多く存在したとありました。改良の必要な箇所が数多く存在したということですが、これらの安全性の確保に向けた歩行者の交通安全対策の整備状況の考えについてまず町長にお尋ねしますので、答弁のほうよろしくお願ひいたしま

す。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

教育委員会と建設課と協働のまちづくり課、関係部署で調査をいたしております。その結果の具体的な対策等については都市政策部長のほうからお答えさせます。よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

小池議員のご質問にお答えいたします。

昨年5月に、文部科学省より通学路の交通安全の確保の徹底についてということで各教育委員会に点検依頼があり、学校、警察、道路管理者等が連携、共同して通学路の安全点検を行い、危険箇所の安全対策を図ることとなりました。これを踏まえ、第1段階は本町4小学校に通学路の危険箇所の洗い出しを依頼し、箇所の抽出が行われました。その後、6月から8月にかけて、教育委員会、学校、PTA、各行政区長、警察、協働のまちづくり課、都市整備課により、抽出されました78カ所の危険箇所につきまして現地の合同点検を実施いたしております。合同点検の結果を踏まえ、10月5日と10日に小学校ごとに対策案作成会議を開き、12月に、通学路安全点検の実施について、危険箇所の位置図、状況、対策内容を本町ホームページにて公表しております。

安全対策の工事費用につきましては、平成24年9月議会に補正予算を上程し、整備を進めております。現在、路面表示やカーブミラー等の交通安全施設の設置など、3月末までに25カ所が完成の予定でございます。また、学校による通学指導等の対策実施済み箇所が13カ所あり、残りの対策箇所につきましては平成25年度に実施予定となっております。しかしながら、家屋その他物件等がある箇所につきましては、関係者と協議しながらできることから改善を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ありがとうございます。町のほうも子ども達の安全ということにご尽力を尽くしていただいておりますが。この問題は私も昨年の6月の定例会におきまして質問を

行ったことがございます。その中で町長に質問させていただいたのが3つございまして、そのまず1つは原町本通り、一般的に言っております旧道でございます。この安全対策についての質問に対する町長の答弁は、地域住民との協議を進めなければならないといったような答弁でございました。また、柚須西交差点における横断歩道の設置が必要ではありませんかといった質問に対しましては、総務部長の答弁で、現在地元より要望が出ており、粕屋警察署のほうに進達してる旨の答弁でございました。3点目には、若宮区でございますけど、ヘアースロンヤマモト前にあります箱田重三氏の石碑の移転の質問でございました。このときの町長の答弁は、あくまで私有地であるということで所有者の方で移転、補修、補強などを行うということでございまして、行政より所有者の方に補強や安全対策などの要望が上がってる旨を伝えますといったような答弁でございました。そこで、その当時私が3つの具体的な質問をさせていただいたんですけども、その3つの箇所の現状、どこまで進んでるのか、今ここまでやってるけどなかなか難しい問題だから進んでないとか、そういったふうな進捗状況を答弁していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

3点ございまして、1点目と3点目は都市政策部のほうで答えさせていただきます。

1点目につきましては、ご質問の後に原町の行政区長さんに投げかけまして、こういう要望といいますか、が上がってることを伝えております。その後、返事等はございませんので、旧道につきましては本通りの迂回の道路ということでスピードを出すということでございますので、今後早急に路面表示と、3Dの表示化とかいたしまして、道路が凹凸に見えるという部分の表示をしていきたいと考えております。

3点目につきましては、都市整備課長のほうから答弁させたいと思っております。よろしく願いします。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市整備課長。

◎都市整備課長（野中清人君）

若宮区の山本床屋の前の記念碑でございますが、これは箱田病院の方の所有となりまして、かなり交渉等も行いまして、新たな場所というのがなかなか見つからない。それともう一つは、これ県道が走っておりまして、福岡県に対して要望してお

りますが、どうしても交差点の形状が変則でありまして、記念碑側のほうが本来拡幅すべき側であればよろしいんですが、福岡県土事務所のほうも方法といいますか、対策に検討しているところですが、なかなか厳しいような状況にあるようなことと聞いております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

2点目がありましたね。

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

柚須西の横断歩道の設置の関係でございますけど、これにつきましては、横断歩道を設置する場合は両側にたまり場といいますか、安全確保のためにそれを設置するようになっておりますが、一方が民地でございますして、そちらのほうのたまり場の確保が現時点ではできてないということで、これも引き続き地元のほうと協議をし、また警察署あたりの知恵もかりながら今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

今、答弁をいただきまして、まず1点目のほうにつきましては行政区のほうに投げかけていただいているということでございます。原町区の行政区の今の役員、また3月で区長が交代するようになっておりますけども、引き続き地元の保護者の方等々で事前に打ち合わせをした中で町との打ち合わせを早急に行って、こういった子供たちの、特に通学路の安全対策の件でございますので、何か交通事故等があったからでは遅いと私も考えますので、区のほうに早急にそういった機会を持つように私もまた話を進めていきたいと思っております。

それと、2点目でございますけども、今たまり場が必要だというふうなことでございます。私も現地を何度か見に行っておりまして、非常に民地といいますか、マンションの駐車場があつたりということでなかなかたまり場がとれにくい環境ではありますけども、ちょうど今植え込みがあります、木が少し植わってるようなところ。そういったところをマンションの方、それは当然行政区の区長様、また地元の方も一緒になってのことかとは思いますが、そういった植木が今現在あるところを一部、半坪でも1坪でもお借りするといった交渉をとっていただくことで、確かに幾らかの使用料といったものが発生するかと思います。しかし、ああいった

交通量が多いとこで、信号機がましてついて横断歩道が2カ所しかないということになりますと、1カ所はどうしても横断歩道がないところを子供たちが横断しないといけないといった、そういった危険な場所であることも事実でございます。全くたまり場がないといったことであればやむを得ないなということも考えられますけども、現に現地をよく見ていただくとわかると思いますけども、植木がありますので、植木といっても低木でございます。そのところを少しお借りするというふうな交渉をされたかどうか私も細かくはわかりませんが、地元の区長さん初めいろんな方と知恵を絞りながら一刻も早く実現に向けていただきたいと思います。これも半年が過ぎ、あっという間に1年が過ぎという形になりがちでございますので、その辺は特にまた要望していきたいと思っておりますので、これからも引き続きお願いしたいと思います。

次は、また次の質問に移りたいと思っておりますけども、全国的に地域防災が進む中、本町における取り組みについてお尋ねしたいと思っております。

この件は、町長の25年度の施政方針にもありますけども、最も懸念されることは公共施設の長寿命化対策ですといったようなことでもございました。将来にわたるコストの削減を図り、事後保全よりも予防保全の視点に立ち、橋梁の維持修繕計画を策定する旨発言されておられます。そこで、橋梁の維持修繕計画の箇所など具体的なところの報告ができるようであればお願いしたいと思いますし、またその優先順位等もある程度報告できるのであればその旨答弁をお願いしたいと思いますので、関係の部署の方よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

小池議員のご質問にお答えいたします。

道路橋の長寿命化につきまして、平成21年度に15メートル以上の道路橋17橋と重要路線にかかる道路橋17橋、合わせまして34橋につきまして橋梁点検を実施いたしております。平成22年度に、この34橋の橋梁長寿命化修繕計画を作成しております。平成23年度には、修繕計画に沿って阿恵橋の修繕工事を実施いたしたところでございます。また、平成24年度には15メートル以下の橋梁88橋につきまして点検を実施し、平成25年度に、この15メートル以下の橋梁88橋につきまして長寿命化修繕計画の作成を行っております。今後は、修繕計画に沿いまして、橋の健全度が低く、社会的影響度の高い橋梁より順次修繕を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ありがとうございます。橋のほうは、今答弁いただいたように、長い橋また古いものから順次ということでわかったんですけども、逆に公共施設には俗に箱物と言われてる建築物もございます。このことは所信表明では特には記述されておられませんが、粕屋町の中にもこういったふうな建物の公共のものも幾つかあるかと思えますけども、こういった建物の長寿命化対策という考えがあるのか。そういった対象が全部耐震補強等含めて措置が終わってるんで、当面は長寿命化対策の必要がないといったことなのかわかりませんが、その件について答弁のほうお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

公共施設の長寿命化対策ということでお答えしたいと思います。

当町におきましては、各公共施設、箱物につきましての維持修繕工事につきましては、それぞれの所管課の要望のもと予算化を行い、工事等を行い、管理をいたしておるところでございます。しかしながら、昨今の厳しい財政状況の中で、その全てに直ちに対応していくという事は非常に困難な場合がありますので、施設の維持更新につきましては老朽化の度合い、施設評価の客観的なデータが必要になってまいります。本年度実施しております公共施設のマネジメントの結果に基づきまして、次年度以降対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ただいまの答弁によりますと、橋梁関係はずっと順次やっていくということですけども、建物については25年度でそういったふうな対策を立てて、どれだけの体力があるとか、長寿命化の対策が必要だとか、補強が必要だとか、そういったことを今年度といいますか、25年度に行っていくと。で、それをベースに26年度に対策を立てていきたいといったような答弁というふうに私は聞こえたんですけども、そのとおりでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

先ほど申しましたように、本年度、3月末には結果が出てまいります。それに基づきまして25年度に検討するわけですが、財源等の問題もございます。使える補助金等もございます。そういうことを全体的に勘案しまして年次計画を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ぜひとも早急に、建物も大事な公共施設の町の資産でございますので、早急にまたこれも計画を立ててやっていきたいと思っております。

では、次の、今度は自主防災のほうの件で質問をしたいと思っております。

施政方針の中には、交流と助け合いによりお互いを大切にし合えるまちづくりに向けた取り組みの中で、自主防災組織を確立し、地域住民と消防団、町職員が連携しながら、協働で防災訓練を通して防災知識、技術の習得と向上を図っていくとあります。私が住んでおります原町区も、ことしの1月27日と2月10日の2回にわたって、3時間ずつの合計6時間でしたけども、地域防災訓練の講習会を実施いたしました。講師には、福岡県総務部防災管理局のツツミマサル主任主事様と、またビデオでの参加でしたが、大分大学准教授の山崎栄一先生を初め、大分のワーキングルームの方や粕屋町の協働まちづくり課職員の方、また若宮区の区長様、長者原区、上区、中区、下区の各区長様、また原町区の住民の方、多数の参加によりまして開催させていただいた次第でございますし、私も参加させていただいたんですけど、非常に有意義なためになる講習会だったと思っております。そこで、町長にお尋ねしたいんですけども、こういったふうな講習会を原町区と、あと上大隈区も自主防災組織が立ち上げられたというふうに聞いておりますけども、ここの講習会をただけでは前回の講習会が無駄に終わる可能性が考えられます。そこで、こういった講習会を通して今後町としてこういったふうなことを考え、また指導していかれるか、その辺の考えをお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

小池議員の質問にお答えします。

自主防災対策と防災、避難訓練の実施の考え方ということであろうと思います。

大きな災害が発生した場合は、電話、電気、水道などのライフラインがまず使えなくなると思います。消防や役場、また関連機関等の初動対応に時間がかかる場合もございます。実際に、阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊等により閉じ込められた人は16万4,000人、公的機関の対応で救助された方はわずか3,200人とされており、そういったことから、この3,200人というのは2%、被災者ですね。残る98%の方は、家族やご近所の住民の方による迅速な対応で尊い命が救われたというようなことがあります。そういう意味からしても、住民の方々に対しては防災・減災の視点に立って、特に自助・共助の重要性について町として啓発をしていきたい。昔言う向こう三軒両隣といったコミュニティーの形成を、粕屋町は出入りが多くて大変難しい町でございますけれども、難しいながらもその見本になるような、手本になるような地域づくりを考えていきたいと思っております。

安全で安心なまちづくりを進めるためには、町内15カ所において防災に関する出前講座を24年度にいたしております。災害、それから脅威や防災に対する心構え、それから地域の支援体制の確立の重要性などについて講座の中でお話をしてきたところでございます。また、区長さんにも東日本大震災の現地を視察していただき、自主防災の重要性について、必要性について認識を深めていただきたらというふうに思います。川口議員さんのご質問にも回答させていただきましたが、私自身も被災地を訪問いたしました。私は、10月、ちょうどチューリップの花が咲くころでございます。こういった800年に一度とか言われるような大災害を目の当たりにしたとき、防災対策の重要性を改めて深く感じたところでございます。今年度、平成25年度におきましても防災・減災に主眼を置きまして、地域防災力の充実に積極的に取り組む予算等も組んでおります。住民の皆様へは、耐震補強や家具の固定などみずからの備えを、また災害を迎え打つための共助の実践、自主防災組織の確立を積極的に取り組んでいただきたいと思っております。行政区長会や出前講座を通じて、今お話ししたようなことを周知をしていきたいと思っております。

町内の防災組織といたしましては、先ほど質問者のほうからお話がありましたように、上大隈区と原町区の2区で自主防災組織が組織をされております。また、この両区におきましては避難訓練等の実施をいたしたところでございます。原町自主防災組織の防災研修では、地元の議員さんも参加をいただきました。区防災マップを用いた図上の訓練や避難経路の確認、それから災害要援護者の避難支援について研修をいたしたところでございます。お互いに助け合う体制の重要性や必要性について、地域住民の皆さんとともに考えられたのではないかと思います。まず、家族がきちんと助け合う、自分の命は自分で守るという認識を家庭の中でお話を、機会をできるだけ多くつくってそういった話し合いをしていただきたいと思っております。そ

ういったことから、両区においては多くの地域住民の参加のもとに防災研修、訓練が継続して実施されるよう、さらに連携を深めていきたいと思っております。特に、避難訓練とか防災訓練は1回しとうけんもうよかろうというこっちゃないで、これは続けることが大切です。自分の命を守るという認識のもとに地域の方が積極的に参加をいただきたいと思っております。

次に、避難訓練の実施についてですが、阪神・淡路大震災、それから東日本大震災や九州北部豪雨では、犠牲者となられた方の多くは高齢者など社会的弱者の方でございます。災害時要援護者と言われる方々でございます。災害時に1人では避難することが困難な方達をいかに安全に避難させるかということが大切ではありません。しかしながら、東日本大震災では高齢者等を助けるために57名の民生委員の方が亡くなられ、それから消防団員も200名近い方が津波の中に飲み込まれ、亡くなられております。ですから、人を助けるということと救助に向かう人の命をどうきちんと分けるか。これは、二、三日前にテレビでハーバード大の教授が、避難について、災害について、地域の方を集めて議論がございました。大変難しい問題のようでございます。消防団員の方も、我々は使命やから、当然自分の命を顧みず人を助けるのが自分の使命という答えもありましたし、まず自分の命を守ってください、2人の犠牲を出すよりも1人の犠牲にしてくださいという話がございました。そういったところも今後関係者と十分話し合いながら、きちんとした認識をお互いが、助けてほしかったのに助けてもらえなかったとかということじゃないで、基本的なところの話もする必要があるだろうというふうに思います。

いろんな防災研修等行って、避難訓練等も実施して、今後とも自主防災組織、それから地域防災の考え方を町民に周知をしていきたいと思っております。まず、我が家の防災、自分が住む地域の防災についてみずから考える、地域で考える、そしてみんなで考える。災害への備えについての意識向上を目指す啓蒙啓発を図ってまいりたいと思っております。今後とも議員さんの皆さん各位の自主防災組織づくりについてご理解、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、回答いたします。ありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ありがとうございます。町長の答弁の中に、行政区長の方も昨年震災がありました宮城県石巻のほうに行かれたといったようなことでございますし、私も何人かの区長様と話しする機会がありましたので、やはり行かないとわからないと。テレビ等で見て、ああ、大変だなと思ったその感覚と自分が実際に行つての感覚は随分違

ったといったようなことでございましたし、私もタイミングが合わずに、ほかの議員さんたちと一緒に向こうの被災地のほうに視察に行きたいと思ってたんですけども、なかなか行けなくて、ちょうど私も昨年12月に1人ですけども行ってまいりました。自分が感じましたのは、なぜあの河口というか、川のすぐ近く、土手よりも低い校舎、また裏山にはすぐ山がある、ああいったところに何十分も子供たちがどこに逃げようか、どうしようかといった、それが理解できないくらいの場所でございます。

もっとも大人、また学校の校長先生方初め、日ごろから防災、そういった訓練をする。町長が先ほどもおっしゃいましたように、1度やったからいいということではなくて何度も何度も訓練は練習しながら、それがとっさに、日ごろ身についたものとしての行動ができるようにするのも一つ大事ななと思っておりますし、本町におきましても幼稚園とか保育園とかは月に1回ないし定期的に避難訓練等を行っているように聞いております。いいことは小学校でも、また中学校でも、また地域でも計画的にどんどん進めていけたらいいなと思っておりますし、これは執行部の方だけをお願いするのではなくて我々議会もそうですけども、町民一人一人が防災といったものに興味を持っていただいて、粕屋町は非常に災害の少ない町ではありますけども、何が起こるかわからないのが災害でございます。そういった中で、日ごろから意識の高揚とこういった研修会、あとまた避難訓練等々の実施をするということが大事ではないかと考えておりますし、そういった面で、先日私も原町区の防災訓練、講習会に参加しまして改めて感じたことは、今は防災マップの中に避難所というところが、学校であり、公民館であり、いろんな各所に地図上明記しておられます。しかし、そこに行くまでの第1避難所という、本当自宅の近くに一番もっとも安心安全な場所、また高齢者の方であるとか体のご不自由な方であるとか、そういった方々の名簿とございますか、そういったのを日ごろから周知した中で、やはり一番第1避難所が重要だと。そこで、夏は夏、冬は冬、雨は雨、それぞれの環境に対応できるような一番安全かつ安心できる場所を地域の方と一緒に考えながら、避難所というところにたどり着く前の一番身近な第1避難所の重要性というものを私は十分この間の講習会で感じ取ったところでございます。

そういったことで、私もこの自主防災非常に大事だという気も持っておりますし、いかにしてこれをまた広めていくか。今のところ、24行政区の中で上大隈、原町、2つの行政区が自主防災組織を立ち上げられたということでございます。これを、ぜひとも執行部のほうで3番目、4番目の自主防災組織が早く立ち上がるようにご尽力お願いしたいと思っております。

それと、粕屋町には以前からこのような立派な粕屋町地域防災計画といった冊子

がございます。これも私も議員になりましてこういったものがあるというのを知りまして、いつごろできたものかなといろいろ見たんですけども、発行年月日を書いておられません。もし、町長の記憶の中でいつぐらいのことなのかななんておわかりでしたら、また教えていただきたいと思っております。わからないようであれば結構ですけども、済みませんが、答弁お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

現存します地域防災計画につきましては、17年度に作成したというふうに記憶いたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ありがとうございます。私も中身をやっと議員になって恥ずかしながらですけども見させていただきますと、非常に重要なことがたくさん載っておりますし、参考になることがたくさんあると思います。せっかくこういったものが粕屋町防災会議というところで発行されているわけですし、一昨年の東日本の震災を受けて福岡県の防災のほうも、今まで1冊であったものを風水害編だとか地震・津波編だとかということで2冊に分けるような話も聞いております。そういったものでより現実的な冊子になるからと。それを受けて、粕屋町もこれからまたいろいろと変えていく旨の報告は執行部から聞いております。私も、これをせっかくだけではなくて、自主防災の小さなところでの実施訓練をぜひとも実施していただきたいなと思ひまして、それを早急にやっていただくという言葉はわかるんですが、できればいつぐらいに行いたいみたいな、その辺の町側の気持ち等が、何か計画等があれば最後にお聞きしたいと思ひますけども、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

東日本大震災の災害を受けて、24年度に今お持ちの地域防災計画の見直しをするようにしております。3月末には新しい見直した地域防災計画書ができ上がります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎ 2 番（小池弘基君）

どうもありがとうございました。いろんな質問をさせていただきましたが、子ども達の通学路の安全対策にしろ、こういった自主防災の立ち上げ、その他訓練もそうですが、現実的に一つ一つ確実に行っていただきたいというようなことを最後をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

（2 番 小池弘基君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時15分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

13番山脇秀隆議員。

（13番 山脇秀隆君 登壇）

◎ 1 3 番（山脇秀隆君）

13番山脇秀隆でございます。通告書に従い、質問いたしますが、今回は一問一答方式で一問一問終わらせていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは早速、子ども・子育て支援関連3法について質問をさせていただきます。

社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとして、平成24年8月の通常国会で3党合意を踏まえ、子ども・子育て支援関連3法が成立いたしました。幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としております。この新制度が本格的に動き出すのは平成27年度ですが、消費税が8%に引き上げられる平成26年度から本格実施までの1年間、保育の需要に対応するために新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業が行われることとなっております。具体的な制度運用に当たっては、自治体が重要な役割を担うこととなっております。当町としましても、国の動向を見きわめつつ、円滑に事が進むように万全の準備をしておく必要があります。粕屋町の平成25年度当初予算にはこうした制度運用のための経費が計上されて、その準備に早速取り組むことになっております。そこで、具体的に質問をしていきたいと思っております。

まず、今回の新制度の概要の説明をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

具体の中身のお話でございますので、住民福祉部長よりお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

それでは、山脇議員の質問にお答えします。

概要ということでございます。今言われましたように、これは平成24年6月15日の社会保障・税一体改革に関する確認書の3党合意を踏まえての幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものでございます。主なポイントといたしましては、認定こども園制度の改善であります。幼保連携型認定こども園について、認可、指導、監督の一本化であり、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられております。また、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付の創設であります。施設型給付というふうになっております。また、それに加えて、地域の子ども・子育て支援の充実ということもあわせて盛り込んでいるようでございます。子育て支援、これは一時預かりであるとか延長保育であるとか病児保育に加えて、乳幼児の家庭の全戸訪問あたりもこの中に含まれております。新制度の幼保連携型認定こども園は、3歳未満の子供については保育を、3歳以上の子供については全員学校教育を、また3歳以上でも保育を必要とする子供については学校教育が終了後保育をとということでございます。

概略については以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そうすると、今概略でありました。まず初めに、最初の認定こども園制度の改善についてであります。今ご説明がありましたように、学校教育法と児童福祉法に位置づけられる教育と保育がひとしく受けられ、3歳未満は保育、3歳以上は受け入れが義務化され、標準的な教育時間は教育、保育を必要とする時間は保育というふうな考え方で解釈はいいですよというふうな捉え方を今しました。粕屋町の3歳以上の幼児は必ず幼稚園か保育園に入ることが義務化され、幼稚園に通おうが、保育園に通おうが、全て学校教育法に位置づけされた義務教育となり、幼稚園はもとより保育園でも、施設管理者は標準的な教育時間には教育を提供しなければならないということになるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

この制度、27年度より施行ということになっております。ただし、既存の幼稚園、保育園の移行については、義務づけは今のところ行っておりません。ただ、政策的に推進を行ってくださいということになっておりますので、27年度から保育園も教育をしなくてはだめですよと、既存の保育園ですよ、ということじゃありません。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そうすると、幼保連携型保育施設と幼稚園、保育園とでは形態が違うという今発言だったというふうに思います。ということは、例えば保育園に通ってるお子さんが3歳以上において学校教育を、幼保連携の認定こども園においては教育を受けられるが、普通の保育園、現行の保育園に通ってるお子さんは教育が受けられないということになると、非常に教育の質が違ってくる。今回のこの制度は、教育の質の確保というのが主要テーマになっております。ということになれば、新たな幼保連携型認定こども園にこれは移行すべきじゃないかなと思うんですが、今後移行の考えはあるかどうか。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

この件につきましては、後から質問にもありますけども、子ども・子育て支援計画というものを25年度と26年度でつくり上げます。総務省からも政策的にこうなさいと、政策的にですね、ということですから、町におきましても現況の保育園については認定こども園のほうに導くべきではなかろうかと。これは、これからつくる計画の中に織り込むものですからどうなるかわかりませんが、今の段階では、議員が言われたように、同じ3歳で片方は学校教育、片方は保育というアンバラが生じますので、そういった方向で持っていきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

それと、今回、2ポイント目の認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給

付、施設型給付と小規模保育への給付、地域型保育給付というのが創設されるわけですね。そうすると、今言ったように、現行の保育園では今までどおり、ところが現行の保育園であろうが幼稚園であろうが、今回は施設型給付という形になってくるわけですね。それは、給付の方法が現行より変わるということになります。粕屋町は認定こども園というのはまだありませんので、幼稚園、保育所を通じた共通の給付となる施設型給付に公立の幼稚園、保育所ともなるというふうに言われてます。私立保育所は現行どおり委託費で支払われるということになってます。で、施設型給付については保護者に対する個人給付を基本とし、目的に沿うようそのお金が使われるように法定代理受領の仕組みとするということになってますが、この辺を現行の制度とどう違うのか教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

施設型給付型というのが、現行では契約が役場と保護者ということで、保護者より保育料をもらってます。これは公立であろうと私立であろうと一緒にありますけども、施設型になりますと契約が利用者とそれから施設ということになりますので、施設が利用者から保育料を契約により徴収するということになるかと思いません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

基本的に施設との契約になるということですけども、粕屋町の場合は公立保育所、幼稚園とも事業者は粕屋町なんで、今までどおりと、変わらないというふうな流れになると思うんですね。ただ、今までは幼稚園就園奨励費という補助申請を役場に上げて、役場がそれに対して代理受領の形で施設にお金をやったというふうな流れになってるわけですね。それで保育料の軽減を行ってます、今ね。今回、本格実施後は、保育の必要性の認定を受けた全てのゼロ歳から5歳までの乳幼児に対して、一律に個人給付という形で国からは支給されますよというふうになってるわけですね。だから、今までは就園奨励費っていう形で補助申請によって保育料の軽減が行われてましたが、今回はそういう補助申請というのは一切行われなくて、全て国が決めた基準に従って個人給付という形でお金が支給されますよ。それを法定代理受領という形で、法的に決まった形ですよ、必ずそれがおろされますよということ言ってると思うんですね。だから、その辺がちょっとわかりづらい、今の説

明では。だから、その辺がどういうふうになるのか、その辺の形をしっかりと形態的に捉えてもらわないと、どういう仕組みになってくるんだろうかという説明がわかりづらいと思うんですね、今では。もう一回、その辺を踏まえてどう違うのか。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

私も勉強不足なところはありますが、契約が、先ほども申した程度の今のところ知識しか持ち合わせておりません。今後、認定保育園の動きが、来年から1つ案として私立の幼稚園から出ております。これが27年度からということになるかと思えますので、うちのほうも保育料あたりを出さなくてはなりません。その辺で、国や県と協議いたしまして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

非常に準備段階での作業が多くて、これから国の指針がいろいろ出てきたり、いろんな方向性が出て、多分考えを決めていかれるというふうに思うんですね。ところが、今言ったように27年4月には実施なんです。ということは、前倒して1年前からやります、ということは来年からも始めますよということなんですね。ということは、本年度、25年度の動きというのは非常にこれから大事になるという形なんで、しっかりこの辺は精査していかなきゃいけない。条例の制定とか規約の制定とか、さまざまなことに関してこれをやっていかなきゃいけないということがあるので、後々その辺の関連も質問していきたいと思えます。

もう一方で、地域型保育給付っていうのがあります。地域型保育給付というのは小規模保育等への給付というふうになってますね。小規模保育とは利用定員が6人以上で19人以下、家庭的保育、利用定員が5人以下、居宅訪問型保育、事業所内保育など、町のこれが認可事業となりますよってことなんですね。で、待機児童の解消に向けた保育需要に対して機動的に対応できるような仕組みと今回なってるようです。町における地域型保育の展開では、町内の保育ニーズについて地域の保育機能を確保する観点から、例外的に3歳以上が利用することも認めるというふうになってるんですね。だから、例えば今まで3歳以上は幼稚園とか保育園に預けられたけど、そうじゃなくて、そういった小規模保育等にも3歳以上場合によっては預けてもいいですよ、許可しますよということになってるんですね。すごいことだと思うんですね。このような小規模保育等の認可は特に町が許可するため、平成26年前

半には事業計画をもとに開始する必要がありますよということなんですね。この小規模保育等について町が認可する規定はあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

新しい小規模型についての認定の基準というのは、まだ策定はされておられません。これについての、今の届け出保育所あたりが今度新しく採択基準と申しますか、それを決めていくわけですけども、どれだけの届け出保育所が小規模型の地域型に該当するかどうかということも今後十分調査して、手を挙げてもらえるとか、そういったことになるかと思えます。ですから、認可基準についてもこれから決めるということになります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

国は、小規模保育等についての認可規定というのは現行の保育規定でいいですよというふうに言ってるんですね。だから、要は規定をつくる時間がないだろうという想定だと思うんですよ。でも、来年度には今言ったようにどんどんどんどん認可していかないと、受け入れ3歳以上は義務化ですよ。必ず調整役というのは、窓口は町になるんですよ。それをどんどん調整して、認可して認定をして、認定するのも町。で、拒めないんです。あそこの保育園に行きたいと言ったら、絶対受け入れなきゃいけないって書いてあるんですよ。ただ、それを町が調整をしていくという話なんですね。ということは、行き場がないんですよ、子ども達は。ということはどういうことになるかという、あっせんをしなきゃいけない、あっせんを。そうすると、こういった小規模保育というのをどんどんふやしていかないと追いつかないんですよ。だから、規定は現行の保育規定でいいですよというふうになってるはずですよ。それ調べていただきたいというふうに思います。

3点目の地域子ども・子育て支援の充実についてであります。

全体的に、今回の子ども・子育て支援の充実には政府は7,000億円を見込んでおります。地域子ども・子育て支援の充実には、このうち3,000億円の費用が職員配置基準の改善を初めとする保育等の質の改善に使用されます。主な内容として、3歳児を中心とした配置基準の改善、病児・病後児保育の休日保育等の職員体制の強化、地域の子育て支援拠点における子育て支援コーディネーターによる利用支援、放課後児童クラブの職員体制の強化、社会的養護の職員体制の強化など、人的処遇

改善を含め支援充実のための改善が想定されております。この人的人数の確保はどのように確保していくか、計画されているかどうか、この辺を聞きたいと思いません。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

今、先ほども申しましたように、子育て支援事業もろもろあります。今やっている事業について、ただ今回の法律でこれがどのようにまた補助規定で充実といたしますか、拡大できるのかどうかということもまだよくわかっておらない状況であります。これからということですのでございます。ただ、今粕屋町においては子育て支援事業、内閣府から来ている資料から見ると、うちのほうではやっていると申しますか、充実していると。今後は、これの拡充と拡大ということになるかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

例えば、放課後児童クラブの職員体制の強化というのを上げると、今10歳程度を対象にしてから小学校3年生とか、そういうふうになってるわけでしょ。ところが、これが小学校全部になるんですよ。これ法定化されますから、受け入れないということはできないんですよ。受け入れなきゃいけないんですよ。そこには当然、人的配置というのが必ずあるんですね。こういうことも考えてしっかり中身を精査していかないと、例えば今回通学路の対策で国がお金を出しますよとなりましたよね、危険箇所について。でも、これは、予算を取るにはちゃんと箇所図と図面と写真を添えて出さないとなくなってるわけでしょ。そうじゃないとお金出しませんんですよ。今回もしっかりした事業計画なりそういったものをきちっとつくっておかないと、お金はあげませんという話になるんですよ。だから、今回は27年4月、本格施行の前にしっかりした下準備をしないと予算がとれないんじゃないですか、せっかく増やされるのにお金取れないんじゃないですか、こういうことを今回言いたいわけですね。

以上、今回新制度の概略をるる述べさせていただきましたが、今後中身をしっかり討議することが非常に大事であるということがわかったと思えます。それでは次に、準備段階で必要な事項について質問をしていきたいというふうに思ってます。

平成25年4月に、国においては子ども・子育て会議が設置されます。有識者を初め子ども・子育て支援に関する事業に従事する当事者が会議の構成メンバーに起用され、政策決定の段階から子育て家庭の状況やニーズが反映できるような仕組みに

なっております。市区町村においては地方版子ども・子育て会議を設置することが努力義務となっておりますが、国のみならず町においても、子育て家庭のニーズを把握して実施に向けての仕組みづくりは重要なことでもあります。粕屋町も設置に向けた取り組みをしますが、こういった中身になっているのか教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

今、山脇議員言われたとおり、国において子ども・子育て会議というものが設置されておるということで、自治体においては地方版子ども・子育て会議ということになります。これは、まず予算についてでございますけども、開催のための経費を当初予算において計上をしておるところでございます。会議の設置に当たっては条例制定が義務づけられておりますので、来年度、25年度6月にはこの制定を計画いたしておるところでございます。会議の構成につきましては、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参加を得て、子ども・子育て支援について調査、協議していきたいというふうに思っております。規模については、20人前後ぐらいの会議にしたいというふうに考えております。メンバーについては、保健福祉事務所、それから行政区長、それから民生委員さん、それから学校関係、PTA、商工会、それから利用者代表、子育ての当事者といいますか、そういった方々、それから幼稚園の園長等をメンバーにしていきたいと思っております。また、今現在、次世代育成支援行動計画というものが、ちゃんとしたものがありますので、それとかなりリンクするところもありますので、そういった策定メンバーも加えてこの会議発足をしたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今、子育ての当事者を入れてメンバーに加えたいというふうになりましたので、その辺はよしとしたいんですが、従来の合議制の機関、それが今言われた子育て未来何とかというのになるのかどうか分かりませんが、一つのやり方としては、そういうのを拡充して、そういったメンバーをそこにに入れて専門部会をつくってやるというやり方もあるらしいんですね。だから、そういった従来の、集めてばいじゃなくてそういった専門部会をつくる、今まである合議機関を利用して、そこに入れ込んで拡充して専門部会をつくるというふうな方法ちゅうのもあるんですが、そういった考えはないですか。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

後で質問も出る子ども・子育て支援事業計画というのもあります。さっき申しました子ども・子育て会議ちゅうのは、一番上の、最終的にうちのほうが諮問して決定するような機関になるかと思imasので、子ども・子育て支援事業計画のときにまたそういった専門部会あたりを設けて、2段階ぐらいで協議をしてもらおうというふうな形が一番いいかなというふうに今思ってるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

この会議が次の事業計画をつくるに当たって非常に大事なものになりますので、その辺はしっかりメンバー構成等考えていただきたいなというふうに思ってます。

次の質問なんですが、今回、子育て支援法の制定に当たり、各自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっております。事業計画の期間は5年であります。事業計画の策定に当たっては、国の基本指針に基づき、子育て家庭の状況やニーズを調査し、把握することが求められます。粕屋町においては、先ほど来答弁ありますように25年、26年において策定されるという予定ですが、事業計画の策定に向けた子育て家庭の状況やニーズ調査はどのように計画されているのか。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

先ほど来申し上げておりますように、25年と6年でございますが、25年度にニーズ調査をやりたいというふうに考えております。それで、その分について当初予算に予算を計上させていただいておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

国においては、25年度の中ごろまでには調査項目を決定して町にその指針を示しますよという予定になってます。その後だろうというふうに解釈をいたします。このアンケート調査をベースに事業計画が策定されていくわけであります。で、次の質問なんですが、新制度の移行に当たり、事業計画や条例の策定など関係部局の連

携のもとでかなり膨大な準備が必要と考えられます。速やかな準備組織を立ち上げての対応が迫られます。また、利用者の中には、具体的にどのような制度になるのか、保険料はどうなるのかなど、不安の声が数多く寄せられることが予想されます。利用者に対して新たな制度についての情報を丁寧に提供するとともに、地域子育て拠点などの身近な場所で利用者の気軽な相談にも応じられる体制を整えていくことが大事とされております。こうした取り組みを行う実施体制はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

実施体制ですが、国の指導では、認定こども園、幼稚園及び保育園を通じた共通の給付が創設されることを踏まえて、子育て支援法、認定こども園法に基づく事務を一元的に実施するため、担当部局の一元化など円滑な事務の実施が可能な体制を整備されたいというふうになっております。従来から当町では、幼稚園から保育園の事務は機構改革により現在子ども未来課で担当をしております。これに教育委員会も加わっての体制を充実しながら、今の本体は子ども未来課で実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

本格施行後は新制度を一元的に管轄できる体制を整備することが必要となるということで、今子ども未来課がその役割を担当しますよということだろうというふうに思います。国では内閣府に新制度施行準備室が立ち上げられ、本格施行後は子ども・子育て本部が設置されることになっております。本格施行後も子ども未来課でよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

量的なものがありますので、部署としてはやはり子ども未来課で、あとは人的ボリュームをもっと増やさなければならないという事態になるかもしれませんが、子ども未来課でいきます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 13 番（山脇秀隆君）

それと、先ほども質問しておったんですが、利用者に対する利用者支援、要するに保育料が幾らなのかとか、いろんな不安を持ってこられて、今回の制度はどうなるのかとか、身近なそういった子育て支援の拠点においてそういう説明をする方が要るんじゃないかなと。そういう予算も、本格実施後は予算がつきますよと言ってのけますよ、国は。だから、もらわない手はないですね。で、子育てコーディネーターというのはいらっしゃるんですね。いらっしゃるということ聞いてますんで、そういった方も利用しながら、利用支援も含めてやる必要があると思うんですね。この利用支援というのは、当然これから子育て支援に関することがどんどんどんどん伝わって、皆さんのほうからいろんな問い合わせが来ると思うんですね。そういった意味では、本年度からでもそういった体制をとることが大事だと思うんですね。だから、そういった体制、しかし本格実施後じゃないと予算はとれないちゅうしがらみもあります。だから、そういった面で利用支援についてどう思われるか。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

今後、検討していきたいと思います。今、具体的にお答えする材料は持ち合わせておりません。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎ 13 番（山脇秀隆君）

本当に、国の指針もまだろくに決まってないような状況下でお答えさせてというのが心苦しいんですが、しかし46ページに及ぶ今回の制度の改革の内容が出てくるわけですね。これ読み込んでいけば今言ったようなことは用意できる、準備できるというふうに私は解釈をいたしますので、しっかりその辺はやっていただきたいというふうに思ってます。

子ども・子育て支援関連3法の施行に伴い、粕屋町の主体的な取り組みこそがこれからの大事な支援策になっていきます。現在の予算規模は2兆円ですが、1.5倍の3兆円に増額され、平成27年4月に本格施行されます。こうした予算は地方交付税で財源措置されますが、町の中での担当部局の意識と取り組みがしっかりしていないと予算がとれない可能性があります。今回あえて、そうした意識に立ち返っていただくために質問をさせていただきました。条例の制定や事務手続等多岐に及んでますので、しっかりした準備組織を立ち上げ、事に当たっていくことを要望し

て、次の質問に参ります。

次の質問は、幼児に対する防災教育についてであります。

さきの2月2日付の西日本新聞の1面に、九州で大地震、30から40%という大見出しが掲載されました。皆さんも大変に驚かれたことだと思います。政府の地震調査研究推進本部は、九州で今後30年以内に起こり得るマグニチュード6.8以上の地震が発生する確率を地域別に公表しました。発生確率は、九州北部で7から13%、中部で18から27%、南部で7から18%、九州全体で30~42%で、九州の17の活断層の活動状況に基づいて算出されております。これらの活断層が同時に動けば、阪神・淡路大震災を超える大きな大地震が発生する可能性があると言われております。新たに宇美断層がこの長期評価に加えられ、宗像市の玄界灘から朝倉市に至る西山断層帯からなる断層帯全体が同時に動いた場合、マグニチュード7.9から8.2程度の地震が発生し得るとと言われております。阪神・淡路大震災がマグニチュード7.3と思えば、この大きさがいかに大きいかが判断できると思います。

こうした大規模災害は他人事ではなく、いつ起きてもおかしくない状況下にあります。こうした自然災害は人間の手ではとめることができないので、いかに被害を少なくするかに自治体はその対策を講じなければなりません。その役割が防災教育であります。その防災教育を自助、共助、公助の立場から教育していくことが大事であります。大人ならまだしも、小さい子供や幼児などが自助といった考え方がわかるのかといえは不安であります。しかし、想定外の災害が一たび起これば、みずからの命は幾ら小さい子であっても自分で守るしかありません。1人残される可能性があるからであります。幼児の防災教育は、遊びや歌を通して日ごろより災害から身を守るための動作や集団行動を身につけさせる効果があります。また、実際の高い技術や高い知識をかみ砕いて教えていく必要もあります。そこで、粕屋町の幼稚園や保育所での防災教育の現状をまずお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

山脇議員の幼稚園や保育所での防災教育の現状ということについてお答えします。

危険発生時、要するに防犯とか火災、地震、水害等に対処するために、園において危機管理体制を確立しておく必要がございます。そういった中で、幼稚園、保育園で若干実施回数は違いますが、避難訓練として年間、火災が6件、不審者の侵入にかかわるものが3件、風水害が1件、地震1回などを実施しております。防災教育といたしましては、訓練実施後に災害の紙芝居、DVD観賞など絵本等での

認識でその意識を高めております。先ほど、山脇議員のほうからの中でもお話がありましたように、子ども達に遊びや歌や、そういう中で毎日毎日繰り返しその訓練をしていくということが大切だと思います。ある幼稚園の避難訓練の状況が映像でありましたが、歌と踊りの中で遊びも加えて訓練をして、訓練の避難場所まで15分かかるそうです。その15分のところまで行くまでに1年間のそういった繰り返しが必要だったというふうなこともございます。できるだけ早く、これは各園でそれぞれの工夫をしてもらって園児に教えてもらうということが必要だろうと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

平成24年4月から平成25年2月における粕屋町の保育園及び幼稚園の避難訓練の実施状況は、今言われましたように幼稚園が5園で7回、保育園が14園で10回というふうになっております。ただ、消防規則第3条には、避難訓練は年2回以上実施しなければならないというふうにあるんですね。そうすると、2回というと2倍ですから、全然そういうふうになってないということになっております。この規則に違反した場合どうなるんですかということと言いましたら、消防署は指導をしますというふうになっております。実際には年2回行われていないのが現状のようであります。防災教育については、防災協会が主催する幼年消防クラブというのがあって、粕屋町は19園、全てですね、の幼稚園と保育園が所属しており、8回にわたって漫画で防災ビデオなどを実施し、防災教育を行っているようであります。しかし、実際に現場の消防官などが実演してみせる防災教育に関しては、消防本部も必要性を感じながらもそれほど進んでいないのが現状のようであります。こうした防災訓練が年2回現状維持できてないという状況を見て、町長はどのような手を打たれますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほどの答弁にもお話ししましたように、1日の訓練が園児の身を守るということにつながります。そういったことで、各園に防災教育、訓練の実施について1回を2回、そして東日本大震災という大きな災害がありましたので、それは各園の園長も認識を新たにしていると思います。そういったことで、訓練に訓練を重ねることが園児一人一人の命を守ることだといったことで周知をしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

先ほども、小池議員のほうからも自主防災組織、図上訓練だけではなく実地訓練をやってほしいというふうな要望がありました。私もその意見には非常に賛成であります。消防法によって年2回以上はやってくださいよというのであれば、やらざるを得んと思うんですね。やってないことによって悔いが残ってはいけないというふうに思いますので、しっかりやるような指導徹底を各園にさせていただきたいというふうに思います。

2点目に、東日本大震災における時間帯に多くの園児は、その多くが在園していたため被害が少なく済んでいるとも言われております。東日本は昔より津波に対する防災意識が強かったため、日ごろよりの避難訓練によるところが大きかったと判断されております。しかしながら、81名の園児が死亡し、いまだに行方不明の園児の数も50数名いるということであります。さまざまな手段を講じても防ぎ切れないのが自然災害です。悲しいことでもあります。それでも、命をなくす幼児を限りなくゼロにするために、自分で自分を守る知識や技術を幼児たちが持つことが求められているのであります。こうした観点から、幼稚園や保育園での防災教育の必要性が求められております。そこで、3歳児から5歳児までの幼児に防災教育を施すことに対する考え方について、もう一回ですかね、もう一回同じような内容になると思いますが、町長に答弁願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

自分の身は自分で守る自助の考え方が大変重要でございます。これを3歳から5歳までの幼児にどう伝えていくかというのは、先ほどお話ししました各園での創意工夫によって園児に伝わるような教育をしてもらいたいと。これは一つ、東日本大震災で釜石の奇跡というのがあります。これは、小・中学校の子ども達にある大学の助教授が毎回来て避難訓練をした、災害の前にですね。そのことが子ども達を、第1避難は高さこれまでだと、第2避難はこれまでだというふうに訓練をしておったんですけども、子供たちは地域のお年寄りやそういった人達まで連れて、第1避難所では危ないからもう一つ上に行こうということでみんなが助かったというお話もあります。ですから、この訓練がいかに重要かというのは十分認識しておりますので、今質問者がおっしゃったような形で園児にしっかり伝わる訓練を各園でするように周知をしてまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

町長が先ほど来から幼稚園のお話をされてます。これ千葉県九十九里浜の幼稚園ですね。先進地である足立区の防災教育を視察をして、そこから学んだことを自分の園に持ち帰って歌や踊りで子ども達に防災教育をしていったという経緯で、一生懸命やっても15分以上かかっていたのが、15分で第1避難所まで行けて、そこからしっかり隊列を組んで第2避難所まで行けたというお話の映像、一緒、見たんですね、多分ね。同じテレビ番組見たと思います。そういった形で、自分で自分の命は守る。一人でも多くの子ども達が小さいうちから防災に対する知識や技術を持ち、自らの命を守ることができるように、町は幼児に対する防災教育に力を注がなければならないと思います。また、幼稚園児や保育園児に防災教育を積極的に施すように各園に指導する必要があります。そこで、幼稚園、保育園を担当する住民福祉部長にこのあたりの考えをもう一回聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

今、防災、粕屋町においてもこの点、町長の申しましたように力を入れているところでございます。今、各園に任せておりますので、今度からは、自分も見ただことないんで、大変現実味を帯びていませんで、職員が行って、各園それぞれ自分のところでやっておりますので、不足しているところは、わからないところがあるかと思えます。ですから、職員が定期的に回って、そこで防災訓練あたりをやって、そこら辺統一したところをやっていきたいというふうに考えておりますし、また消防署や警察あたりも交えてやったらほかの指導方法も見つけられるんじゃないかというふうに考えておりますので、その辺工夫してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

いつも危惧することですが、部長が勇退されればまた人がかわります。そういったことはしっかり引き継いでいただいて、継続的にこういうことをやっていただきたいというふうに思ってます。粕屋町の子ども達が災害によって命を落とすことの

ないような十分な防災教育を受けることができるよう町に要望して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(13番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

(休憩 午後0時05分)

(再開 午後0時45分)

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたしますが、私たち今任期の最後の一般質問登壇者であります。10番安川俊彦議員。

(10番 安川俊彦君 登壇)

◎10番（安川俊彦君）

議席番号10番安川でございます。平成25年第1回定例会、今期のトリをいただきまして、また議員としても今回は最後ではないかと思いますが、それではよろしくお願ひいたしたいと思います。

通告書によりまして2つの質問をいたします。1つは、県道24号福岡東環状線の道路工事について、2つ目は、本年4月14日に実施されます第15回町議会議員選挙を踏まえての投票率向上対策についての2件であります。各項ごとに一問一答方式でまいりますので、その都度回答をお願い申し上げたいと思います。

第1項は、平成25年度施政方針の重点施策として、都市と自然のバランスのとれた便利で快適な町の実現であります。また、そのハード部門の取り組みでは、福岡東環状線等の建設を進めることで交通の利便性を図り、生活基盤を支えるインフラの整備と通学路の安全対策の点検を行い、児童・生徒や歩行者の交通安全対策の取り組みが上げられておりました。その東環状線の整備についての質問をいたします。

まず、質問の第1項、平成30年度完成目標に向けた本事業計画に沿った現在の進捗状況についてお尋ねするものであります。

まず第1は、この計画では説明会において3つの区分別の計画が示されておりました。その一つは、福岡東環状線の道路本部の計画で、23年から28年にかけての用地買収、この現状がどういうふうに進んでおるのか。さらに第2の、JR篠栗線立体交差部の計画では25年より工事開始になっておりましたが、その辺についての見通しがどうなのかと。3番は、西小学校借地施設移転計画では、JR篠栗線の立体交差部工事に伴う西小学校のプール棟の移設工事は当初計画では25年度より工事が開始されるようになっておりましたけれども、どういうふうになっておるのか。以

上3件につきまして、いつごろまでに完成の目標があるのかをあわせてお答えをいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

まず、東環状線の道路工事の概要についてお答えいたします。あとの詳細の部分については、都市政策部長のほうからお答えいたします。

1点目の事業計画に沿った現在の進捗状況についてのご質問でございます。

本事業は、当初、整備区間のほぼ半分を街路事業として行うようになっておりました。今現在、街路事業としてやっておりますのが千代粕屋線でございます。これは地元負担がかなり必要になります。そういったことがあったわけでございますけれども、議会議員の皆様、それから地元関係者の皆様、町執行部と一緒に、一体となってこの建設についての期成会が立ち上げられ、県に対して要望活動が行われました。それが実りまして、計画区域1.72キロメートルの全線を町の負担を伴わない県道路事業として採択がされたところでございます。今現在、実質的な施工期間は平成21年度から平成30年度と設定をされております。この区間には、JR福北ゆたか線の交差部並びに九大跡地の開発の内容によっては新駅の設置等のいろいろな難しい困難なところがございます。けれども、設計調査、地元説明会の後、平成22年度から用地の買収を行わせていただいております。現在、用地買収の実績は20%ということになっております。

あと、ご質問の細部にわたっては都市政策部長のほうからお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

ご質問3点ございました。1点目の用地買収の進捗状況はということでございますが、先ほど町長が答弁しましたように全体といたしましては20%用地買収済みでございますが、内訳といたしましては、全体の用地買収面積が4万8,000平米でございます。そのうちの現在までに約1万平米の用地買収済みでございます。

2点目のJRとの立体交差の件でございますが、これにつきましては県のほうで、立体交差部の構造につきましてはJRの線路が上を通り、道路が下を通るという一定の形態は決まっております。JRの線路をかさ上げる工事が必要となります。それには、現在の線路敷きでかさ上げる方法と、現在の線路の横に新たにかさ上げる別線方式で行う方法がありますが、学校用地にかかわる内容であります

ので、現在県と教育委員会と都市整備課で協議をしておる最中でございます。

3点目の西小学校のプールの関係でございますが、これにつきましてもJRの線路のかさ上げ工事の関係がございます。物件補償はもちろん行いますが、プールが使用できない期間をできるだけ発生させないため、残地内での移設について現在県と教育委員会、また都市整備課で協議を行っております。また、完了時期につきましては、先ほど町長のほうも答弁いたしましたように、道路の供用開始に合わせて30年ということで見込んでおります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川議員。

◎10番（安川俊彦君）

進捗状況につきましては今詳しく説明をいただきましたので、特に立体交差並びに西小学校のプール移設等につきましては十分事前に協議をいただき、スムーズにいくようお願い申し上げたいと思います。

2番目は、道路整備の効果とデメリットであります。

福岡都市圏交通のネットワークにおける福岡東環状は、地域経済を支える重要な幹線道路であります。既に完成しております扇橋交差点から広田交差点の1.7キロが開通することで、道路整備の効果は、移動時間の短縮で交通混雑を解消し、車道の改良や歩道の整備での安全性の向上と地域の活性化や環境問題への対応等多くの改善が期待されるようになっておりますけれども、いずれも車社会を基本としたインフラ整備の公共事業であり、その大義名分の陰で沿線住民は日常生活に大きな不安と犠牲を強いられていることも現実であります。

沿線住民の想定されるデメリットは、1つ、対象地域の土地所有者は50年前に新設されました二又瀬それから広田線で耕作地が分断され、さらに今回の東環状線でその残地が幾重にも寸断され、土地の利用価値を全くなくしております。そういう所有者もあるということを忘れてはなりません。また、不定形残地の再利用方法や倉庫や駐車場の賃貸関係の契約停止に伴うリスクや事後の処理等、多くのハンデを背負うこととなります。2番目は、福岡東環状線と同時に都市計画道路に決定いたしました町内の路線は14本で、その後40年が経過した今日、いまだに4本が未着工となっております。交通渋滞の解消は果たされていないということでございます。未着工工事線の整備の見込みはどうなっていくのかと。3番目が、福岡東環状線以西の取りつけ町道の整備がおくれ、宅地内の生活道路までが都市圏への迂回道路となって交通がふえることが想定されます。日常生活が危険にさらされることになってくるわけでございます。4番目は、沿線には福岡市の流通センターや町内の

倉庫流通地域でもあって、特に大型の車の運行が多く、車による環境災害がさらに増大することが懸念されます。このような沿線住民の不利益に対する執行部のアドバイス体制や改善策というのが検討されておるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

2点目の道路整備の効果とデメリットについて私からお答えし、あと3番、4番、5番については都市政策部長のほうからお答えいたします。

効果とデメリットについてでございますけども、本事業の効果といたしましては大きく4点が上げられると思えます。1点目は、交通混雑の解消。それから、これは現道の部分的に狭い箇所や交通混雑箇所を通過することがなくなり、円滑な移動が確保され、移動時間の短縮や走行快適性が図られます。特に、これは高規格道路ということでございますので、より一層の物流関係の効果があらわれてくるということになります。ちなみに、沿線の将来の開発等にも非常に寄与する道路になってくるだろうというふうに思えます。2つ目には、安全性の向上でございます。車道の改良に合わせた歩道の整備により、通勤、通学、買い物などの日常生活における移動時の安全性が向上します。3点目は、地域の活性化でございます。移動時間が短縮されることで地域間の連携機能が強化され、物流の効率化や観光、文化の交流、そしてあわせて沿線地域の活性化が図られることになるのではないかと想像します。4つ目は、環境問題への対応でございます。交通混雑の解消により自動車の走行速度が向上し、現在の社会問題となっている温室効果ガス等が減少いたします。ということで、地域環境及び沿道環境の改善が望めます。

以上がメリットでございますけども、反対にデメリットにつきましては、道路工事期間中が大変長うございます。ということで、沿線の関係者の方には大変ご迷惑をかけることになろうかと思えます。何とぞご協力をいただき、一日も早い開通に向けて県も努力されてますので、市、町も一生懸命地元と協議をしながらこの道路建設に向けて頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

ほかに安川議員のほうから4点質問が出ておりますので、答弁させていただきますが、1点目の道路用地買収をいたしまして不整形な土地ができるという、この取

り扱いについてでございますが、用地買収を行う場合、既存の敷地を分断したり、残地が形状として不整形になる場合があります。このような土地の取り扱いにつきましては、町も事業主体であります県と一緒になりまして地権者の方と協議をしていきたいと考えております。

あと3点につきましては、都市整備課のほうから答弁させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市整備課長、どうぞ。

◎都市整備課長（野中清人君）

生活道路への車両の進入ということで、5差路から箱崎に向かいます現在の内橋大隈線とか、特にその中でも押しボタン信号がありますバス停の付近とかが今でも大変狭小であるような箇所もございます。これは、この道路が完成しますれば車両は減っていくものでありますけど、別に都市計画道路の箱崎・阿恵線という路線の計画も持っておりますので、当面は、今、内橋大隈線のバス停の前につきましては不動産屋と隣接します土地に対しまして用地買収の申し入れをしております。それから、流通センターが近くにございまして、大型車の進入がさらに多くなるとか、その辺の大型車の通行が当然工事時期と重なって生活道路に入ってきたりというようなおそれもございますが、これは広田交差点の先に、もちろんこれも同じく粕屋久山線という計画道路がございます。これも福岡市との協議によりまして、東環状線が開通する前というか、開通に合わせまして粕屋久山線についても福岡直方線までのつなぎを今検討しているところでありまして、平成25年度の当初予算にもこの調査設計について計上しているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川議員。

◎10番（安川俊彦君）

今、ご答弁いただきましたように、幹線は立派なものができますけれども、それからのように接続路というのが出てまいります。既存の宅地内の道路におきましても今でもかなりの交通があっておりますので、そういうところにおきましては速度規制等の協議も今後重ねていただきまして、よろしく願いをしときたいと思います。

それでは、3番目の通学路の安全確保について、関係機関との協議についてでございますが、登校中の小学生が車に跳ねられ死傷する事故が全国的に相次いで発生いたしましたことから、先ほども出ておりましたけれども、県教委より小・中学校の通学路危険箇所の総点検が通告され、本町でも対策検討メンバーが構成され、町

内の4小学校の通学路の状況調査と危険箇所の調査が実施されたようでございます。その対象件数は80件と聞いておりますけれども、うち西小学校管内は23件と最も多く、中でも今回の工事路線と平行した二又瀬広田線との側路の通学路が15件と突出しておるところでございます。新たな東環状線は4.5メートルの歩道が整備されますが、車の台数が大幅にふえることから、陸橋の新設や歩道の柵の取り付け、横断歩道や信号機の機種や設置場所、または環状線から学校までの新たな通学路の歩道整備や速度規制等を含めての学校及びPTA、地域との協議はなされたのかお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

3点目の通学路の安全確保について関係機関との協議はとのご質問でございますが、通学路の安全確保につきましては、現道の広田・二又瀬線、通学路として現在利用されておりますが、これと重複します今回整備される幹線には両側に4.5メートルの歩道が整備され、また交差点は信号制御となります。また、粕屋西小学校前面には横断歩道橋も計画されておりますので、安全性は向上するのではないかと考えております。現在、横断歩道等で警察と協議しておる最中でございます。

PTA関係につきましては、都市整備課長のほうから答弁させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

野中都市整備課長。

◎都市整備課長（野中清人君）

以前から3校区にわたり、3校区といいますか、3地区にわたりまして2回ずつほど説明会を行いまして、この道路の全体的な計画についての説明は終わってきたところですが、農区も含めましてPTA、学校関係とか、その辺の協議との詰めた話がまだできていないところもございます。例えば、小学校前の横断歩道橋のある交差点の状況とか、それから先ほどからあります通学路の点検で危険箇所となります現在の横断歩道があって、これが将来定周期の信号機のつくような交差点となるのか、もしくは押しボタンのような形でも実施が可能なのか、そういうところについては地域との協議も必要ですが、公安委員会との協議も大変重要なこととなります。この辺は今から詰めたところで協議を進めたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川議員。

◎10番（安川俊彦君）

今、整備についていろいろとご協議をいただいておりますことについては深く感謝するわけでございますが、従来から流通センターというのが近隣にございまして、大型トラックの交通量が非常に多いというようなことも当然考えられるわけでございまして、特に今、信号機での巻き込みと、そういうふうなことも多くなってまいっておりますし、さらには車の台数が増え、大型車の台数も増え、さらにスピードも増えるというようなことで、歩道は4.5メートルということで非常に整備されたものでございますけれども、歩道と車道の中に柵の取り付け、こういうふうなものについても通学路においてはぜひひとつ整備の中に入れて計画をしておいていただきたいということを申し添えまして、3項は終わらせていただきます。

4番目は、先ほども課長のほうから出ておりました内橋大隈線の生活道路の整備についてでございます。

町内を東西に走ります県道507号と国道201号のほぼ中央を走っております町道内橋・大隈線は、昭和32年の粕屋町合併の特別事業として道路を拡張し、大川橋の改修を行い、50年前の昭和33年10月より西鉄バスの大川線が開通したのであります。当時のバス道は車道や歩道の区別は全くなく、砂利道で道幅が狭く、特に内橋交差点から福岡市までの車道は現在でも5.5メートル以下で、福岡市方面行きの内橋バス停前の片道車道は2.5メートルと歩道もなく、車幅2.5メートルのバスが停車しますとバスを待つ乗客は危険な状態でございます。地域唯一の交通機関でありますバス通勤者の安全・安心を守るためにも、車道拡張は現況では地形的に無理でありますし、バス停に沿った歩道の確保を早急に設置してもらいたいのでございますけれども、現時点での対策としてどのような検討をさせていただくのか、先ほどの課長の話とあわせてご答弁をお願い申し上げたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

安川議員が言われますように、その部分が一番狭く、バス停付近のところは狭くなっておりますが、バス停の南側ですね、これが現在空き地となっておりますので、歩道を拡張する上で用地は必要でございますので、現在不動産会社また地権者の方と買収の協議を行っているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川議員。

◎10番（安川俊彦君）

先ほど申し上げましたように、バス道の開通というのが非常に50年も前だという

ようなことで、その間流通センターの中にいろいろな大きな道が出てまいりましたけれども、肝心の町道の拡張というのが非常におくれておるといようなことと、既に家が建ち込んでおるといようなことでいろいろと問題があるかと思えますけれども、特にバス停における待ち合いの場所の身の安全ということで、ぜひこの辺についてはよろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。

それでは、5番目の共有財産の取り扱いについてでございます。

この共有財産と申し上げますのは、24号線の対象区域に行政区の所有者組合が所有いたします共有の墓地がございますが、その墓地の3分の2が道路にかかることでございます。墓地内には多くの墓石がありまして、その移転に際し、所有者との移転意向調査を現在進めておりますけれども、残地の3分の1の墓地では移転の対象となる墓石面積を確保することが困難であることが想定されます。公共の道路工事に係る公共墓地の移転であり、事業の執行者であります県と町におきまして代替地確保の要請が上がっておりますが、対応できるか、この点についてお尋ねをしたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

墓地の敷地が不足する場合も考えられます。先ほど議員さんがおっしゃったとおりでございますが、これは新たな敷地が必要となる場合には土地所有者の協力、周辺住民の方の同意などが必要となりますが、現在福岡県がこの墓地の協議を進めておりますので、町も一緒になって協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川議員。

◎10番（安川俊彦君）

それで、今1項につきましては積極的な前向きのご回答いただきまして、まことにありがとうございました。いずれも、県道24号線福岡東環状線は計画決定から50年が経過し、やっと今芽が出たところでございます。総事業費110億円、交通量は内橋交差点で現在1万3,000台と。30年の完成の暁には、県のほうに想定数を確認いたしますと3万7,000台といような数字を聞いております。この開通が、福岡都市圏の東環状としてその役割が大いに期待されるように、地域沿線住民からも喜ばれる整備事業になるよう執行部の努力をお願い申し上げまして、1項についての質問を終わらせていただきたいと思います。

2番目は、選挙の投票率の対策についてでございます。

過去の投票率向上対策についての評価について。

粕屋町の選挙投票率は残念ながら県下自治体のワーストでありまして、選挙に対する住民の関心が低いことがうかがえるわけでございます。まず、一つとしては期日前投票制度の導入、さらには投票時間の延長、そしてまた粕屋町独自の対策として投票所の増設等がございました。こういうことを踏まえながら投票率の向上に対する対策をいろいろと打っていただきましたけれども、その辺の効果はどうであったかということについての考えを、受けとめをお聞かせいただきたいと思っております。

また、関連しておりますので、2項の今年の新たな取り組みは何かということですが、25年度は町議会議員の投票日が既に決定をしておりますけれども、投票率向上に対する新たな対策はあるのか。この1点並びに2点について執行部の回答をお願い申し上げたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。

まず1点目、過去の投票率向上対策に対する評価ということでございますが、投票率向上のため重立ったものとしましては、選挙時の啓発において、選挙管理委員会委員と明るい選挙推進協議会委員の皆さんと一緒にJRの駅やショッピングセンターでの街頭啓発、各種イベントに合わせた啓発物資の配布、幼稚園、保育園児への啓発物資の配布等々を行い、また常時啓発につきましては、小学校高学年と中学生全員への選挙啓発ポスター作成への参加要請や成人式での成人を迎えられる方々全員への選挙啓発リーフレット配布を行うなど、政治に関心を持っていただく取り組みを実施しておりますところでございます。また、過去に戻りますが、投票所を増設したり、投票所のかた苦しい雰囲気のを和らげるためにバックミュージックを流したり、花を植えたプランターを投票所の中に設置した等々の取り組みを行ったわけですが、投票率の向上にはなかなかつなげていないのが現状であります。

2点目の本年度の取り組みでございますが、昨年度の町長選挙の結果を受け、明るい選挙推進協議会を開き、投票率向上に向けた選挙啓発について検討しました結果、本年度は従来の啓発活動に加えて、町のホームページにおいて若者への投票参加、期日前投票のさらなる周知を行うとともに、今年の年明けには間近に迫っております町議会議員選挙に向け、成人式での啓発活動を行っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

安川議員。

◎10番（安川俊彦君）

特に、投票率の関係につきましては過去いろいろと対策を打っていただいたわけですが、目に見えた投票率の向上というのはなかなか難しいのが実態ではなかろうかと思うわけですが。この問題につきましては各議員のほうからもいろいろと施策を提案されておるにもかかわらず、現状の状況が改善されないということについてはいろいろ問題があろうかと思えますけれども、前の議会でも山脇議員からも提案があっておりました。特に、若者における投票率、これが非常に低いようでございますし、こういうふうなところにおいては新しい情報、ネット的な媒体を通じた推進もこれから必要になってくるのではないかと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

そういうふうな、なかなか投票率が上がらないというようなことで、次に掲げております有権者の分析と抜本的な対策、並びに4番の投票率低下の要因はということと上げておりますが、私も非常に粕屋町は転入、転出が多いというのが実態としてどうであるのかというので表にしてみました。ここの表でございまして、粕屋町の1期4年、これは4年が町会議員の1期でございますので、そういう単位でここ4年間の粕屋町の人口実態というのを見たところでございます。特に、24年度がまだ統計的にできておりませんが、1年ずり上げまして20年から23年度の人口動態を見たのをこの図表に出ささせていただきます。

これをいただきますと全くそのとおりでございます。この4年間の転入は1万3,361人と。転出が1万2,225人というようなこととございまして、そのトータルは2万5,586人がこの4年間で転出、転入がされておるということとございまして、この期間を4年ということで無移動者というのを見てみますと、4万3,154人マイナスの2万5,586人ということは1万7,568人の40%の方がこの4年間に定着した粕屋町の人口であるということを見たところにおきまして、非常に移動が激しく、この問題がいろいろと町政の中に出てきておるんじゃないかなという感じがしてならなかったわけでございます。そういうことで、特に町内に住民がなかなか定着しない状況にあり、地域コミュニティーの推進のためにも住民の定着を促進することが、粕屋町の文化や行政に対する理解を得ることが、この現象を見た時点で投票率のアップにどうつなげていくのかというのが我々町民の大きな課題ではないかと思うわけでございます。

そういう中で、選挙の実態というのを見てみますと、粕屋町議会議員選挙の投票者の実態というのを掲げておりますように、粕屋町も14代になっておまして、3代までの数字的な記録がございませんので4回目からの数字をここに掲げておきます。年度からいきますと昭和44年から平成21年という期間になりますけれども、特

に有権者数というところのここ近年の状況でございますけれども、区切りよく平成元年が第9回ということでございます。この時点での有権者数が1万9,794ということで、約2万人と。そのときの投票者数というのが1万5,450と。それから20年が経過しました前回の14回、21年度の選挙におきましては、有権者数が3万1,261、投票者数が1万5,742ということで、有権者は平成元年から20年をたって157.9%とふえてはおるわけですが、投票者数は101.9%と、ほとんどその伸びがないというような現状でございます。そういうふうなことで、投票率におきましては昭和44年が91%ということでございましたけれども、残念ながら21年の第14回の選挙におきましては50.4%というように落ち込んだわけでございます。これは何を意味するものかということでございますが、先ほども総務部長がお話しになっておりましたように、なかなかその解明については難しいものがあって、対策に講ずる問題も非常に難しいのではないかと思うわけでございます。

そういうことで、私なりに投票率の低下の要因というものにつきましていろいろと考えてみますと、選挙の課題は棄権者が多くなったということではないかと思うわけでございます。その原因は、政治に対する無力感を抱く人が多くなったことが上げられております。我が町の実態から見ると、2つの見方があるのではないかと思います。一つは、社会的環境ということで、1表でも出しておりましたように、転入、転出が多く、定住者率が低く、地域社会への意識が希薄化しておるのではないかと。2番目は、選挙構造の変化ということで、町村議会議員選挙の投票率が国政に比べて低いということでございます。その中に数字は入れておりませんが、17年と21年に同じく衆議院選挙があつておりますが、17年の衆議院選挙の投票者数は1万9,000人、21年度の同じく投票者数は2万1,000人とあるわけでございます。町政への期待度の格差というのは粕屋町に限らず全国に通じることではないかと思ひますけれども、自治体の選挙投票率が非常に低いというのが全国的に現象としてあるというような見方をしてもいいんじゃないかと思ひます。

それからさらに、町長並びに町議選挙における過去に無投票選挙があつたと。この時期を境にして投票行動の無関心化が生まれたんじゃないかということで、表の中にも掲げておりますように、平成9年の11回の町議選におきましても無投票ということで、ここでごらんいただけますように、10回と12回の中で10%以上の投票率の落ち込みがあつておると。こういうふうなことも上げられるんじゃないかと思ひます。また、町民に対する町長と議会との情報公開の不足というのものもあるのではないかと思ひます。要は、投票率の低下要因を明確にしないと投票率は下がる一方で、歯どめがきかないのでありますけれども、今では上げるよりも下がるのをどう防ぐかと、この辺が大きな問題ではないかと思ひます。要因はほかにいろいろある

かと思えますけれども、どうにもならないというのが現状ではないかと思えますが、この要因と対策について、私の見落とすところがあれば何か執行部のほうでお聞かせいただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

今、安川議員から資料も交えて分析をしていただきました。その分析につけ加えるようなことは今持ち合わせておりません。私どももいろいろ研究をして分析を今手元に用意しておりますが、安川議員のおっしゃるとおりでございます。対策といえますか、今後の特に力を入れていかなければいけないというのは、これは先ほどから安川議員がおっしゃっていらっしゃるように、町の施策としていかに定住化を図るか、それと若者の投票率、要するに町政に対する興味をいかに上げていくか等の施策といえますか、を考えていかなければいけないのじゃないかと。特に、私どものホームページ、今充実したものになっております。アクセス数も他町に誇れるものの数が毎回結果として上がってきております。そういった媒体も有効に活用しながら、何とか行政に興味を持っていただく方向に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川議員。

◎10番（安川俊彦君）

今、総務部長からお話のとおり、これはただ粕屋町のみでなくて、各地方行政のネックなところであろうかと思うわけでございますが、非常に難しい問題ですけれども、ひとつ何分にも執行部ということに限らず、議会と一緒にこの辺については啓発をすべきではないかと思えます。

最後の啓発活動の模索でございますけれども、選挙の投票率が増えないと。要因が不透明の中で解決策を見出さなきゃいけないことは非常に難しいことではございますが、私ども議員、議会としてできることは、一つは議会活動の活性化と。24年度において、議会みずからの改革を図るべく議会活性化特別委員会を立ち上げ、議会基本条例を制定いたしました。25年度より実質的な活動を展開する中で、自らの議員選挙の投票率アップの取り組みの企画も必要な課題ではないかと思うわけでございます。2つ目は、議場整備による議場の開放ということでございます。庁舎建設以来手つかずの議場を、情報化に対応した議会の議場にこの3月議会より整備し、町民の皆様により開かれた議会を目指し、議会の実態をより身近に理解してい

ただき、本議会はもちろん委員会等の情報も公開し、町民と議会の距離を身近に図るため、施設が整備された議場を活用いただき、町民の行政に対する親近感を持っていただくことも必要なことかと思うわけでございます。

模索の最後になりますけれども、次世代教育での粕屋町における選挙参加に対する学校教育の中で、小・中学校の社会科学習に期待するものであります。小学校6年生での学習内容では、新しい社会で、情報公開制度や代表者を選ぶ選挙は政治に参加するための基本的な権利であるという学習や、中学生では新しい社会、公民の授業の中で、選挙は国民の自分の考えを示すなくてはならない議会で、選挙権は国民にとって大切な権利であることを認識することで、住民としてまちづくりや住民運動などにかかわることも政治参加であるという授業もあっております。児童・生徒の社会学習授業はすばらしいもので、むしろ我々大人が教わることが多いように思います。投票率の向上は、長期スタンスで急をせかず、教育の原点に返り、これからの粕屋町の発展には次世代を背負う若者に大きな期待をするもので、今後はぜひとも学校での社会学習の教育現場として議場の活用をいただき、政治や地方自治に対する関心を持っていただく機会を設定し、定期的な学習活動を展開するために、議場の開放と教育現場での選挙等の学習科目の取り組みについての町長と教育長の考えをお願い申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。

学校関係の教育、選挙それから投票にかかわる課題については教育長のほうから答弁をしていただきたいと思います。いろいろ投票率低下の問題はるる原因あると思います。ただ、私あたりは、私の年代、40年代学生でございました。50年代までも、あのころの若者は大変政治に関心があったんだろうと思います。安保闘争にしても、日本の国をどうするかといった関心があったから、必然的に誰を選ぶか、どの政党を選ぶかという政治に対する関心があったんだろうと思います。

ここにおもしろい、九大の先生が九大の生徒を対象にアンケートをされた結果がございまして。諸外国と比べて日本人の若者が決して政治に関心がないのではなく、政治を担う政治家に関心を持ってないというようなアンケートが出ると。これもやっば一つあるだろうと思います。ですから、私も含めて、今度近い、もう4月14日が選挙でございますから、先生方がしっかり有権者を引きつけるような選挙運動をやっていたら、これも一つの大きい投票率の向上につながりますし、先ほど質問者がおっしゃいましたようにインターネット配信、議場の模様とかの配信をする

ことによって、若者が自宅で、それからどこでも録画でも中継でも状況を見れるというのを一つの投票率の向上に、若者を引きつける一つの方法になったのではないかと思います。私もともに頑張ってもらいますので、先生方もひとつしっかり頑張ってくださいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

安川議員さんから議員活動最後のご質問というお言葉をいただきまして、教育委員会担当の総務常任委員長として大変お世話になりましたこと、この場をかりまして厚くお礼申し上げます。

ただいま投票率が悪いという粕屋町の現状、小学校、中学校でどう教えていくかということですが、議員さん今お話しになりましたように、小学校では6年生の教科書、社会科の教科書で投票活動が出てまいります。さらに、中学校の3年生ですが、公民の教科書で、まさにおっしゃったとおり、選挙の課題として最近では選挙に行かない、棄権が多くなっていることが上げられますと、具体的な記述がしてあります。その原因の一つとして、選挙に行っても何も変わらないというように政治に無力感を抱く人が多くなってきたことが指摘されております。この授業につきましては、議員さんからいただきましたこの資料ですね、非常にありがたいと思っております。これを早速小・中学校に配りまして、6年生の社会科学習あるいは中学校の公民の学習の中で、粕屋町の実態はこうあるんだと、君たちの未来は君たちにかかっているという課題を自覚していただいて学習を深めていきたいと考えております。今後ともご指導よろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川議員。

◎10番（安川俊彦君）

今、町長並びに教育長のほうから、私ども大人の選挙に対するところの学童に対する教育のあり方等についてのお言葉をいただきました。なかなか今の既存の大人では、投票率をこれ以上アップするということが非常に統計数字を見ても厳しいものがあるんじゃないかと。今後は、未来を背負う次世代の子どもに対しつつ投票率の向上をアップいただきたいと思うわけでございます。

最後になりましたけれども、7月の参議院選挙よりその導入が注目されておりますネット選挙等を通じまして投票率アップを期待しながら終わりたいと思っておりますけれども、本年度の議会議員選挙があと残すところ40日というようなことでございま

す。前回の投票率を下回ることがないように、立候補されず候補も、また執行部におきましての事務を通じた啓発をお願い申し上げまして、最後になりましたが、終わらせていただきますが、先ほど出ましたように、粕屋町のますますの発展を祈念いたしまして3月議会一般質問を終わります。ありがとうございました。

(10番 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました9名による一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後1時40分)

平成25年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（本 会 議）

平成25年3月8日（金）

平成25年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成25年3月8日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 委員長報告

第2. 委員長報告に対する質疑

第3. 採決

議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安松茂久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町 長 因清範	教育長 大塚豊
総務部長 田代眞	住民福祉部長 工藤龍一
都市政策部長 松永誠一	教育委員会次長 因友幸
総務課長 八尋恵治	協働のまちづくり課長 安川喜代昭
経営政策課長 箱田彰	税務課長 石山裕
収納課長 瓜生俊二	介護福祉課長 清武稔

健康づくり課長	大石進	総合窓口課長	水上尚子
子ども未来課長	安河内渉	都市整備課長	野中清人
地域振興課長	案浦正明	上下水道課長	吉武信一
環境生活課長	因光臣	学校教育課長	八尋悟郎
社会教育課長	安河内強士	給食センター所長	城戸和子
給食センター 建設準備室長	関博夫	総務課庶務人事主幹	今泉真希

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

議案第1号副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定を準用し、箱田彰経営政策課長の退場を求めます。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第1号副町長の選任につき同意を求めることについて、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

平成23年11月6日に因町長が就任以来、空席になっておりました副町長につきまして、箱田彰氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求められたものでございます。

箱田氏は、昭和54年に粕屋町に奉職され、総務、財政、税務部門に長年携われ、平成24年4月に総務部経営政策課長に就任されましてからは、町の将来を方向づける政策をさまざまな角度から提案され、職務を遂行されてあります。このように箱田氏は、行政職員として34年の実績を積み、人格、識見ともに優れた方でございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことを報告して終わります。

(総務常任委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

採決は、今議会初日に可決いただきました会議規則に従い、投票システムによる

表決、いわゆる押しボタン式投票にて行います。問題を可とする議員は、賛成ボタンを押すことによる表決になります。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成ボタンによる表決は全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、退場を解除し、箱田彰氏の入場を求めます。

ここで、申し合わせにより、新しく粕屋町副町長の選任同意を受けられました箱田彰氏に、ご挨拶をお願いします。

◎経営政策課長（箱田 彰君）

ただいま選任の同意を賜りまして、まことにありがとうございました。副町長という重責を、今ひしひしと感じておるところでございます。

今議会の冒頭に因町長が施政方針の中で述べられました、魅力あるまちづくり、希望が持てるまちづくりということで、5D計画、これを発表されました。これは、まさに今政府が長引くデフレ不況と円安の非常に悪い状態から経済を復興しようという緊急経済対策、これに呼応するものだろうと思います。魅力あるまちづくり、これは次代の子供たちに我々が送らなければならない非常に大きな命題だと思います。これに向けまして、因町長を補佐しながら一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

これからの粕屋町を、私のこれからの仕事も非常に厳しいものがあると思います。議員皆様のご指導とご鞭撻を賜るよう、心よりお願い申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

因町長。

◎町長（因 清範君）

おはようございます。副町長の選任同意につきましては、先駆けて採決をいただき、また、全議員の皆さんのご同意を賜り、まことにありがとうございました。

副町長に今日ご同意いただきました箱田彰君は、粕屋町の副町長として、しっかりとその任を果たしてくれるものと期待しております。今後、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りまして、より一層の充実した副町長になりますように、ご指導、ご鞭撻のほどお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、お礼のご挨拶とさせて

いただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

以上で本日の本会議を全て終了いたします。

（散会 午前9時38分）

平成25年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成25年3月22日（金）

平成25年第1回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

平成25年3月22日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安松茂久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因清範	教育長 大塚 豊
総務部長 田代 眞	住民福祉部長 工藤 龍一
都市政策部長 松永 誠一	教育委員会次長 因 友幸
総務課長 八尋 恵治	協働のまちづくり課長 安川 喜代昭
経営政策課長 箱田 彰	税務課長 石山 裕
収納課長 瓜生 俊二	介護福祉課長 清武 稔

総合窓口課長	水 上 尚 子	子ども未来課長	安河内 渉
都市整備課長	野 中 清 人	地域振興課長	案 浦 正 明
上下水道課長	吉 武 信 一	環境生活課長	因 光 臣
学校教育課長	八 尋 悟 郎	社会教育課長	安河内 強 士
給食センター所長	城 戸 和 子	給食センター 建設準備室長	関 博 夫
総務課庶務人事主幹	今 泉 真 希		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

議案第2号粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任承認についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第2号粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任承認について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております安河内勇臣氏から、本年1月31日をもって退任されたことから、地方税法の規定により、委員が欠けた場合においては、遅滞なく当該委員の補欠の委員を選任し、選任後最初の議会において、その選任について事後の承認を得なければならないとされております。よって、後任として、満行貞夫氏を選任し、議会の承認を求められたものでございます。

満行氏は、元粕屋町の職員で、役場在職中は、財政、税務部門にも長年携われ、人格、識見ともにすぐれ、税行政にも精通された方でございます。

なお、委員の任期につきましては、前任者の残任期間となっております。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり承認すべきことに決しましたことを報告をいたします。

(総務常任委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員会委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第3号粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第3号粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成19年4月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております向野昌邦氏の任期が、本年4月28日をもって任期満了となります。よって、同氏を再度選任することについて議会の同意を求められたものでございます。

向野氏は、長年、不動産鑑定士として、土地、家屋の評価に携わられてこられました専門家であり、本委員に最適の方で、人格、識見ともにすぐれた方でございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり同意すべきことに決しましたことを報告をいたします。

(総務常任委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンをしてく

ださい。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第4号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第4号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回の改正は、自らの所有にかかわる住宅に移住する職員に対する住居手当を廃止するために本条例の整備を行うものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(総務常任委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第4号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第5号粕屋町危険廃屋等の適正な管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第5号粕屋町危険廃屋等の適正な管理に関する条例の制定について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

空き家等の増加が全国各地で深刻な問題となっておりますが、粕屋町においても、近年、管理不全状態の空き家などが目立つようになりつつあり、その物件の周辺住民より苦情や相談も増加傾向にあるとのことであります。物件などの管理は、本来その所有者が適正に管理すべきものでありますが、防犯や防災上危険な状態にある空き家などを対象に、職員による現地調査の結果、危険廃屋等と認められる場合は、その所有者等に必要な措置を講ずるよう、助言、指導、勧告、命令等を行い、その所有者や管理者に対して適正な管理を促すものであります。さらに、命令に従わない場合は、所有者等の住所や氏名等の公表も規定され、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的に本条例を制定するものでございます。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第5号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は賛成多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第6号粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 伊藤 正君 登壇)

◎建設常任委員長（伊藤 正君）

報告いたします。

議案第6号粕屋町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

付託を受けました建設常任委員会での審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回の改正は、道路施行令に定める占用料の額を参考として、本条例第2条の占用料額を規定する別表の改正であります。本町の道路占用料金は、平成14年4月以降の見直しを行っておりません。道路占用料は、基本的に道路敷価格により求められるものですが、近年の全国的な地価水準の下落と国の指導もあり、料金の見直しを行うものであります。

以上につきまして、当委員会で慎重に審議いたしました結果、原案のとおり全委員賛成で可決すべきことに決しましたことをご報告をいたします。

(建設常任委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第6号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

川口議員。

(15番 川口 學君 登壇)

◎15番（川口 學君）

この占用料の問題は、これまできちんとした基準がなくて、各市町村ともばらばらでした。私が議員になった当初、この問題を提起しました。粕屋郡内を調査したところでも一銭も徴収していない市町村もあれば、一定の額を徴収しているところもあるというような状況だったので、粕屋町としても、いわゆる主には九州電力の電柱の占用料ですが、これはきちんと徴収すべきではないのかという提起をして、粕屋町でも整備され、徴収がきちんとされるようになってもう早い年月が過ぎております。粕屋町は、郡内においても占用料が割と効率的に徴収されておった町村であります。しかし、これがいわゆる原発問題、原発のいろんな事故が発生後、いわゆる電力会社の資力が落ちたということがありますが、地価の下落ということが理由となっております。しかし、近年はまたアベノミクスなどで、今日のマスコミの報道でもわかるように、一部では地価の上昇が見られるようになったということも報道されております。私が、このたびは条例の新旧対照表を今見ますと、例えば、第1種電柱はこれまで770円であったのが560円と大幅な引き下げであります。今電力会社が、国民に迷惑をかけておりながら、電気料金の値上げを申請する。しかし、役員の給料は何千万円と、数千万円という何もしない役員が何人もいるということが問題になって、値上げの申請がまだ決定されてはおりませんけれども、そういう状況の中で、一般町民、わずかな、敷地料としては非常に安い、民間に比べたら非常に安い敷地料さえ引き下げようとしておると。これに政府が手を貸すと。これは本来、市町村が独自に条例を制定して決めておくべき性格のものであります。それなのに一斉にそれを一定の基準で占用料を引き下げるということには納得がい

きません。したがって、私はこの議案には反対をします。

(15番 川口 學君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結し、これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は賛成多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第7号粕屋町公園条例の一部を改正する条例について、議案第8号粕屋町道路構造の基準に関する条例の制定について、議案第9号粕屋町道路標識の寸法に関する条例の制定について、議案第10号粕屋町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第11号粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第12号粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、以上6件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 伊藤 正君 登壇)

◎建設常任委員長（伊藤 正君）

報告いたします。

議案第7号から議案第12号まで、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきまして、一括してご報告いたします。

初めに、議案第7号から議案第12号までは、条例の一部を改正または条例の制定であります。

理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の制定によるものであります。

それでは、議案第7号粕屋町公園条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

これは、都市公園法の一部改正により、都市公園配置及び規模に関する基準についての改正であります。住民1人当たりの公園面積の標準値、都市公園の区分ごとの配置及び規模に関する標準値、公園施設として設けられる建築物の建築面積などを都市公園法施行令の基準を参考として定めるものであります。

次に、議案第8号粕屋町道路構造の基準に関する条例の制定についてご報告いたします。

これは、道路法の一部改正により、町道に関する道路構造の技術的基準について条例に定めるものであります。道路の新設または改築する場合における道路幅員、線形、勾配などの構造の技術的な基準を道路法第30条第3項の規定により、道路構造令の基準を参考として定めるものであります。

次に、議案第9号粕屋町道路標識の寸法に関する条例の制定についてであります。

これは、道路法の一部改正により、町が道路管理者である町道に関する道路標識の寸法について、道路法第45条第3項の規定により、道路標識の寸法及び文字等の寸法を定めるものです。

次に、議案第10号粕屋町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてであります。

これは、河川法の一部改正により、町が管理する準用河川の管理施設などの構造の技術的基準について、河川管理施設と構造令を参考に、必要な事項を定めるものであります。現在、本町では、大隈区門松の大谷川を準用河川として指定を行っております。

次に、議案第11号粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてであります。

これは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の第10条第1項及び2項の規定により、必要な事項を定めるものであります。現在、本町では、JR長者原駅周辺の若宮上大隈線、稻荷山・堀ノ内線、上原田線、上原田二線の町道

4路線を特定道路として指定を行なっております。

最後に、議案第12号粕屋町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。

これは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部の改定に、主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設を設ける場合の必要な事項を定めるものであります。

以上、議案第7号から議案第12号につきまして、当委員会で慎重に審議いたしました結果、原案のとおり全員賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第7号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

内容ですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

これより議案第11号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第13号粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について、議案第14号粕屋町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、議案第15号粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 伊藤 正君 登壇)

◎建設常任委員長（伊藤 正君）

報告いたします。

議案第13号から議案第15号まで、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきまして一括してご報告いたします。

まず、議案第13号粕屋町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、下水道法の一部改正に伴い、照する条項にずれが生じたことにより、所要の整備を行うものであります。

次に、議案第14号は粕屋町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の制定により、粕屋町公共下水道の構造の技術上の基準等について条例で定めるものであります。

これは、下水道法の一部改正に伴い、町が管理する公共下水道の構造及び維持管理についての技術上の基準を下水道法施行令及び福岡県流域下水道条例の基準を参

考として定めるものであります。

最後に、議案第15号粕屋町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてであります。

制定の理由は、前条と同じく、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の制定による水道法の一部改正により、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準について、水道法施行令及び水道法施行規則の基準を参考として定めるものであります。

以上、議案第13号から議案第15号までにつきまして、当委員会でも慎重に審議いたしました結果、原案のとおり全員賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第13号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第16号粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、議案第17号粕

屋町介護給付費等の支給に関する審査会設置条例等の一部を改正する条例について、議案第18号粕屋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 向野正幸君 登壇)

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

厚生常任委員会に付託を受けました住民福祉部介護福祉課所管の議案第16号、議案第17号、議案第18号につきまして、審議の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第16号は粕屋町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公営住宅法の一部改正されたことに伴い、施設整備基準及び入居案件の規定を加え、現行の水準を維持するための改正でございます。

次に、議案第17号は粕屋町介護給付費等の支給に関する審査会設置条例等の一部を改正する条例についてであります。

これは、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の制定による障害者自立支援法の改正に伴い、条例中の法律名称を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、参照条例にずれが生じたため、関係する条例の一部を改正をご提案するものでございます。ただ、現在使用している粕屋町介護給付費等の支給に関する審査会を粕屋町障害支援区分等審査会と名称を変更するものでございます。

次に、議案第18号は粕屋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定についてであります。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化を図るための介護保険等の一部を改正する法律の施行に伴う関係する条例の制定であります。

議案第16号、議案第17号、議案第18号ともに、当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(厚生常任委員長 向野正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第16号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第16号を採決いたします。
本案に対する厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第17号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第19号粕屋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 向野正幸君 登壇)

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

厚生常任委員会に付託を受けました住民福祉部健康づくり課所管の議案第19号粕屋町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、審議の経過と結果についてご報告いたします。

本条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されたことに伴い、新型インフルエンザ緊急事態宣言がなされた場合、町が設置しなければならない対策本部に関し、必要な事項を条例に定めるものです。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成をもって原案どおり可決すべ

きことに決しましたことをご報告して終わります。

(厚生常任委員長 向野正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第19号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第20号から議案第25号までの補正予算6議案は、向野正幸予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第20号平成24年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

向野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 向野正幸君 登壇)

◎予算特別委員長（向野正幸君）

予算特別委員会に付託を受けました議案第20号平成24年度粕屋町一般会計補正予算について、審議の経過と結果についてご報告いたします。

審議の経過につきましては、全員によります予算特別委員会でありますので、省略し、要点のみご報告いたします。

初めに、総務部経営政策課所管の補正予算について、今回の歳入歳出の補正予算は、歳入を6億9,291万8,000円増額し、歳出を5億8,163万7,000円増額するものです。

歳入の主なものとしましては、福岡県市町村災害共済基金繰入金を2億4,310万2,000円、財政調整基金繰入金を1億9,363万7,000円、雑入に市町村復興宝くじ交付金を7,279万円、町債を1億9,690万円増額し、総務費県補助金を2,290万円減額するものであります。

歳出の主なものとしましては、土地開発公社元金補助金を4億円、町財政調整基金積立金を1億2,942万4,000円、公共施設整備基金積立金を5,009万円増額するものです。

次に、総務課所管について、今回の歳入歳出の補正は、歳入は652万増額し、歳出を319万2,000円減額するものです。

歳入の主なものとしましては、不動産売払収入556万円及び総務費県委託金100万円を増額するものです。

歳出の主なものとしましては、勸奨退職者等に対する退職手当特別負担金1,556万9,000円を増額し、特別職給与を1,316万7,000円、衆議院議員総選挙費を204万6,000円減額するものです。

次に、協働のまちづくり課所管について、歳入を26万3,000円を増額し、歳出は1,450万8,000円減額するものです。

歳入の主なものは、ふるさとづくり寄附金99万9,000円を増額し、環境対策事業助成金を118万8,000円減額するものでございます。

歳出の主なものとしましては、消防組合事務費690万円、消防設備設置補助事業費336万5,000円減額し、ふるさとづくり基金を100万円増額するものでございます。

次に、税務課所管について、歳入を2,800万円増額し、歳出は600万円減額するものです。

歳入の主なものは、個人分の町民税1,800万円、町たばこ税4,000万円を増額し、固定資産税3,000万円減額するものでございます。

歳出の主なものとしましては、賦課費の職員給与を550万円減額するものでございます。

次に、収納課所管でございます。

歳出を1,693万6,000円減額するもので、主なものは償還金利子及び割引料を

1,700万円減額するものであります。

続いて、学校教育課所管の補正予算について、歳入としては、既定の予算に1億1,275万9,000円を増額し、1億3,923万9,000円とするものであります。

補正の主なものは、教育費国庫補助金のうち、公立学校施設整備補助金1億1,262万9,000円を増額することによるものであります。

次に、歳出が、既定の予算に3億7,599万9,000円を増額し、9億830万2,000円とするものであります。

補正の主なものは、10款2項1目の小学校施設整備事業費で、大川小学校第1期大規模改造工事費1億3,924万3,000円と、10款3項1目の中学校施設整備事業費で、粕屋中学校第1期大規模改造工事費2億5,124万4,000円を増額するものであります。

次に、社会教育課所管であります。

歳入につきまして、既定の予算に192万4,000円を増額し、1億4,721万3,000円とするものであります。

補正の主なものは、総合体育館事業収入400万円の増額と、遺跡発掘受託事業収入135万2,000円の減額であります。

歳出であります。既定の予算に714万円を減額し、4億8,475万8,000円とするものであります。

補正の主なものは、10款6項3目の遺跡発掘受託事業費、サンレイクかすや管理運営事業費、社会体育事業費等の減額することです。

次に、学校給食共同調理場の所管です。

歳出のみであります。10款5項1目調理場管理費でございます。既定の予算から98万5,000円を減額し、補正後の額を1億3,138万6,000円とするものであります。

補正の内容は、職員の共済費の増額と、学校給食センター運営管理事業費の減額が主なものでございます。

次に、学校給食共同調理場建設準備室です。

歳出のみであります。10款5項3目学校給食センター建設調査事業でございます。既定の予算から401万円を減額し、補正後の額を403万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、委託料401万円の減額でございます。

続いて、都市政策部都市整備課の補正予算について、歳入につきましては、既定の予算額を1,031万6,000円減額し、歳入総額を5,359万3,000円とするものであります。

主なものは、国の活力創出基盤整備交付金の減額であります。

歳出につきましては、既定の予算額4,163万円減額し、歳出総額を5億5,213万8,000円とするものであります。

歳出の主なものは、下水路整備事業費の400万円の減額、土木費、道路新設改良費の1,210万円の減額、筑紫野・古賀線県工事費地元負担金の1,500万円の減額、住居表示事業費の135万円の減額、千代・粕屋線工事費地元負担金の460万円の減額です。

なお、道路改良新設費の委託料300万円と筑紫野・古賀線県工事地元負担金の1,500万円を繰越明許するものであります。

次に、環境生活課の補正予算について、歳入につきましては、既定の予算額に224万2,000円を増額し、歳入総額を1億293万4,000円とするものであります。

主なものは、衛生手数料の可燃ごみ袋売却代金200万円の増額、及び雑入の須恵町外二ヶ町清掃施設組合派遣職員人件費26万6,000円の減額、古紙類等売払収入50万円の増額であります。

歳出につきましては、既定の予算額に1,911万9,000円を減額し、歳出予算総額を11億7,394万6,000円とするものです。

この歳出の主なものは、環境衛生費の須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金1,151万2,000円の減額であります。また、公害対策費の旧処分場安定度調査委託料220万5,000円の減額であります。

次に、地域振興課の補正予算について、歳入につきましては、既定の予算額に24万1,000円増額し、歳入総額を3,126万6,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、総務費県委託金の住宅・土地統計調査委託金の交付金額が確定したため、19万9,000円増額するものです。

歳出につきましては、既定の予算額に264万2,000円減額し、1億3,434万円とするものです。

歳出の主なものは、農業振興費の人件費100万円の減額、転作等推進事業奨励補助金の加工用米分の額決定のため、200万円の減額とするものです。

次に、住民福祉部の総合窓口課所管に係る補正予算は、歳入を840万1,000円減額し、歳入総額を12億3,571万6,000円とするものです。

歳出につきましては、3,322万4,000円を増額し、歳出総額21億9,209万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、雑入の療養費返納金が3,455万3,000円増額したことに伴い、民生費県補助金3,836万9,000円の減額です。

一方、歳出の主なものは、国保特別会計への一般会計繰出金等による国民健康保険事務の3,442万4,000円の増額でございます。

続きまして、介護福祉課であります。

歳入補正予算額4,061万8,000円を増額し、歳入予算総額4億4,797万3,000円とし、歳出補正予算額3,317万4,000円を増額し、歳入予算総額10億3,070万7,000円とするものです。

歳入の主なものとしまして、13款2項2目土木費国庫補助金2,151万円、5目総務費国庫補助金1,840万3,000円を増額するものです。

一方、歳出の主なものとしましては、3款1項4目老人福祉費の元気高齢者の支援事業500万円、高齢者在宅福祉サービス事業285万9,000円、元気高齢者支援事業145万4,000円、9目介護保険費の介護保険特別会計繰出金の515万5,000円の減額、8目障害者福祉費の障害者自立支援給付事業455万円、8款4項1目町営住宅管理運営事業4,600万円の減額をするものであります。

次に、子ども未来課に係る補正予算は、歳入を1,050万円減額し、歳入総額を5億871万3,000円とするものです。

歳出につきましては、5,937万2,000円減額し、歳出総額を9億5,897万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保育所運営費国負担金700万円と保育所運営費県負担金350万円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主なものは、町立保育所運営管理事業で650万円と私立保育園運営事業で5,535万1,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、健康づくり課に係る補正予算は、歳入を500万4,000円増額し、歳入総額を5,616万9,000円とするものです。

歳出につきましては、1,417万円増額し、歳出総額を3億8,489万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、がん検診推進事業補助金113万2,000円、妊婦健康診査支援事業補助金を387万2,000円、それぞれ増額するものです。

一方、歳出の主なものは、感染症予防事業費で507万2,000円、子宮頸がん等ワクチン接種事業費354万2,000円、妊婦健診支援事業費が399万円、それぞれ増額するものであります。

最後になりますが、議会事務局所管の補正予算は131万4,000円の減額であります。

これは、主に人件費及び視察旅費の残額を減額補正するものであります。

予算特別委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 向野正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましては、既に予算特別委員会にて審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第20号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

本田議員。

（7番 本田芳枝君 登壇）

◎7番（本田芳枝君）

7番本田芳枝でございます。

先ほどは、報告の中で全員賛成というふうにおっしゃったような気がするんですが、私は反対をしております。

それで、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

3点ございます。

款項目順に挙げますと、1、福岡県市町村共済災害基金任意納付金1億1,429万円と、普通納付金1億2,880万円、合わせて2億4,310万円の取り扱い方について、2番、土地開発公社利子などの補助金に4億円、それから3番目、学校教育課より提案があった2つの改造計画予算についての3点について反対を唱える理由として挙げますが、この3つに共通していることがあります。それは、私自身は予算配置をなさることに関しては、決して反対するものではありませんが、24年度の補正予算に突然浮上してきて、内容に関して前もって議会に具体的な説明がなかったこと、3つとも補正でばたばたとをつける予算ではない性質のものだということで異議を唱えます。

具体的に申しますと、1の県の災害共済基金組合より返還された納付金2億4,310万円、合計ですね。そのうちの一部は財政調整基金に繰り入れられ、災害時に活用すると説明がありましたが、その趣旨からもっと積極的な使い方があったのではと考えます。折しも今、粕屋町防災計画の見直しを図り、その最終段階に入っていると報告が来ています。粕屋町には平成14年ころできた計画書がありますが、具体的にはその計画書を使っての事業がなされた形跡がありません。その存在でさえ知っているものはごくわずかというお粗末な状況でした。8年前の3月20日の震災があつて以来、私は自分が育った、四軒屋という地域の関係上、この防災に

対しては関心がございまして、その都度担当者に聞いていますが、いつもですね、その原因は予算がないから事業を行えないというものでした。昨年12月、災害共済組合の解散を各自治体に審議するように提案があり、全員賛成でしたが、そのとき総務常任委員長の報告の中で、納付金の受け入れは基金の主旨にのっとり運用すべきであるという意見をつけて全員賛成にしております。私自身は、財政調整基金へ繰り入れて、その運用がどのようにされるか不透明で、趣旨を生かしたことになるかどうか、疑問に思っています。災害基金として新たな項目を設け、毎年その中から地域防災計画に沿った形で運用を限定した形で積極的にすべきではなかったかと考えます。

2点目の公社へ利子補てんとしての4億円。12月議会では、都市開発公社の債務が簿価割れなどで10億円あると執行部から報告がありました。きちんとした形でのこういう報告は、私が議員になってから8年間ありませんでしたので、高く評価し、今後の補てん計画が発表され、新年度の予算につくのかなと私なりに勝手な予測を立てておりました。ところが補正で4億円、しかも25年度当初予算には配分する金額がありません。この補助金は、町民の皆さんにきちんと報告をして、例えば何年か計画のような返済計画を提案し、それに沿った形で当初予算に計上すべきです。一部に反対があるかもしれませんが、この10億円の債務はこれは現実なので、そこはきちんと説明すれば町民はむしろ潔さを評価すると思います。

3点目の小・中学校の大規模改造計画の事業について、今回は国庫補助金が使えるといいますが、全体の3億8,900万円のうち、町は2億8,000万円の負担があり、そのうち起債は1億9,120万円です。この提案を聞いて思い出すのは、粕屋東中学の改造計画です。平成17年より7年間、6億4,600万円もの金額を投じて行われました。この金額は入札の結果なので、毎年予算金額は1億円から2億円計上し、その分他の教育費の圧縮が行われています。私自身は、改造、改修計画は必要と思いますが、その具体的な計画を提示しないまま、例えば23年度の予算で増改築の基本設計が大川小学校と粕屋中学はそれぞれ1,000万円計上されていますが、これには改造計画の内容はその当時としてはなかったと思います。第1次大規模改造計画と銘打っておられますので、そのことに異議を唱えます。つけ加えますと、粕屋東中学では、大規模改造計画が行われている間、O157などで本当に対策が必要だったはずの学校給食調理場の改造、改修は一切なし。異物混入事件が何回も続いたり、これは余りにも照明が暗かったという原因もありました。そして、今年度建築費がないからと、一気にPFI事業の提案、教育費に予算は充当しているというふうな形に見えますが、偏ったものでした。また、同じことを繰り返すのではという懸念が残ります。

私が申し上げたいことは以上の3点、きちんと計画を立てて、当初予算で計上すべきものと私は思います。そして、今思い起こすのは、国際交流基金の考え方、運用の仕方です。もう二十数年前になると思いますが、基金をつかって、2年に1度2,000万円、それを予算消化をするように、きちんと条例、ちょっとその辺が済みませんはっきりしないんですけど、計画を立てて、しかもそれを遂行するために、その遂行のためのボランティアグループをきちんとつakって、空と海の会、二十数年やってきた、その事業のすばらしさに私は毎年その案が出てくるたびに感動しておりました。そして、実際それで人材育成はかなりうちの町ではできたと思います。それで、昨年9月に補正予算で区長さんたちに震災へ行ってほしいという補正予算の提案があって、そのことがいろいろあったと思いますが、今回のいろんな思いで、自主防災に対する補正予算とか……。

◎議長（進藤啓一君）

発言者の方に確認いたしますが、それは今の議案に関係することでしょうか。

◎7番（本田芳枝君）

はい。ということで、もっと計画をきちんと立てた上で、補正予算をあるいは当初予算を組むと。しかも今回補正のことなんですけれども、補正予算は元来こういうものではないということを申し上げて、私は異議を唱えて反対討論とさせていただきます。

以上です。

（7番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は賛成多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしますけれども、議員の皆様をお願いいたします。再開後の発言に際しましては、的確に簡略にされますようお願いいたします。

◎15番（川口 學君）

議長、議案第5号ですが、ボタンを押し間違えて、2回押したもので、反対のほうになっております。賛成ですから、訂正のほうをよろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

はい、わかりました。じゃあ、再開は11時といたします。
暫時休憩です。

(休憩 午前10時46分)

(再開 午前11時00分)

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第21号平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第22号平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第23号平成24年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

向野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 向野正幸君 登壇)

◎予算特別委員長（向野正幸君）

予算特別委員会に付託を受けました議案第21号、議案第22号、議案第23号、特別会計補正予算について、議員全員によりますので経過を省略し、審議の要点のみご報告いたします。

初めに、議案第21号平成24年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、今回は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ380万2,000円を増額し、歳入歳出総額を41億1,540万円とするものです。

歳入の主なものといたしまして、国庫支出金を1億400万5,000円、共同事業交付

金を4,649万1,000円、それぞれ減額し、療養給付費等交付金を5,221万5,000円、繰入金を3,442万5,000円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を617万円増額し、保健事業費が286万円減額するものです。

慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決すべき議案といたしましたことをご報告いたします。

次に、議案第22号平成24年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、今回は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,346万8,000円を減額、歳入歳出総額を3億9,350万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を2,390万円減額し、繰入金を43万2,000円増額するものでございます。

また、歳出につきまして、総務費30万円と後期高齢者医療広域連合納付金を2,316万8,000円減額する物でございます。

慎重に審議いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことをご報告いたします。

次に、議案第23号平成24年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算のそれぞれ1,160万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を17億3,743万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、保険料を2,412万9,000円増額し、国県支払基金を746万円、一般会計繰入金を515万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

一方、歳出の主なものは、諸支出金を1,709万5,000円増額し、総務費を509万4,000円、地域支援事業を39万2,000円、それぞれ減額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 向野正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましては、既に予算特別委員会にて審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第21号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

本田議員。

(7番 本田芳枝君 登壇)

◎7番(本田芳枝君)

7番本田芳枝でございます。

これも申しわけありませんが、先ほどの委員長報告では全員賛成とおっしゃったような気がします。私は委員会でも反対しておりますので、よろしく願いいたします。

反対の理由を申し上げます。

この国民健康保険会計は、一般会計の繰り入れは、当初予算でもそうですが、補正でもよほどのことがない限り一定以上の金額はすべきでない、私自身は思っております。しかしながら、今回、この3月補正では柔軟に考えて補正をすべきだったのではないかと感じております。その内容は、これは制度上の問題が大きく浮上しております。今回補正予算の主な内容は、4月改正により、国庫負担、補助金の内容が大きく変わり、1億円減額になっております。当然それは県の支出金で補完されるようになっていますが、県の支出金はわずか970万円程度でした。この状況を打破するために、一般会計より赤字分として5,400万円の補正をし、歳入欠陥補てん収入として5,900万円を補正した形でくぐり抜けようとされています。それで、私は制度上のことなので、ここはある程度もう少し一般会計からの繰り入れをすべきではなかったかと思えます。よく問題になっている給付費の伸びは600万円の増があるだけで、ほとんど増えていない状況です。このまま歳入欠陥補てん収入を増やす、あるいは補助金が繰り入れがない状態に続きますと、四、五年前のように値上げの論議が起きないとも限りません。そういったことで、ぜひ今回はある程度の繰り入れをすべきだったと思う立場から反対をさせていただきます。

以上です。

(7番 本田芳枝君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決は賛成多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決は賛成多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第24号平成24年度粕屋町水道事業会計補正予算について、議案第25号平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

向野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 向野正幸君 登壇)

◎予算特別委員長（向野正幸君）

予算特別委員会に付託を受けました議案第24号平成24年度粕屋町水道事業会計補正予算の審議と結果につきましてご報告いたします。

審議の経過につきましては、議員全員によります予算特別委員会でありますので、省略し、要点のみご報告いたします。

今回の補正は、既定の資本的収入予算に43万2,000円を増額し、総額63万2,000円とするものです。

補正の内容は、現在廃止しております旧上大隈水源地の固定資産売却代金でございます。

慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第25号平成24年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算の審議の経過と結果につきまして、要点のみご報告いたします。

今回の補正は、既定の収益的収入予算に2,191万1,000円を増額し、総額10億4,293万6,000円とするものであります。

補正の主な内容は、一般会計からの繰入金確定による負担金191万1,000円、補助金2,000万円をそれぞれ増額するものであります。

また、既定の資本的収入予算は、一般会計からの繰入金2,808万9,000円を増額し、総額8億7,022万7,000円とするものです。

予算特別委員会において慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 向野正幸君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この各議案につきましては、既に予算特別委員会にて審議済みではありますが、その後特に質疑はありませんか。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第24号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第26号から議案第32号までは新年度の当初予算になります。よって、当初予算7議案は新たに安川俊彦予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第26号平成25年度粕屋町一般会計予算についてを議題といたします。

本件に関し予算特別委員会委員長の報告を求めます。

安川予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 安川俊彦君 登壇)

◎予算特別委員長（安川俊彦君）

予算特別委員会に委託を受けました議案第26号平成25年度一般会計当初予算についての審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

審査の経過につきましては、全員によります予算特別委員会でありますので省略し、結果のみご報告いたします。

まず、総務部の報告をいたします。

まず、経営政策課所管では、歳入を32億5,228万2,000円、歳出を21億447万8,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、地方交付税が12億9,000万円、地方消費税交付金が4億円、臨時財政対策債6億7,000万円を含む町債が6億8,340万円でありませぬ。

歳出の主なものといたしましては、電子自治体構築推進事業費が1億4,670万1,000円、緊急雇用創出事業費946万6,000円、公債費の元利償還金は11億9,108万9,000円であります。

次に、税務課所管であります。歳入を53億8,341万3,000円、歳出を9,834万7,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、町税の現年課税分として、個人分、法人分の町民税合わせまして24億5,900万円、固定資産税25億7,241万2,000円、軽自動車税

6,200万円、町たばこ税2億9,000万円であります。

歳出の主なものといたしましては、町民税賦課事務費で864万円、固定資産税賦課事務費で2,265万6,000円であります。

次に、収納課所管であります。歳入を1億2,750万1,000円、歳出を1億1,021万1,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、町税の滞納繰越分として、個人分、法人分の町民税合わせて3,250万円、固定資産税3,000万円、総務費県委託金5,700万円であります。

歳出の主なものといたしましては、町税等徴収事務費4,880万7,000円でございます。

次に、総務課所管の当初予算であります。歳入を3,097万8,000円、歳出を4億2,796万1,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、総務使用料780万円、総務費県委託金859万3,000円あります。

歳出の主なものといたしましては、特別職給与及び総務課所管の職員給与費2億4,972万1,000円、町有財産管理事務費8,231万5,000円、子供広場管理整備事業費2,157万4,000円、町議会議員選挙執行事務費1,057万2,000円、参議院議員通常選挙執行事務費1,199万2,000円あります。

次に、協働のまちづくり課所管の当初予算については、歳入を1,048万3,000円、歳出を5億9,311万4,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、県広報紙配布事務委託金92万1,000円、消防団員退職報奨金500万円、コミュニティー助成事業助成金350万円あります。

歳出の主なものといたしましては、広報公聴事業費1,273万5,000円、防犯対策事業費1,618万5,000円、消防組合事務費3億9,518万4,000円、消防設備設置補助事業費2,299万5,000円、災害対策事業費988万円あります。

次に、会計課所管ですが、歳出のみで1,698万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、指定金融機関委託事務費222万6,000円、会計管理事務費136万3,000円でございます。

以上で、総務部を終わります。

次に、都市政策部の報告をいたします。

都市整備課所管では、歳入総額は1億3,884万円で、その主なものは、交通安全対策特別交付金1,200万円、活力創出基盤整備交付金7,645万円、地域の元気臨時交付金4,095万円あります。これは新設工事及び道路舗装、新設工事などの国庫補助金であります。

歳出総額は5億9,959万4,000円であります。

主な事業は、交付金事業であります峰屋敷・向川原線道路新設工事費7,800万円、内橋・大隈線の道路新設工事費3,000万円、同じく内橋・長者原線2,200万円、筑紫野・古賀線県工事地元負担金4,600万円、通学路整備工事費2,000万円、住居表示事業費1,000万円、千代・粕屋県工事地元負担金8,014万円であります。

続きまして、環境生活課所管であります。

歳入総額は1億2,497万6,000円であります。

主なものは、ごみ袋売却代金7,421万円であります。

歳出額は12億1,303万円であります。

主なものは、塵芥処理費のごみ収集委託料3億697万9,000円や須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金6億8,055万6,000円、また駕与丁公園管理事業費4,984万円や緑地等推進事業費4,908万1,000円であります。また、本年度より、新たな公害対策事業費で、低炭素社会づくりの一環として、太陽光発電システムの設置費の一部を助成する300万円であります。

続きまして、地域振興課であります。

歳入総額3,226万6,000円で、主なものはぼた山関係土地貸付料の財産貸付収入の291万3,000円、2,000万円は中小企業融資制度の預託金で、町内4行へ各500万円を4月当初預託し、年度末に返金したものであります。

歳出総額は1億5,470万7,000円であります。

その主なものは、農業振興費農地治水工事費2,280万円、転作等推進事業奨励補助金500万円、地域振興費の商工会補助金等1,210万1,000円、中小企業融資預託金2,000万円、緊急経済対策事業住宅改修工事補助金300万円であります。

以上で都市政策部を終わります。

続きまして、住民福祉部の報告をいたします。

総合窓口課に係る当初予算は、歳入予算総額12億8,635万8,000円で、歳出予算総額は22億1,900万8,000円でございます。

歳入の主なものといたしましては、民生費国庫負担金として8億1,085万3,000円、民生費県負担金として2億9,484万8,000円であります。

歳出の主なものといたしましては、国民健康保険事務事業費2億9,143万6,000円、後期高齢者医療事務事業費3億5,668万2,000円、児童手当給付事業費11億2,842万8,000円でございます。

次に、介護福祉課であります。

歳入予算総額を4億670万8,000円とし、歳出予算総額を10億1,944万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、民生費国庫負担金 1 億 7,477 万 8,000 円、民生費県負担金 8,738 万 9,000 円、民生費県補助金 2,702 万 4,000 円。

一方、歳出の主なものは、社会福祉総務事務費 3,977 万 8,000 円、隣保館等管理運営事業費 2,883 万 1,000 円、元気高齢者支援事業費 3,105 万 8,000 円、福祉センター管理運営費 2,454 万円、障害者自立支援給付事業 3 億 8,267 万 2,000 円、障害者地域生活支援事業 4,796 万 3,000 円、介護保険特別会計繰出金 2 億 8,787 万 4,000 円、住宅管理費 674 万 3,000 円とするものであります。

次に、子ども未来課は、歳入総額 6 億 1,026 万 6,000 円、歳出総額 11 億 8,619 万 7,000 円とするものであります。

歳入の主なものは、民生費負担金 2 億 9,869 万 3,000 円、民生費国庫負担金 1 億 5,600 万円、民生費県費負担金 7,800 万円であります。

歳出の主なものは、町立保育所運営管理事業費 1 億 7,939 万 6,000 円、私立保育所運営事業費 6 億 419 万円、子育て支援事業 3,824 万 5,000 円、町立保育園運営事業費 3,790 万円であります。

続きまして、健康づくり課につきましては、歳入総額 1,706 万 3,000 円、歳出総額 3 億 9,702 万 4,000 円とするものであります。

歳入の主なものは、民生費国庫負担金 665 万円、衛生費国庫補助金 602 万 6,000 円、民生費県費負担金 332 万 5,000 円であります。

歳出の主なものは、感染症予防事業費 9,938 万 9,000 円、健やか子育て支援事業費 2,007 万 4,000 円、協働の健康づくり事業費 520 万 5,000 円であります。

以上で住民福祉部終わります。

続きまして、議会事務局であります。

平成 25 年度の予算は歳出のみで、1 億 4,013 万円であります。昨年度より 249 万 3,000 円の増であります。増額の主な理由は、議会中継及び音声認識システム導入に伴う賃借料が新たに計上されることによるものであります。

次に、教育委員会の報告をいたします。

まず、学校教育課の所管では、歳入は 7,604 万 2,000 円で、国庫補助、県費補助に該当する施設整備工事がふえたことによるものであります。

歳出については 6 億 3,903 万 7,000 円とし、支出の主なものといたしましては、工事関係で、学童保育所運営事業費、粕屋中央小放課後児童クラブ建設工事費 7,257 万 3,000 円、大川小及び粕屋中学の第 2 期設計料 404 万 8,000 円と 825 万 7,000 円、粕屋中学増築工事設計費 944 万 3,000 円、粕屋中学校視聴覚教室改修工事 1,400 万円等が主なものでございます。

次に、教育の向上及び環境改善では、スクールソーシャルワーカーの巡回相談の

充実及び研究校指定と学力向上に向けた予算関係が計上されております。

次に、学校給食共同調理場所管についてであります。

歳出のみで1億3,962万6,000円、平成25年度は給食数が約4,500食を予定しており、150食ほどふえる分と調理台の購入等の予算関係が計上されております。

次に、学校給食共同調理場建設準備室は歳出のみで、新たな学校給食共同調理場を整備運営するための総額2,291万9,000円で、主なものとしましては、委託料2,255万円であります。

次に、社会教育課所管ですが、歳入については1億2,042万2,000円とし、これは国庫補助金補助事業の遺跡発掘事業とかすやドームの事業収入がふえたためであります。

歳出については4億9,828万2,000円とし、支出の主なものとしましては、分館施設及び集会所整備等の補助金増、遺跡発掘事業増、サンレイクかすや裏駐車場の舗装整備、かすやドームのトレーニングマシンのレンタル使用料、委託料の増額が予算に計上されております。

以上で教育委員会の関係を終わります。

以上で議案第26号平成25年度粕屋町一般会計当初予算は、予算特別委員会におきまして、全員によりに審議いたしましたところ、慎重審議の結果、全員賛成によりまして可決いたしましたことをご報告いたします。

なお、学校給食共同調理場建設準備室に関する予算につきましては、PFIに関する予算の説明について、執行部と委員会、すなわち議会との認識の相違が見られました。特別委員会といたしましても、町のみで専属いたします予算編成権と執行の財政権は理解いたしつつ、予算の議決権は議会のみが擁する権限であることから、今後も互いに尊重し、つかず離れずの原則にて信頼関係を継続しなければなりません。よって、今回の設計準備室の予算執行には、1つ、十分な検討を重ねられ、慎重に対応されること、2つ、議会への十分な説明、経過等の報告をされること、以上を附帯決議として付すことが決しましたことを重く受けとめられるよう、あわせて報告いたしまして終わります。

(予算特別委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましては、既に予算特別委員会で十分な審議が尽くされているとは思いますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第26号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

川口議員。

(15番 川口 學君 登壇)

◎15番（川口 學君）

ただいま総務委員長報告いたしました新年度の一般会計予算についての賛成の討論をいたします。

本年度提案されております予算では、住民の要望が多く反映されています。その例を述べますと、1つは、待機児童解消のために、原町駅前に青葉はるまち保育園、定員120名を、本年4月より開園されること、また、中央保育園の雨漏りの改修、エアコンなどの備品の設置などであります。2つ目は、県補助が24年度打ち切りの中、町独自で子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン接種補助は、昨年に引き続き実施されるという点であります。3つ目は、待望の老人保健施設がやっと県の認可を得て、青洲会病院付設として建設され、平成25年10月には100床開設されることになりました。また、リフォーム制度の補助に続き、本年度より、太陽光発電の設置補助制度が予算化されています。次には、身障者の対策として、江辻地区に粕屋中部会による知的障害者ケアホーム、酒殿地区に福祉法人玄洋会による生活保護施設開設のための補助金が計上され、一番喜ばしいのは今まではおこなっていた中央小学校の学童保育の建設が着工されるための予算が組まれていることでもあります。また、医師会医院も現在小児科、内科だけが急患措置をとられておりますが、今度より外科治療も行うようにされるというふうに進んでおります。こういう点などを考えてみれば、総予算について反対の意見の余地はありません。

しかしながら、ただ遺憾なのはただいま報告がありましたように、給食センターの建て替えについて十分議員の意見を聞くまでもなく、住民アンケートをとるまでもなく、着々とPFI方式による給食センターの設置が準備されている点であります。したがって、議会の中で論議になりましたとおり、建設場所、施設運営方式、高過ぎる建設事業費などなど、再検討の余地があるのではないかと。例えば、久留米に視察に行きましたが、8,000食の施設に米飯給食を除いたにしても総事業費は30億円であります。このたび計画されておるのは60億円から70億円、このような多

額の公共施設をこれまで進められたことはありません。これは、こんなに多額の資金をかける必要があるのかという問題であります。また、田辺市や益田市のように、30年間の試算をしてみると、負担金やいわゆる交付金などの返済などを計算すると、財政的なメリットは少ないとして、このPFI方式をやめたということが報告をされています。これも大いに今後検討してもらいたいと思います。

なお、これまで予算には賛成するけれども、附帯決議をつけてしばし関係予算の凍結をするというやり方は、これまで私の経験するところ3度ありました。1つは、戸原の文化遺産に対する補助金、造成費などを凍結したこと。また、合併問題は議会の意見として6カ町合併が否決されておりましたが、町長が新たにまた合併問題の調査費を報告したことに対し、これを凍結したこと。3つ目は、中央保育園の民営化に伴う予算を凍結したこと。このことを条件を附帯決議をつけて、町長にこれを求めたところ、町長は議会と町執行部との審議を尊重され、これをかたく守られました。私は、これをもって最後の賛成討論となりますが、何とぞ因町長も議会との今後の審議を尊重し、この問題に対処されることを希望します。また、この場をおかりし、まことに僭越ではございますが、私はこの議会で退任となります。因町長のもと、粕屋町の発展と住民福祉の向上、さらなる発展のために、執行部を初め議会一体となって、すばらしい日本一の町政を目指して今後奮闘されんことを祈念し、賛成討論にかえます。

(15番 川口 學君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

(7番 本田芳枝君 登壇)

◎7番（本田芳枝君）

私も賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

今ほど川口議員がおっしゃったように、さまざまところで創意工夫がされた予算案だと思っております。特に、私が本当に喜ばしいと思っていることは、中央小学校区の学童保育の施設が新たに建つということです。ここは、長い間懸案事項でされていたと思うんですが、場所がないということで随分困っておられたようですが、本当に一生懸命皆さんがしてくださって、こういう形で実るということを心から喜んでおります。

それと、先ほど補正のところで、私は3点ほど反対の要因として挙げておりますが、これが一般会計の予算の中に反映されておられません。そのことをどう自分としては考えたらいいかというふうに今考えておりますが、議会と町執行部、町は車の両輪と言われております。結局、補正予算の形はやっぱり議会も力が足りなかったのかなど。特に、私は2期今努めておりますが、自分自身がこの3点に対して、どれほど町の方に提案をしたか、その提案が少なかったということで、自分を反省を促しております。そういう意味で、今回の一般会計の予算に対しては賛成をしますし、今後ともよろしく申し上げますということを申し上げて、私も終わりたいと思います。

以上です。

(7番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

因議員。

(6番 因 辰美君 登壇)

◎6番（因 辰美君）

議案第26号平成25年度粕屋町一般会計当初予算について、賛成をいたしますが、総体的な見地から、来年度のために一言要望をいたします。

12月議会の一般質問において、当初予算は収入の範囲内で組むべきであると強く要望いたしました。残念ながら何も改善されず、例年どおりに予算を積み上げ、査定でカットできない事業の財源については減債基金の取り崩しや財政調整基金で財源不足を補っています。果たして住民は基金を取り崩してまでも事業を行なっていただきたいと思っているのでしょうか。粕屋町の公債費の比率も高く、さらには日本の借金も935兆円、1軒当たり180万円です。国民が納めた税金をもっと大切に使用していただきたいと思うのは私だけではないと思います。来年度の予算編成は、収入の範囲内で予算を組むという発想の転換をぜひ図っていただくことを期待し、賛成討論といたします。

(6番 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午後0時45分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第27号平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、議案第28号平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第29号平成25年度粕屋町介護保険特別会計予算について、議案第30号平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

安川予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 安川俊彦君 登壇）

◎予算特別委員長（安川俊彦君）

議案第27号以下議案第30号までの特別会計予算4議案の審議の経過につきましては、議員全員によります予算特別委員会でごございましたので省略をし、結果のみで報告をいたします。

議案第27号平成25年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、本特別会計予算当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ42億9,018万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしては、国民健康保険税8億3,062万8,000円、国庫支出金9億

3,908万6,000円、前期高齢者交付金7億461万5,000円であります。

また、歳出の主なものとしては、保険給付費25億8,874万6,000円、後期高齢者支援金等4億9,207万円、共同事業拠出金5億5,697万4,000円であります。

予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決すべき議案といたしましたことを報告いたします。

議案第28号平成25年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について、本特別会計当初予算については、歳入歳出それぞれ4億150万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料3億1,690万円、繰入金8,349万円であります。

また、支出では、後期高齢者医療広域連合納付金3億8,028万円が主なものであります。

予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、賛成多数で可決議案といたしましたことを報告いたします。

議案第29号平成25年度粕屋町介護保険特別会計当初予算について、本特別会計は保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっております。

保険事業勘定は、予算総額を歳入歳出それぞれ17億8,178万8,000円とするものであります。

その主な理由は、介護給付費の増加に伴うものでございます。

歳入の主なもの、介護保険料が3億7,247万1,000円、国庫負担金2億9,987万1,000円、国庫補助金5,716万円、支払基金交付金4億8,735万4,000円、県負担金2億4,087万3,000円、県補助金695万2,000円、一般会計の繰入金2億8,699万5,000円、介護給付費準備基金繰入金3,000万円。

次に、歳出でございますが、主なものは総務費7,206万6,000円、保険給付費16億6,383万2,000円、諸支出金356万1,000円、地域支援事業費4,132万6,000円でございます。

次に、介護サービス勘定は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,241万1,000円とするもので、歳入の主なものとしたしましては、介護予防サービス計画給付費収入が990万6,000円、繰入金250万4,000円。

歳出の主なものは、総務管理費1,148万円、サービス事業費の93万円でございます。

以上、予算特別委員会で慎重審議を行いまして、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第30号平成25年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計当初予算について、本会計は予算総額を歳入歳出それぞれ355万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、諸収入255万1,000円であります。

また、歳出の主なものとしたしましては、諸支出金330万が主なものでございます。

以上、付託を受けました予算特別委員会で慎重審議を行い、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この各議案につきましても、既に予算特別委員会で審議済みではありますが、その後答弁質疑ありませんか。

質疑があれば一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第27号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

(3番 田川正治君 登壇)

◎3番（田川正治君）

議案第27号ですね。

◎議長（進藤啓一君）

そうです。

◎3番（田川正治君）

国民健康保険税の特別会計について、反対討論を行います。

私は、今回の議会で一般質問でも国保税の1世帯1万円引き下げ、一般会計から0.5%、5,000万円が可能であるということも含め、今、失業、倒産などある中で、国保税が負担になってるということで、この問題について町当局としても考えるように、検討すべきということで質問もいたしました。このような中で、根本的には国保税のこの国からの補助金の関係が50%割った、25%削減される、そういう中で、町で負担をするものが、町民、国保加入者に対してかかってくるというようなことでありまして、今の状況ではこの回収率、徴収も80%台という状況などある中で、国からのペナルティーもかけられる状況で、さらに負担がかかってくるという状況だというふうになっております。一般質問のときにも話をいたしましたけど、国保税の引き下げをするためには、現状においても、所得の低い人たちの国保

税がどれほどになってるかということについても述べました。私の資料では200万所帯で、2人の4人家族、年間所得ですね、37万近く国保税払ってるという状況にもなっておるわけです。こういう中で、昨年と一昨年、当初予算で組まれて4,000万円を組んでおられて、結局補正予算で、24年度は5,400万を繰り入れて赤字補填していくということ行われました。このことについては、国保財政を一般財政から繰り入れて行っていくということをしすべきだというふうに今思うわけですが、昨年と今年と2度同じような赤字補填、という方法での補正のあり方ということについて、問題があるというふうに思います。

当然当初予算で、この5,400万円の不足分が明らかになるというんですか、そういう状況が考えられるということであれば。それも含めて、当初予算で組んで行くべきであるということで、意見も述べました。そういう点で、2年続けて、こういうその当初予算の一般会計からの繰り入れを増やすということをしに行う予算の編成について、反対をするわけであります。5年前は、一般会計からの繰り入れが3億5,000万入っていたのが、今はこの4,000万という状況になってきているわけでありますので、そういう点では、当初予算の組み方として、そういう立場からこの予算の編成について検討すべきであるし、この組み方については異議があり、反対の立場をとるものであります。

以上、反対討論といたします。

(3番 田川正治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (進藤啓一君)

表決は、賛成多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (進藤啓一君)

表決は賛成多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (進藤啓一君)

表決は賛成多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、議案第31号平成25年度粕屋町水道事業会計予算について、議案第32号平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。安川委員長。

安川予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 安川俊彦君 登壇)

◎予算特別委員長（安川俊彦君）

議案第31号、議案第32号の事業会計当初予算の審議の経過につきましては、議員全員によります予算特別委員会でありますので省略をさせていただき、結果のみで報告をいたします。

議案第31号平成25年度粕屋町水道事業会計当初予算についてご報告をいたします。

収益的収支につきましては、収入が9億5,300万6,000円、支出が9億352万7,000円であります。

収入の主なものは、給水収益などの営業収益が9億4,750万1,000円、また、一般

会計繰入金などの営業外収益が550万3,000円であります。

支出の主なものにつきましては、浄水場等の委託に関する費用が6,212万円、水道企業団等の受水費が3億4,700万、また減価償却費2億300万であります。資本的収支につきましては、収入が20万円、支出につきましては4億1444万5,000円あります。

支出の主なものにつきましては、老朽化した配水管布設替え工事、浄水場等の機械更新工事の費用2億9,270万円、企業債償還金1億1,464万5,000円あります。

収入が支出に対し不足しています額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

付託を受けました特別予算特別委員会で慎重に審議いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第32号平成25年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について報告をいたします。

収益的収支につきましては、収入が10億218万1,000円、支出が10億8,740万8,000円あります。

収入の主なものは、下水道使用料が5億9,555万5,000円、一般会計からの繰入金4億159万1,000円あります。

支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金3億8,220万円、減価償却費2億8,818万3,000円、企業利子2億4,520万2,000円あります。

基本的収支につきましては、収入が7億3,302万9,000円、支出が9億万9,120万1,000円あります。

収入の主なものは、企業債が4億6,960万円、一般会計負担金1億6,452万9,000円、国庫補助金8,490万円あります。

支出の主なものは、浸水対策事業また汚水管の工事請負費が2億5,407万8,000円、流域下水道建設負担金が5,196万9,000円、企業債償還金6億8,515万4,000円あります。

収入が支出に対し不足しております額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

付託を受けました予算特別委員会で審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましても、既に予算特別委員会で審議済みではありますが、その

後特に質疑はありませんか。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第31号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第33号住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてを議題といたします。

本件に関し、建設常任会委員長の報告を求めます。

建設常任委員会委員長、伊藤議員。

（建設常任委員長 伊藤 正君 登壇）

◎建設常任委員長（伊藤 正君）

議案第33号住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてであります。

付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

住居標示につきましては、これまで駕与丁、花ヶ浦、若宮、原町、仲原、甲仲原が実施されております。今回の実施予定区域は、議案書の添付図面のとおり、長者原下区を中心とした区域を計画するものであります。住居表示を実施することにより、緊急車両の現場への到着が早くなり、郵便、小包などの配達がスムーズとなり、さらに住所が順序よく表示され、わかりやすいまちづくりが実現できます。また、住居表示の方法につきましては、道路方式もありますが、1丁目1番1号といった街区方式が一般的であります。本町も街区方式を採用するものであります。

以上につきまして当委員会で慎重に審議いたしました結果、原案のとおり全員賛成をもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（建設常任委員長 伊藤 正君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第33号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

長議員。

(4番 長 義晴君 登壇)

◎4番(長 義晴君)

この住居表示につきましては、今委員長報告のとおり、今まで何年もかかっているいろいろな場所を住居表示がされてきておりますが、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の住居表示につきましては、行政区としては、要するに長者原中、それから長者原下、それから戸原の一部、内橋の一部、それから阿恵地区が、行政区としてはそういうふうなことで入っておりますが、住民の意向としまして、非常に昔からの、要するに地名といいますか、呼び名にこだわってあることも十分に承知しておりますが、今後その名称につきましては、確かに難しい面はあろうかと思いますが、十分そこの住民の意向、特に意見を取り入れられて、名称については今後ともご理解していただくようなことで、住民の意向を尊重して決めていっていただきたいというふうなことで、賛成であります。そういったことで配慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

(4番 長 義晴君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する建設常任委員会委員長からの報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(進藤啓一君)

表決は全員賛成であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第34号、指定管理者の指定（継続）についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 向野正幸君 登壇）

◎厚生常任委員長（向野正幸君）

住民福祉部介護福祉課所管の議案第34号指定管理者の指定継続について付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

福祉センターの指定管理については、平成19年3月定例議会にて議決され、平成19年4月1日から3年間、さらに平成22年3月定例議会にて平成22年4月1日から3年間、指定の機関として粕屋町社会福祉協議会を指定管理者として継続していました。今回指定期間の満了に伴い、社会福祉協議会より、理事会の審議を経て指定管理者の継続の申し出がありました。その中で、社会福祉協議会の特性を生かし、地域の人々が安心して生活することができる福祉のまちづくりの場として、地域の特性に応じた総合福祉センターとして活用する、また効率的、効果的な管理運営を行い、さらなる経費の節減にも努める等の計画要望であります。次期の指定管理者の選定に当たり、粕屋町の状況を的確に把握し、地域福祉に精通しており、弾力性、柔軟性にすぐれた施設の運営ができること、施設の設置目的を効果的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した施設管理を安定して行い、かつ経営管理経費の節減に努めることができることなど、協議、検討をし、あわせて過去6年間の経営努力を評価した結果、粕屋町社会福祉協議会は指定管理者としての事業効果が相当程度期待できると認め、粕屋町福祉センターの指定管理者として、平成25年4月より3年間、粕屋町社会福祉協議会を継続して指定することについて、当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

（厚生常任委員長 向野正幸君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第34号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案に対する厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第35号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任会委員長。

(総務常任委員長 安川俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

議案第35号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成25年3月31日限りで、福岡県市町村職員退職手当組合から田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済基金組合を脱退させ、平成25年4月1日から、福岡県市町村職員退職手当組合に下田川清掃施設組合を加入させることなどに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が増減し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求められたものであります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(総務常任委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第35号の討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより議案第35号を採決いたします。
本案に対する総務常任委員会委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

表決は全員賛成であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第1号TPP（環太平洋経済連携協定）への不参加を求める意見書案を議題といたします。

意見書案第1号に対する建設常任委員会委員長からの報告は可決であります。意見書案第1号は可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は可決とすることに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第2号中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書案を議題といたします。

意見書案第2号に対する建設常任委員会委員長からの報告は可決であります。意

見書案第2号は可決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は可決とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

意見書にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付の所管事務調査事項について閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がありますので、これを認めます。

因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長(因 清範君)

3月1日に招集いたしました平成25年度第1回粕屋町議会も本日で最終日を迎えました。本議会に提案いたしました全議案につきまして、同意、可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございます。会期中にいただきました指摘等につきましては、十分留意いたしまして執行してまいりたいと思います。殊に、平成25年度予算特別委員長報告の中、給食センターのPFI事業における予算につきましては、委員長報告で指摘されました趣旨を十二分に尊重し、慎重な取り扱いを図ってまいります。

さて、町議会も緊急の要件がない限り、議員各位におかれましては最後の議会になると思います。ここで一言ご挨拶申し上げます。時の流れは早いもので、議員各位は4年1期の終わりを迎えられました。長い方は、5期20年、10期40年とおられますが、この間、町議会議員の皆様の絶大なご協力を賜り、粕屋町町政は目覚ましい進展を遂げることができました。このことは、議員の皆様方が真に町民の町政を実現させるべき熱視線を傾け、精魂を尽くされたおかげであり、深く心から感謝申し上げます。再度町議に出馬される方、必ず栄光を勝ちとられ、皆様の豊かな経験と町民の信頼のもと、引き続き諸課題解決、また諸事業の推進にお力をお貸しいただきますよう伏してお願い申し上げます。また、勇退される議員の皆様、まずはゆっくりと心身ともに休められ、今後とも粕屋町発展のため、よろしくお力添えをいただければ幸甚に存じます。結びに、議員各位のご健闘、そしてご健勝、ご多幸を祈念し、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。よって、平成25年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、平成25年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたしますが、開会の日にも申しましたように、この3月議会は私達議員にとっては任期最後の議会でもありました。来る4月には町議会議員選挙が施行されますが、この選挙に立候補せず、今期をもって退任される方もおありだと聞いています。退任予定の皆さん、それぞれの任期のお勤めお疲れ様でした。退任後は健康にも十分注意され、それぞれのお立場でご活躍されますこと、あわせて議会にもお目をかけていただきたいと存じます。また、この選挙に立候補予定の皆さん、それぞれに頑張ってください、皆がそろって再度この議場で再会できることをお祈りしたいと思います。

さらに、この年度をもって退職される職員の皆さん、長い間のお勤めご苦労さまでした。皆さんのこれまでのご精励に敬意を表しますとともに、退職後も健康に留意され、それぞれの立場で充実した日々を送られますことをご祈念いたします。お疲れ様でした。

最後に、ここにおそろいの議員の皆さん、理事者側の皆さん、今議会は長丁場の

会議でありましたゆえ、お疲れだったろうと思います。全ての皆さんにご慰労を申し上げ、平成25年第1回3月議会を閉会いたします。

(閉会 午後1時28分)

会議録調製者 長 克 義

上記の会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 田 川 正 治

署名議員 久 我 純 治